

日高川町地域防災計画

令和6年2月

日高川町防災会議

目 次

第1編 総則

第1節 総則	1-1
1 計画の目的.....	1-1
2 計画の性格.....	1-1
3 計画の修正.....	1-1
第2節 防災行政の基本方針.....	1-2
第3節 防災関係機関の実施責任と業務大綱.....	1-3
1 実施責任.....	1-3
2 処理すべき事務又は業務の大綱.....	1-4
第4節 本町の概況.....	1-9
1 自然的条件.....	1-9
2 社会的条件.....	1-10
第5節 本町で想定される被害想定.....	1-13
1 地震および津波.....	1-13
2 河川氾濫.....	1-22
3 土砂災害.....	1-30

第2編 災害予防計画

第1章 災害予防計画とは	2-1
第1節 災害予防計画の位置づけ.....	2-2
第2節 災害予防計画の体系.....	2-3
第3節 災害予防計画の構成.....	2-4
第2章 住民等と協働で防災に取り組む	2-7
第1節 防災知識の普及を図る.....	2-8
1 防災知識普及計画（総務課、中津・美山地域振興課）	2-8
第2節 地域における防災体制の強化を図る.....	2-11
1 自主防災組織整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）	2-11
2 防災訓練計画（総務課、中津・美山地域振興課）	2-12
3 企業防災促進に関する計画（総務課）	2-15
4 ボランティア活動環境整備計画（住民課）	2-15
5 避難行動要支援者対策計画（総務課、保健福祉課、企画政策課）	2-17
第3章 町の防災体制を整える	2-21
第1節 防災体制を整える.....	2-22
1 防災体制の整備（総務課）	2-22
2 相互応援体制整備計画（総務課）	2-23

第2節 防災施設・設備を整える.....	2-26
1 気象業務整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）.....	2-26
2 情報通信機器・伝達体制の整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）.....	2-26
3 防災拠点整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）.....	2-27
4 緊急輸送活動の施設整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）.....	2-28
5 防災救助施設等整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）.....	2-29
第3節 災害応急対策への備えを行う.....	2-32
1 救急・救助体制の整備計画（総務課）.....	2-32
2 災害時緊急医療体制確保計画（保健福祉課）.....	2-32
3 避難受入及び情報提供活動計画（総務課、住民課、保健福祉課、中津・ 美山地域振興課、教育委員会）.....	2-33
第4節 災害復旧への備えを行う.....	2-38
1 各種データの整備保全（すべての課）.....	2-38
2 罹災証明書の発行体制の整備（総務課）.....	2-38
3 廃棄物処理体制の整備（住民課）.....	2-38
4 地籍調査の推進（建設課）.....	2-38
5 復興計画の作成（企画政策課）.....	2-38
第4章 災害に強いまちをつくる	2-41
第1節 公共的施設災害予防計画.....	2-42
1 上水道施設（上下水道課、中津・美山地域振興課）.....	2-42
2 下水道等施設（上下水道課）.....	2-42
3 公衆電気通信施設（企画政策課）.....	2-43
4 電力施設（総務課）.....	2-43
5 鉄道施設（総務課）.....	2-44
第2節 自然災害防止計画.....	2-46
1 河川防災計画（建設課）.....	2-46
2 砂防防災計画（建設課）.....	2-47
3 山地防災計画（建設課、林業振興課）.....	2-49
4 地すべり防止計画（建設課）.....	2-49
5 急傾斜地崩壊防止計画（建設課）.....	2-51
6 ため池防災計画（農業振興課）.....	2-52
7 道路防災計画（建設課）.....	2-53
8 農業関係災害予防計画（農業振興課）.....	2-54
9 林業関係災害予防計画（林業振興課）.....	2-57
第3節 建築物の安全対策計画.....	2-59
1 建造物災害予防計画（総務課、企画政策課、建設課、中津・美山地域振興課）...	2-59
2 宅地災害予防計画（企画政策課）.....	2-61

第5章 個別災害予防計画の推進を図る	2-63
第1節 火災予防対策	2-64
1 火災予防計画（総務課、中津・美山地域振興課）	2-64
2 林野火災予防計画（総務課、林業振興課、中津・美山地域振興課）	2-66
第2節 その他防災対策	2-68
1 文化財災害予防計画（総務課、中津・美山地域振興課、教育委員会）	2-68
2 危険物等災害予防計画（総務課、中津・美山地域振興課）	2-69

第3編 災害応急対策・復旧計画

第1章 災害応急対策とは	3-1
第1節 災害応急対策・復旧計画の位置づけ	3-2
第2節 災害応急対策計画の構成	3-3
第2章 災害対応の体制	3-5
第1節 防災組織計画（すべての班）	3-6
1 動員配備体制	3-6
2 災害対策本部の設置	3-9
第2節 気象警報等の伝達計画（すべての班）	3-12
1 注意報、警報及び特別警報	3-12
2 火災警報	3-15
3 指定河川（日高川）の洪水予報	3-16
4 水防警報	3-17
5 土砂災害警戒情報	3-17
6 和歌山県気象情報	3-18
7 記録的短時間大雨情報	3-18
8 竜巻注意情報	3-18
9 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	3-18
10 早期注意情報（警報級の可能性）	3-19
11 警報等の周知	3-20
12 異常現象を発見した者の措置	3-20
第3節 地震情報等の伝達計画（すべての班）	3-21
1 気象庁・和歌山地方気象台が発表・伝達する地震情報	3-21
2 地震情報（震度速報を除く）の伝達	3-24
3 地震情報の伝達	3-25
4 異常現象を発見した者の措置	3-25
5 問い合わせに対する対応	3-26
第4節 津波に関する警報・注意報等の伝達計画（総務対策班）	3-27
1 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、津波に関する情報の種類と内容	3-27
2 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の通知と伝達	3-33

第5節 水防計画（総務対策班、土木対策班）	3-36
1 水防体制	3-36
2 情報の収集及び警戒体制の確立	3-36
3 水防資機材の確保	3-37
4 水防工法	3-37
5 応援要請	3-37
6 地震により行う水防活動	3-37
第3章 災害対応のコーディネイト	3-39
第1節 情報の収集・伝達	3-40
1 災害通信計画（総務対策班）	3-40
2 被害情報等の収集計画（すべての班）	3-42
3 災害広報計画（総務対策班）	3-48
第2節 緊急輸送体制の整備	3-50
1 道路交通の応急対策計画（総務対策班、産業・輸送対策班）	3-50
2 輸送計画（総務対策班、産業・輸送対策班）	3-55
第3節 外部への応援要請	3-57
1 自衛隊派遣要請等の計画（総務対策班）	3-57
2 県防災ヘリコプター活用計画（総務対策班）	3-59
3 相互応援計画（総務対策班）	3-60
4 災害対策要員の計画（総務対策班、救助対策班）	3-62
5 救援物資の受入計画（救助対策班）	3-63
第4節 法適用	3-65
1 災害救助法の適用計画（救助対策班）	3-65
2 被災者生活再建支援法の適用計画（総務対策班、救助対策班）	3-66
第5節 各種相談窓口の設置	3-70
1 生活関連総合相談計画（総務対策班）	3-70
第4章 災害応急対策を行う	3-71
第1節 避難計画	3-72
1 高齢者等避難及び避難指示等（総務対策班、支所駐在班）	3-72
2 避難の方法（総務対策班、支所駐在班）	3-74
3 避難路の確保（総務対策班、土木対策班、支所駐在班）	3-74
4 避難所の設置及び運営（救助対策班、衛生対策班、支所駐在班）	3-75
5 広域的な避難を要する場合の活動（総務対策班）	3-77
第2節 救助・救急、医療及び消火活動	3-78
1 罹災者救出計画（救助対策班）	3-78
2 医療助産計画（衛生対策班）	3-79
3 消防計画（総務対策班、支所駐在班）	3-81
4 住居等の障害物除去計画（土木対策班）	3-82
5 行方不明者の捜索及び遺体処置計画（総務対策班、救助対策班、衛生対策班、支所駐在班）	3-83

第3節 保健衛生計画.....	3-85
1 防疫計画（衛生対策班）.....	3-85
2 清掃計画（救助対策班）.....	3-86
3 食品衛生計画（衛生対策班）.....	3-87
4 保健師活動計画（衛生対策班）.....	3-88
5 精神保健福祉対策計画（衛生対策班）.....	3-89
6 動物救護活動支援計画（救助対策班、産業・輸送対策班）.....	3-90
第4節 物資等の輸送供給.....	3-92
1 食糧供給計画（救助対策班）.....	3-92
2 給水計画（上下水道対策班）.....	3-93
3 物資供給計画（救助対策班）.....	3-94
第5節 公共土木施設等応急対策計画（上下水道対策班、土木対策班）.....	3-96
1 河川災害.....	3-96
2 砂防・地すべり等土砂災害.....	3-96
3 道路、橋梁災害.....	3-96
4 下水道等災害.....	3-96
5 山地災害.....	3-96
第6節 文教対策活動.....	3-97
1 小・中学校の計画（文教対策班）.....	3-97
2 学校給食関係の計画（文教対策班）.....	3-98
3 社会教育施設関係の計画（文教対策班）.....	3-98
4 学用品支給計画（文教対策班）.....	3-99
第5章 生活再建、復旧・復興	3-101
第1節 罹災証明書の発行等.....	3-102
1 被害認定調査計画（総務対策班）.....	3-102
2 被害認定計画（総務対策班）.....	3-102
第2節 住宅・宅地対策計画.....	3-104
1 実施者（救助対策班）.....	3-104
2 救助法による応急仮設住宅の建設の基準（救助対策班）.....	3-104
3 救助法による住家の応急修理の基準（救助対策班）.....	3-104
4 資材の確保（救助対策班）.....	3-105
5 応急仮設住宅の管理・運営（救助対策班）.....	3-105
6 民間賃貸住宅の活用（救助対策班）.....	3-105
7 公営住宅の活用等（救助対策班）.....	3-106
8 被災者に対する住宅建設資金等の融資（救助対策班）.....	3-106
9 危険宅地、建築物の応急危険度判定の実施（土木対策班）.....	3-106
10 住居に関する被災者への情報提供（救助対策班）.....	3-106
第3節 経済的支援.....	3-107
1 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画（救助対策班）.....	3-107

2 災害義援金品配分計画（総務対策班、救助対策班）	3-107
第4節 公共的施設災害応急対策計画	3-109
1 上水道施設（上下水道対策班）	3-109
2 下水道施設（上下水道対策班）	3-109
3 建築物の応急対策（総務対策班、支所駐在班）	3-110
4 その他の施設（総務対策班）	3-110
第5節 施設災害復旧事業計画	3-111
1 事業計画の種別（すべての班）	3-111
2 災害復旧対策（すべての班）	3-112
第6節 農林漁業者及び中小企業への融資	3-113
1 農林漁業関係の資金融通（産業・輸送対策班）	3-113
2 商工業関係の資金融通（産業・輸送対策班）	3-113
3 福祉関係の資金融通（救助対策班）	3-113
4 住宅関係の資金融通（救助対策班）	3-114
第7節 復興まちづくり（総務対策班）	3-115
第6章 その他個別計画	3-117
第1節 農業関係災害応急対策計画	3-118
1 風水害応急対策（産業・輸送対策班）	3-118
2 干害応急対策（産業・輸送対策班）	3-119
3 寒冷害（雪害）応急対策（産業・輸送対策班）	3-120
第2節 林業関係災害応急対策計画	3-122
1 林地の対策（産業・輸送対策班）	3-122
2 造林地の対策（産業・輸送対策班）	3-122
3 苗木等の対策（産業・輸送対策班）	3-122
4 一般林産物及び施設の対策（産業・輸送対策班）	3-122
5 特殊林産物及び施設の対策（産業・輸送対策班）	3-123
6 林道、治山施設等の対策（産業・輸送対策班）	3-123
第3節 林野火災応急対策計画	3-124
1 出火の発見・通報（総務対策班、支所駐在班）	3-124
2 消火・救出活動（総務対策班、支所駐在班）	3-124
3 避難・誘導（総務対策班、支所駐在班）	3-125
4 広域応援等の要請（総務対策班、支所駐在班）	3-125
第4節 危険物等災害応急対策計画	3-126
1 危険物施設災害応急対策計画（総務対策班、支所駐在班）	3-126
2 火薬類災害応急対策（総務対策班、支所駐在班）	3-127
3 高圧ガス災害応急対策計画（総務対策班、支所駐在班）	3-127
4 毒物劇物災害応急対策計画（総務対策班、支所駐在班）	3-129
5 危険物等輸送車両災害応急対策計画（総務対策班、支所駐在班）	3-130
6 有害物質漏洩等応急対策計画（総務対策班、支所駐在班）	3-130

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則.....	4-1
1 推進計画の目的.....	4-1
2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱.....	4-1
第2節 関係者との連携協力の確保.....	4-2
1 資機材、人員等の配備手配.....	4-2
2 他の市町村への応援要請.....	4-2
3 帰宅困難者への対応.....	4-2
第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	4-3
1 津波に関する情報伝達等.....	4-3
2 津波避難の呼びかけ及び避難指示の発令基準.....	4-3
3 避難対策等.....	4-3
4 消防機関等の活動.....	4-5
5 水道、電気、ガス、通信、放送関係.....	4-6
6 交通.....	4-6
7 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策.....	4-7
8 迅速な救助.....	4-8
第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等.....	4-9
1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等.....	4-9
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等.....	4-9
3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知.....	4-9
4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に 関する情報の収集・伝達等.....	4-9
5 災害応急対策をとるべき期間等.....	4-9
6 警備対策.....	4-10
7 水道、電気、ガス、通信、放送関係.....	4-10
8 交通.....	4-11
9 町自ら管理等を行う道路、その他の施設に関する対策.....	4-11
10 滞留旅客等に対する措置.....	4-12
11 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、町の防災体制.....	4-12
12 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知.....	4-12
13 災害応急対策をとるべき期間等.....	4-13
14 町のとるべき措置.....	4-13
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	4-14
第6節 防災訓練計画.....	4-15
1 防災訓練の実施.....	4-15
2 県の助言と指導.....	4-15
3 訓練内容.....	4-15
第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	4-16

1 町職員に対する教育.....	4-16
2 地域住民等に対する教育.....	4-16
3 相談窓口の設置.....	4-17

資料編

1 災害警戒区域に関する資料

1.1 土砂災害警戒区域.....	資料1-1
-------------------	-------

2 気象観測施設に関する資料

2.1 雨量観測所.....	資料2-1
2.2 水位観測所.....	資料2-3
2.3 地震観測施設.....	資料2-4

3 水防に関する資料

3.1 重要水防箇所.....	資料3-1
3.2 ため池.....	資料3-2
3.3 水門・樋門・こう門の操作表.....	資料3-4
3.4 ダム・ポンプ場の操作表.....	資料3-4
3.5 主要備蓄資材.....	資料3-5

4 災害対策本部に関する資料

4.1 日高川町災害対策本部条例（平成17年5月1日条例第15号）.....	資料4-1
4.2 日高川町災害対策本部規則（平成17年5月1日規則第14号）.....	資料4-2

5 情報の収集・伝達に関する資料

5.1 非常通信経路.....	資料5-1
5.2 被害状況の報告.....	資料5-2

6 応援・受援に関する資料

6.1 災害時等の応援に関する申し合わせ.....	資料6-1
6.2 日高川町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定.....	資料6-3
6.3 災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書.....	資料6-5
6.4 災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書.....	資料6-7
6.5 和歌山県防災ヘリコプター応援協定.....	資料6-10
6.6 災害時におけるヘリコプター発着予定地.....	資料6-14
6.7 林野火災時におけるヘリコプター発着予定地.....	資料6-15
6.8 日高川町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書.....	資料6-16
6.9 災害発生時における日高川町と日本郵便株式会社との協力にかんする協定...	資料6-18

7 法適用

7.1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間.....	資料7-1
7.2 災害時における住家の被害認定に関する協定書.....	資料7-6

7.3 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送の協力に関する 協定書	資料7-14
8 避難に関する資料	
8.1 災害時における避難所等施設利用に関する協定書	資料8-1
8.2 災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書	資料8-7
8.3 指定緊急避難場所及び指定避難所	資料8-15
8.4 福祉避難所	資料8-22
8.5 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所・救護所 位置図	資料8-23
8.6 避難路線	資料8-26
8.7 日高川浸水想定区域内にある施設	資料8-30
8.8 土砂災害警戒区域内にある施設	資料8-31
9 医療救護に関する資料	
9.1 災害時の医療救護に関する協定書	資料9-1
9.2 災害拠点病院	資料9-4
9.3 災害支援病院	資料9-4
9.4 救急告示医療機関	資料9-5
9.5 医師会	資料9-5
9.6 救護所	資料9-5
10 消防に関する資料	
10.1 和歌山県下消防広域相互応援協定	資料10-1
10.2 消防団組織	資料10-17
11 給水に関する資料	
11.1 日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱	資料11-1
11.2 災害時における応急対策業務に関する応援協定書	資料11-8
11.3 給水資機材保有状況	資料11-13
12 廃棄物処理に関する資料	
12.1 災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	資料12-1
12.2 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	資料12-3
12.3 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	資料12-8
12.4 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	資料12-11
12.5 大規模災害時における一般災害廃棄物収集運搬（し尿）及び仮設 トイレ設置に関する協定書	資料12-14
12.6 災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	資料12-20
12.7 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	資料12-23
12.8 ごみ焼却施設	資料12-27
12.9 し尿処理施設	資料12-27
12.10 廃棄物運搬車	資料12-27
13 輸送・交通に関する資料	

1.3.1	救援物資の集積場所.....	資料1.3-1
1.3.2	異常気象時における道路通行規制基準.....	資料1.3-1
1.3.3	緊急輸送道路図.....	資料1.3-2
1.4	建設に関する資料	
1.4.1	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書.....	資料1.4-1
1.4.2	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書.....	資料1.4-9
1.5	その他協定書	
1.5.1	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書.....	資料1.5-1
1.5.2	防災関係の協働事業に関する協定書.....	資料1.5-5
1.5.3	災害発生時におけるLPガス等の供給に関する協定書.....	資料1.5-9
1.5.4	防災ARシステム利用に関する協定書.....	資料1.5-14
1.5.5	「道の駅」防災利用に関する基本協定書.....	資料1.5-16
1.5.6	災害発生時における法律相談業務等に関する協定書.....	資料1.5-19
1.5.7	無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）に関する協定.....	資料1.5-21
1.5.8	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書.....	資料1.5-24
1.6	条例・規則等	
1.6.1	日高川町防災会議条例（平成17年5月1日条例第14号）.....	資料1.6-1

第 1 編

総 則

第 1 節 総則

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、日高川町防災会議が作成する計画であって、町及び防災関係機関が、その有する機能を有効に発揮し、本町における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、本町域における土地の保全並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

- (1) この計画は、町及び防災関係機関が処置しなければならない本町の地域に係る防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、風水害及び地震等の災害に対応するものである。
- (2) この計画の策定、運営に当たっては、国の防災基本計画及び和歌山県地域防災計画に基づき実施することから、国・県の計画及び関係機関の防災業務計画と整合を図っていくものとする。
- (3) この計画は、災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡・調整を図る上での基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めるものとする。
- (4) 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、住民自身及び自主防災組織等住民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年、日高川町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を日高川町防災会議に提出するものとする。

また、災害対策は相互に有機的・一体的でなければならないことから、県の計画とも十分調整されたものにしていくことが必要である。

第2節 防災行政の基本方針

本町の防災対策の方針については、「新町まちづくり計画」中、「V まちづくりの主要施策」の「健やかで安全・安心なまち」において示されており、これを本計画における防災行政の基本方針として位置づけるとともに、特に、災害時の被害を最小化する、いわゆる「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図る。

防災体制の充実

美しい自然は私たちの心に安らぎと、癒しを与えてくれています。しかしながら、自然は時に猛威をふるい私たちの生命と財産を脅かします。

近い将来発生すると危惧されている南海・東南海地震による家屋の倒壊や異常気象等による風水害など災害時における土砂崩れや河川の氾濫などが懸念されています。

自然との共生のもと、新町の地域防災計画を策定し、河川改修事業、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業により、地震や台風時の災害危険地の解消を図るとともに、日高広域消防との連携による消防・救急体制の充実、消防団の活性化、消防施設の計画的な整備など、地域住民が一体となった総合的な防災体制を確立し、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

(「新町まちづくり計画」より)

第3節 防災関係機関の実施責任と業務大綱

1 実施責任

町並びに、本町の町域を管轄し若しくは町域内に所在する防災関係機関、その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項について、おおむね次の事務又は業務を処理するものとし、その際相互協力を努めることとする。

1.1 町

町は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、本町の地域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関、住民及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

1.2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。そして、市町村等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、その総合調整を行う。

1.3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、本町域及び住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定行政機関と相互協力して防災活動を実施するとともに、円滑な防災活動となるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

1.4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性をかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるように協力する。

1.5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

2.1 町

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
日 高 川 町	(1)町防災会議に関する事務 (2)防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3)災害に関する情報の伝達・収集及び被害の調査報告 (4)災害の防除と拡大の防止 (5)救助、防疫等、罹災者の救助保護 (6)災害復旧資材の確保と物価の安定 (7)罹災者に対する融資等の対策 (8)被災町営施設の応急対策 (9)災害時における文教対策 (10)災害対策要員の動員並びに雇用 (11)災害時における交通・輸送の確保 (12)被災施設の復旧 (13)管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2.2 消防

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
日高広域消防事務組合消 防本部 日高川町消防団	(1)災害に対する予防、防御と拡大防止対策 (2)消防用施設及び資機材の整備充実と訓練の実施 (3)災害時における人命救助対策 (4)災害時における危険物の災害防止対策

2.3 県

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
和 歌 山 県 (日 高 振 興 局) (御 坊 保 健 所)	(1)県防災会議に関する事務 (2)防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3)災害に関する情報の伝達・収集及び被害の調査報告 (4)災害の防除と拡大の防止 (5)救助、防疫等、罹災者の救助保護 (6)災害復旧資材の確保と物価の安定 (7)罹災者に対する融資等の対策 (8)被災県営施設の応急対策 (9)災害時における文教対策 (10)災害時における公安対策 (11)災害対策要員の動員並びに雇用 (12)災害時における交通・輸送の確保 (13)被災施設の復旧 (14)市町村が処理する事務・事業の指導、あっせん等

2.4 警察

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
御 坊 警 察 署	(1) 気象及び災害関係情報の収集と伝達 (2) 被害状況等の調査 (3) 避難の指示、警告及び誘導 (4) 被災者の救助 (5) 遺体の検視及び身元の確認 (6) 交通の秩序及び緊急交通路の確保 (7) 犯罪の予防及び取締り (8) 他機関の行う活動に対する協力援助 (9) その他必要な措置

2.5 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
近畿財務局 (和歌山財務事務所)	(1) 公共土木等被災施設の査定の立会 (2) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定 (3) 地方自治体に対する災害融資 (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示 (5) 未利用の国有地の情報提供
近畿厚生局	救護等に係る情報の収集及び提供
近畿農政局	(1) 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成 (2) 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策 (3) 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策
近畿中国森林管理局 (和歌山森林管理署)	(1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 (2) 国有林における予防治山施設による災害予防 (3) 国有林における荒廃地の災害復旧 (4) 災害対策復旧用資材の供給 (5) 森林火災予防対策
近畿運輸局 (和歌山運輸支局勝浦海事事務所)	(1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・巡回輸送等実施のための調整 (4) 災害時における貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令 (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

〈総則〉 第3節 防災関係機関の実施責任と業務大綱

大阪管区气象台 (和歌山地方气象台)	(1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
近畿総合通信局	(1) 電波の監理、並びに有線電気通信の監理 (2) 非常通信訓練の計画及びその実施指導 (3) 非常通信協議会の育成・指導 (4) 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導 (5) 非常時における重要通信の確保 (6) 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
和歌山労働局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止 (2) 救助の実施に必要な要員の確保
近畿地方整備局 (紀南河川国道事務所、 紀伊山系砂防事務所)	(1) 所管する土木施設及び設備の整備についての指導 (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (3) 被災土木施設の災害復旧 (4) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

2.6 自衛隊

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第37普通科連隊	(1) 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 (2) 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

2.7 指定公共機関

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道(株) 和歌山支社	(1) 輸送施設の整備と安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資の緊急輸送 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 被災施設の調査と災害復旧
西日本電信電話(株) 和歌山支店 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社	(1) 電気通信施設の整備と防災管理 (2) 災害時における緊急通話の取扱い (3) 被災施設の調査と災害復旧
KDDI株式会社	(1) 電気通信施設の整備と防災管理 (2) 災害時における緊急通話の取扱い (3) 被災施設の調査と災害復旧

ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の整備と防災管理 (2) 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 (3) 被災施設の調査と災害復旧
楽天モバイル株式会社	(1) 電気通信施設の整備と防災管理 (2) 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 (3) 被災施設の調査と災害復旧
日本赤十字社 和歌山県支部	(1) 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集配布
日本放送協会 和歌山放送局	(1) 防災知識の普及と警報等の周知徹底 (2) 災害状況及び災害対策等の周知徹底
西日本高速道路(株) 関西支社	(1) 災害時における輸送路の確保 (2) 有料道路の災害復旧
日本通運(株) 和歌山支店	災害時における緊急陸上輸送
関西電力(株) 関西電力送配電(株)	(1) 災害時の電力供給 (2) 被災施設の調査と災害復旧 (3) ダム施設等の整備と防災管理
日本郵便(株)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施 (2) 被災郵政業務施設の復旧

2.8 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	(1) 土地改良施設の整備と防災管理 (2) 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧 (3) 農地たん水の防除施設の整備と活動
バス 機 関	(1) 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 (2) 災害時の応急輸送
輸 送 機 関	(1) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 (2) 災害時の応急輸送
民間放送機関	(1) 防災知識の普及と警報等の周知徹底 (2) 災害状況及び災害対策等の周知徹底
日高医師会	(1) 災害時における医療救護の実施 (2) 災害時における防疫の協力

2.9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
病院・診療所等経営者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 被災時の病人等の収容保護 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設の経営者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における収容者の収容保護
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 等	(1) 町が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 (2) 農林水産物等の災害応急対策についての指導 (3) 被災農林漁業者に対する融資又はあっせん (4) 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 (5) 飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保又はあっせん
商工会等 商工業関係団体	(1) 町が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
金融機関	被災事業者に対する資金融資
危険物及び 高圧ガス施設等管理者	(1) 安全管理の徹底 (2) 危険物及び高圧ガス施設等の点検

第4節 本町の概況

1 自然的条件

1.1 位置と地勢

本町は、和歌山県のほぼ中央部、日高川の中流域に位置し、北は有田川町及び広川町に、西は御坊市及び日高町に、南は印南町に接し、東南は田辺市に接している。

東西約35km、南北約10kmに及び、総面積は331.59km²で、和歌山県の総面積の約7%を占めている。本町の面積の約9割が森林であることから、豊かな自然環境に恵まれた地域であるといえる。

本町の中央部を横断する日高川に沿って、東の山間部から西の平野部へと地形が変化し、四季の変化に富んだ風光明媚な景観を呈している。



1.2 気候

本町は南海型気候区に属し、なかでも西部の平野部では海洋性気候の影響を受け、温暖な気候となっている。年平均気温は16.1℃、年降水量は1961.0mm前後である（川辺地域気象観測所）。

2 社会的条件

2.1 人口

人口は、令和2年の国勢調査によると、9,219人で、昭和40年の国勢調査時に比べると約41%減少している。

平成7年から平成12年にかけては増加がみられたが、それ以降は再び減少に転じている。

世帯数については、昭和40年以降増加傾向にあったが、令和2年の国勢調査では3,592世帯と減少に転じている。

年齢別の構成比を見てみると、14歳以下の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成17年と比べ、緩やかに減少している一方、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、今後も高齢化が進行していくことが予想される。

本町の総人口と世帯数の推移

項目 \ 年	S40年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
総人口（人）	15,550	12,006	11,746	11,556	11,607	11,305	10,509	9,776	9,219
総世帯数（世帯）	3,643	3,504	3,496	3,563	3,812	3,826	3,750	3,650	3,592
1世帯当人員（人）	4.27	3.43	3.36	3.24	3.04	2.95	2.80	2.68	2.57

資料：国勢調査

年齢3区分別人口の推移

年齢区分 \ 年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
(0～14歳)	2,335	2,120	1,962	1,772	1,561	1,400	1,217	1,093
構成比	19.4%	18.0%	17.0%	15.3%	13.8%	13.3%	12.5%	11.9%
(15～64歳)	7,393	7,066	6,705	6,522	6,294	5,814	5,197	4,737
構成比	61.6%	60.2%	58.0%	56.2%	55.7%	55.3%	53.2%	51.4%
(65歳以上)	2,278	2,560	2,889	3,313	3,450	3,294	3,360	3,388
構成比	19.0%	21.8%	25.0%	28.5%	30.5%	31.3%	34.4%	36.8%
和歌山県全体の65歳以上構成比	13.2%	15.3%	18.1%	21.2%	24.8%	27.3%	30.9%	33.4%

資料：国勢調査

2.2 土地利用

利用区分別の土地利用状況では、森林が 28,717ha、農用地が 1,007ha となり総面積の約 9 割を占めており、これらの有効活用が求められる。

土地利用現況

地目	1 農用地					2 森林			3 原野	4 水面・河川・水路			
	農地				採草 放牧地	国有林	民有林	水面		河川	水路		
	田	畑											
現況値(ha)	989	987	329	658	2	28,718	1,251	27,467	0	1,395	316	1,060	19
割合(%)	3.0	3.0	1.0	2.0	0.0	86.6	3.8	82.8	0.0	4.2	1.0	3.2	0.1
地目	5 道路				6 宅地			7 その他					
	一般 道路	農道	林道		住宅地	工業用地	その他の宅地						
現況値(ha)	700	477	40	183	255	179	13	63	1,104				
割合(%)	2.1	1.4	0.1	0.6	0.8	0.5	0.0	0.2	3.3				

※割合については、端数を四捨五入したため、各項目を合計しても100.0%にならなくなっている。

2.3 交通

鉄道は、JR紀勢本線道成寺駅、和佐駅があり、和歌山市から約 60 分で連絡されている。

また、管内の道路については、近畿自動車道紀勢線（湯浅御坊道路）川辺インターチェンジがあり、和歌山市や大阪市までは約 60 分から 150 分で連絡されている。

周辺地域を結ぶ道路としては、国道 424 号をはじめ、日高川沿いを東西に連絡する主要県道御坊美山線と主要県道御坊中津線の他 4 路線、一般県道船津和佐線の他 5 路線によってネットワークされている。このうち、主要県道御坊美山線は、周辺地域の唯一の広域的な基幹道路であるため依存度が高く、重要な役割を担っている。

2.4 通信

町はこれまで、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業による CATV 網の整備及びこれを利用した文字放送等の行政情報サービスの提供をはじめ、情報化に関する学習機会の提供など、情報化に向けた各種の施策を積極的に推進してきている。

2.5 水道・下水道

本町における水の供給は、上水道施設を基本として、地元管理の飲料水供給施設、個人管理の谷水や井戸等によって行われている。このうち小規模なものは、施設の老朽化、高齢化による管理能力の低下などが課題である。

本町の下水道は、農業集落排水事業及び林業集落排水事業により、9地区で施設が稼働しており、これら以外の地区は、合併処理浄化槽の設置が促進されている。

2.6 消防・防災

本町の消防体制は、非常備消防として、8分団、263人で構成される消防団が組織されるほか、常備消防として、日高広域消防事務組合による中津出張所が設置されている。

しかし、消防団においては、少子高齢化に伴う団員数の減少や、昼間の消防力の維持が課題となっているほか、常備消防についても、さらなる広域化への対応が求められている。

また、消火栓や防火水槽等の消防水利をはじめとする施設面の充実も必要となっている。

さらに、防災面については、平成23年台風12号災害や東日本大震災をはじめ、東海・東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震の発生確率や、災害時に孤立する恐れがある集落が点在する本町の特性を十分に踏まえた総合的な防災・減災体制の確立が急務となっている。



第5節 本町で想定される被害想定

1 地震および津波

和歌山県周辺では、近い将来の発生が予想されている東海・東南海・南海3連動地震、南海トラフ巨大地震のほか、中央構造線断層帯の活動による地震等の発生が懸念されている。これらの地震が発生すると、県内に重大な被害をもたらし、社会生活にも大きな影響を及ぼすことが指摘されている。

地震災害対策の前提とする地震災害の想定については、以下の結果を記載する。

- 海溝型地震：「東海・東南海・南海3連動地震*」および「南海トラフ巨大地震*」
- 活断層型地震：「中央構造線による地震**」および「田辺市内陸直下の地震**」

*平成25～26年にかけて調査結果を公表 **平成18年3月に調査結果を公表

1.1 海溝型地震

1.1.1 想定地震

県では、約100年周期で発生すると想定されているM8クラスの「東海・東南海・南海3連動地震」（以下「3連動地震」）と、千年に一度と想定されているM9クラスの「南海トラフ巨大地震（以下「巨大地震」）の震度、津波の浸水等を基に、人的被害、建物被害等を取りまとめている。

1.1.2 震度・津波予測

地震動等の震度・津波予測は、以下のとおりである。

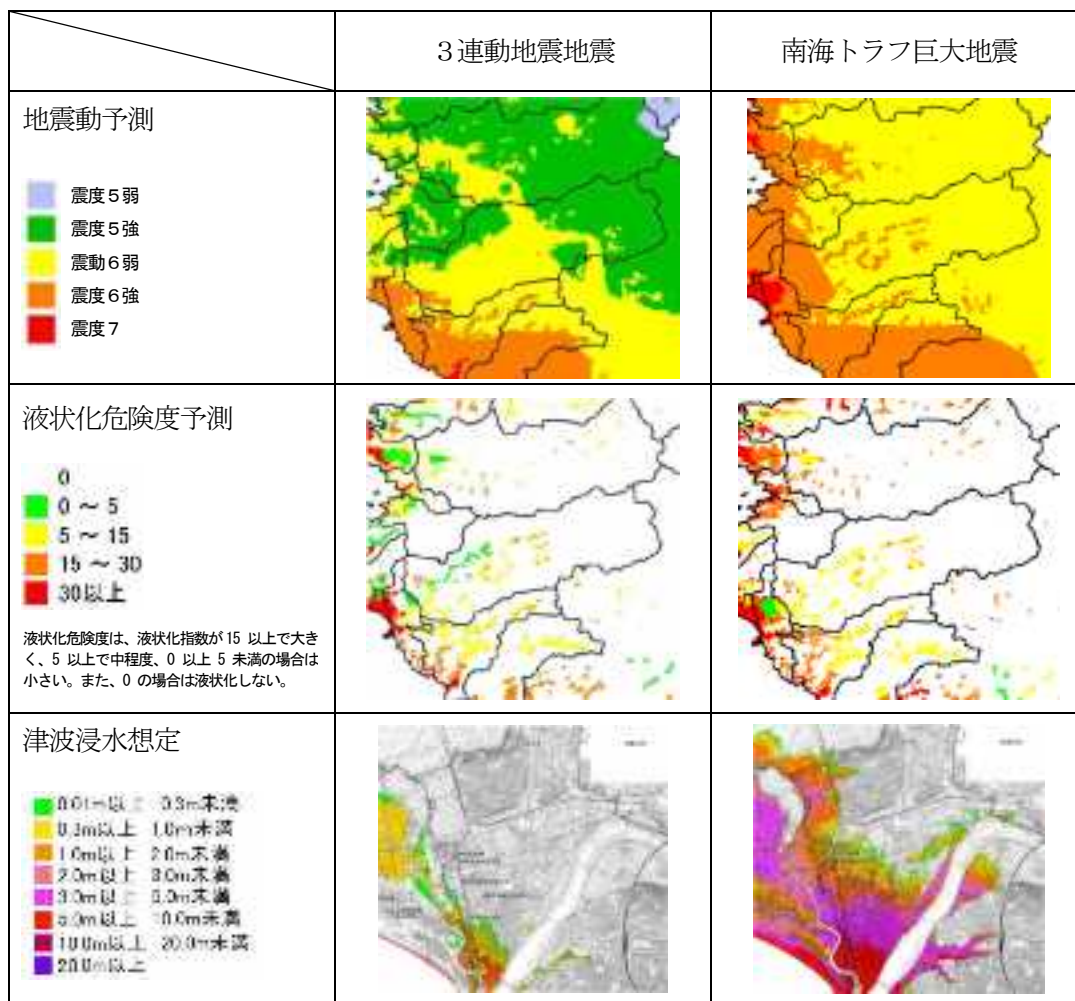
最大震度が、3連動地震、巨大地震ともに6強となり、どちらも非常に大きな揺れとなる。なお、同時期に津波も発生し、浸水区域も想定されている。また、一部の地域では、津波災害警戒区域に指定されている。

震度・津波予測の概要

区分	項目	単位	3連動地震	巨大地震
被害概要	地震規模	Mw	8.7	9.1
	最大震度	震度	6強	6強

(出典：平成25年 和歌山県の津波浸水想定、平成26年 和歌山県の地震被害想定)

地震動・液状化・津波予測の結果



津波災害警戒区域

(津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書、告示番号：和歌山県告示第461号、平成28年4月19日)

1.1.3 被害予測

海溝型地震による地震の被害予測の詳細は、以下に示す。なお、地震はいつ発生するかわからないため、季節・時刻・風速等、いくつかのパターンで被害想定を実施されており、以下の被害が最も大きくなる値を記載している。

海溝型の地震が発生した場合、人的および建物被害として、3連動地震では、死者11人（発災時人口9,800人の0.1%）、建物全壊・焼失214棟（総棟数7,000棟の3.1%）の被害が発生し、巨大地震では死者39人（0.4%）、建物全壊・焼失932棟（13.3%）と大きな被害となることが想定されている。

避難所への避難者（1日後）についても、3連動地震で170人（発災時人口9,800人の1.7%）、巨大地震で770人（7.9%）の発生が想定されている。

海溝型地震による建物・人的被害

区分	項目	3連動地震	巨大地震	
建物被害	総棟数	7,000	7,000	
	揺れ等による全壊棟数	210	920	
	揺れ等による全壊率	3%	14%	
	津波による全壊棟数	0	0	
	津波による全壊率	0%	0%	
	焼失棟数	4	12	
	焼失率	0%	0%	
	全壊棟数合計	210	930	
	半壊棟数合計	990	1,700	
	全壊率	3%	14%	
半壊率	15%	24%		
人的被害	人的被害の合計	人口	9,800	9,800
		死者	11	39
		重傷者	14	54
		軽傷者	150	330
		閉込者	5	23
		無事者	9,600	9,400
	建物倒壊（震動）による被害	死者	9	37
		重傷者	13	53
		軽傷者	150	320
	建物倒壊（がけ崩れ）による被害	死者	2	2
		重傷者	1	1
		軽傷者	1	1
	津波による被害	死者	0	0
		重傷者	0	0
		軽傷者	0	0
		死者（閉込者）	0	0
		避難者	0	0
	津波による被害（海水浴客）	死者	0	0
		重傷者	0	0
		軽傷者	0	0
		死者（閉込者）	0	0
火災による被害	避難者	0	0	
	死者	0	0	
	重傷者	0	0	
	軽傷者	0	0	
		死者（閉込者）	0	0

〈総則〉 第5節 本町で想定される被害想定

区分	項目	3連動地震	巨大地震	
避難者数	発災時人口	10,300	10,300	
	死者数	10	38	
	避難者総数	1日後	280	1,300
		1週間後	2,500	2,300
		1ヵ月後	1,400	1,700
	避難所に避難する者	1日後	170	770
		1週間後	1,300	1,200
		1ヵ月後	410	510
	避難所外生活者	1日後	110	500
		1週間後	1,300	1,100
1ヵ月後		940	1,200	
帰宅困難者	帰宅者総数 a		7,400	
	域内帰宅者 b		4,900	
	域外帰宅者	総数 c		2,600
		鉄道・バス利用者 d		32
		自動車・二輪車利用者 e		2,100
		自転車利用者・徒歩 f		520
	徒歩代替者 g		330	
	帰宅困難者 h		1,800	

(出典：平成26年 和歌山県の地震被害想定)

海溝型地震による建物・ライフライン被害

区分	項目	3連動地震	巨大地震	
上水道被害	管延長 km	190.5	190.5	
	管被害箇所数	280	560	
	被害率箇所/km	1.5	2.9	
	水道人口	9,800	9,800	
	断水人口	発災直後	9,600	9,700
		1日後	8,200	9,000
		1週間後	4,100	4,500
		1ヶ月後	0	600
	断水率	発災直後	98%	99%
		1日後	84%	92%
1週間後		42%	46%	
1ヶ月後		0%	6%	
電力施設被害	需要家軒数	7,000	7,000	
	被災軒数	210	930	
	停電軒数	発災直後	—	—
		1日後	220	6,100
		4日後	0	330
		1週間後	0	330
	停電率	発災直後	—	—
		1日後	3%	100%
		4日後	0%	5%
		1週間後	0%	5%
通信施設被害	回線数	3,400	3,400	
	固定電話・不通回線数	発災直後	220	3,400
		1日後	110	3,400
		1週間後	1	190
		1ヶ月後	0	190
	固定電話・不通率	発災直後	7%	100%
		1日後	3%	100%
		1週間後	0%	5%
		1ヶ月後	0%	5%
	携帯電話・不通ランク	発災直後	—	A
		1日後	—	A
		1週間後	—	—
1ヶ月後		—	—	

区分	項目	3連動地震	巨大地震	
道路施設被害	対象道路延長(km)	156	156	
	地震被害箇所数	11	13	
	津波被害箇所数	0	0	
	対象橋梁数	22	38	
	地震被害橋梁数	0	0	
鉄道施設被害	対象路線延長(km)	6	6	
	地震被害箇所数	14	17	
	津波被害箇所数	0	0	
	対象橋梁数	26	26	
	地震被害橋梁数	7	9	
	津波被害箇所数	0	0	
空港施設被害 (ヘリポート)	ポート数	14	14	
	揺れ(震度)の大きな箇所	震度7	0	0
		震度6強	0	12
		震度6弱	14	2
	津波浸水深30cm以上の箇所	0	0	
	液状化危険度大の箇所	PL値 15~30	2	2
PL値 30~		0	0	

(出典：平成26年 和歌山県の地震被害想定)

海溝型地震による災害廃棄物・必要物資数等

区分	項目	3連動地震	巨大地震	
災害廃棄物	災害廃棄物(重量 t)	可燃物	3,500	16,000
		不燃物	11,000	46,000
		合計	14,000	62,000
	災害廃棄物(体積 m ³)	可燃物	6,200	29,000
		不燃物	6,900	31,000
		合計	14,000	59,000
津波堆積物体積(m ³)	0~0	680~1100		
津波堆積物重量(t)	0~0	750~1600		
必要物資数	1日後~3日後(3日間)	避難所避難者数	170	770
		食料(食/3日間)	1,800	11,100
		飲料水(リットル/3日間)	73,500	109,800
	4日後~7日後(4日間)	避難所避難者数	1,300	1,200
		食料(食/4日間)	17,400	16,700
		飲料水(リットル/4日間)	85,700	94,200
毛布(枚)	2,500	2,400		
要援護者施設等の津波被害	津波浸水深30cm以上	0	0	

(出典：平成26年 和歌山県の地震被害想定)

1.2 活断層地震

活断層については、和歌山県が実施した「和歌山県地震被害想定調査（平成18年3月）」の結果を用いる。

1.2.1 想定地震

想定する地震は、本町に大きな影響を及ぼす可能性のある以下の地震とする。

- ・和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震（以下「中央構造線による地震」）
- ・田辺市付近直下を震源とする地震（以下「田辺市内陸直下地震」）

活断層地震の概要

地震	中央構造線による地震	田辺市内陸直下の地震
地震の規模 (マグニチュード)	8.0相当	6.9相当
震源断層の位置	中央構造線 (淡路島南沖～ 和歌山県・奈良県境付近)	田辺市～本宮町
震源断層の深さ	4～14km	4～12.6km

(出典：平成18年 和歌山県地震被害想定調査)

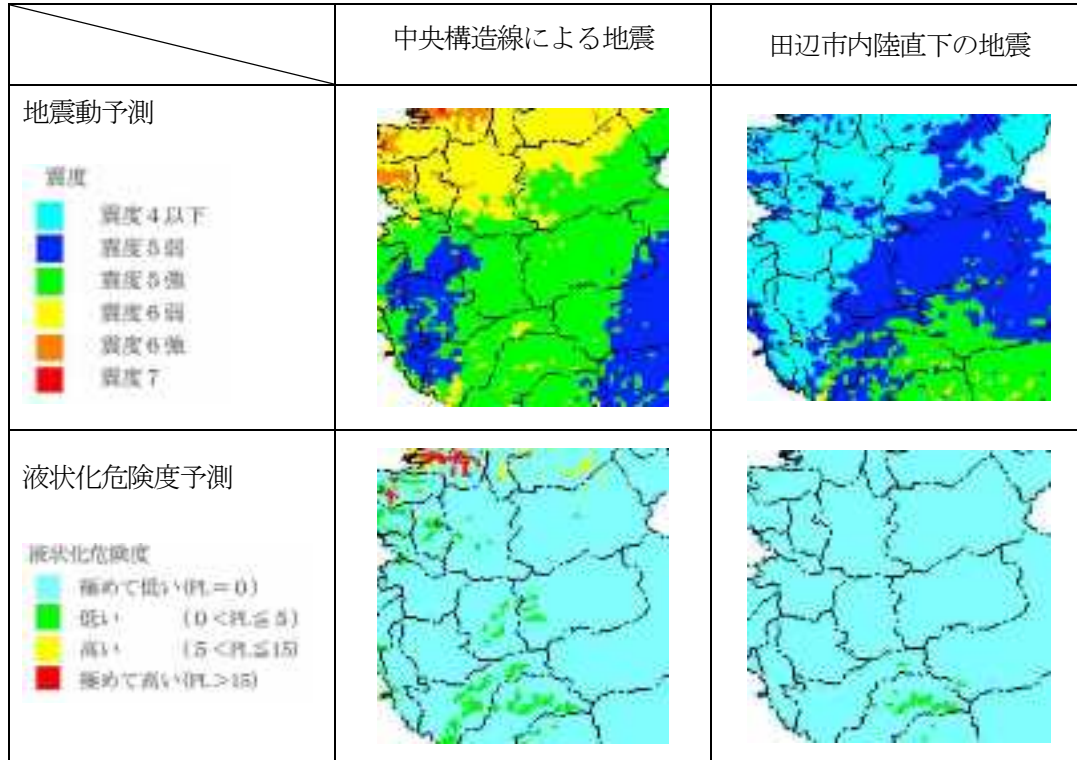
時刻及び季節については、以下の3とおりの組み合わせとする。

- ① 冬5時：多くの人が自宅で就寝中であり、火気の使用が少ない時間帯
- ② 冬18時：炊事や暖房で下記の使用頻度が高くなる季節・時間帯
- ③ 夏12時：海岸沿いには多くの海水浴客が集まり、市街地などにも通勤・通学している人や買い物客等が集まっている季節

1.2.2 地震動等の震度予測

本町の地震動等の予測は、次のとおりである。

活断層地震による震度・液状化の予測



1.2.3 被害予測

活断層地震による被害予測の詳細は、以下に示す。

活断層地震が発生した場合、建物・人的被害として、中央構造線による地震では全半壊34棟、負傷者16人、田辺市内陸直下の地震で全半壊0棟、負傷者1人の発生が想定されている。

活断層型地震：建物・人的被害

区分	項目	中央構造線				田辺市内陸直下				
		(川辺町)	(中津村)	(美山村)	日高川町	(川辺町)	(中津村)	(美山村)	日高川町	
建物被害	総棟数	6,266	3,541	2,862	12,669	6,266	3,541	2,862	12,669	
	揺れ・液状化による全壊棟数	3	9	22	34	0	0	0	0	
	揺れ・液状化による全壊率	0.0%	0.3%	0.8%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	揺れ・液状化による半壊棟数	44	72	125	241	3	4	13	20	
	揺れ・液状化による半壊率	0.7%	2.0%	4.4%	1.9%	0.0%	0.1%	0.5%	0.2%	
	がけ崩れによる全壊棟数	1	2	3	6	0	0	0	0	
	がけ崩れによる全壊率	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	がけ崩れによる半壊棟数	1	2	3	6	0	0	0	0	
	がけ崩れによる半壊率	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	焼失率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	全壊棟数合計（重複処理後）	4	11	25	40	0	0	1	1	
	全壊率（重複処理後）	0.1%	0.3%	0.9%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	半壊棟数合計（重複処理後）	45	74	129	248	3	4	13	20	
半壊率（重複処理後）	0.7%	2.1%	4.5%	2.0%	0.0%	0.1%	0.5%	0.2%		
人的被害	人的被害の合計 （重複処理後）	人口（朝5時）	6,838	2,583	2,161	11,582	6,838	2,583	2,161	11,582
		死者	0	1	1	2	0	0	0	0
		重傷者	0	0	1	1	0	0	0	0
		軽傷者（朝5時）	3	4	8	15	0	0	1	1
	建物倒壊（震動） による被害	閉込者（朝5時）	1	2	4	7	0	0	0	0
		死者	0	0	1	1	0	0	0	0
		重傷者	0	0	1	1	0	0	0	0
	建物倒壊（がけ崩れ） による被害	軽傷者（朝5時）	3	4	7	14	0	0	1	1
		死者	0	0	0	0	0	0	0	0
		重傷者	0	0	0	0	0	0	0	0
	火災による被害	軽傷者	0	0	0	0	0	0	0	0
		死者	0	0	0	0	0	0	0	0
		重傷者	0	0	0	0	0	0	0	0
避難者数	避難者総数	軽傷者	0	0	0	0	0	0	0	
		1日後	29	36	98	163	2	2	5	9
		1週間後	29	37	128	194	2	2	5	9
	避難所に 避難する者	1ヵ月後	29	34	68	131	2	2	5	9
		1日後	19	23	64	106	1	1	3	5
		1週間後	19	24	83	126	1	1	3	5
	避難所外生活者	1ヵ月後	19	22	44	85	1	1	3	5
		1日後	10	13	34	57	1	1	2	4
		1週間後	10	13	45	68	1	1	2	4
帰宅 困難者数	1ヵ月後	10	12	24	46	1	1	2	4	
	外出人数(人)	日中	858	333	175	1,366	858	333	175	1366
	帰宅困難者数(人)	日中	116	161	134	411	116	161	134	411
	帰宅困難率(%)	日中	13.5%	48.3%	76.6%	30.1%	13.5%	48.3%	76.6%	30.1%

（出典：平成18年 和歌山県地震被害想定調査）

活断層型地震：ライフライン他

区分	項目	中央構造線				田辺市内陸直下				
		(川辺町)	(中津村)	(美山村)	日高川町	(川辺町)	(中津村)	(美山村)	日高川町	
上水道被害	管延長 km	89	81	36	206	89	81	36	206	
	管被害箇所数	0	0	1	1	0	0	0	0	
	被害率箇所/km	0.00	0.00	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	給水人口	6,684	2,488	1,358	10,530	6,684	2,488	1,358	10,530	
	断水人口	発災直後	0	4	131	135	0	0	0	0
		1日後	0	4	89	93	0	0	0	0
		1週間後	0	2	65	67	0	0	0	0
	断水率	発災直後	0.0%	0.2%	9.6%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		1日後	0.0%	0.2%	6.6%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1週間後		0.0%	0.1%	4.8%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
下水道被害	被害箇所数(箇所)	1	1	0	2	0	0	0	0	
	処理人口(人)	96	180	0	276	96	180	0	276	
	処理支障人口(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	支障率(%)	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
電力施設被害	電柱本数	4,788	2,422	2,194	9,404	4,788	2,422	2,194	9,404	
	電柱被害本数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	架空配電線 km	465	235	213	913	465	235	213	913	
	架空配電線被害 km	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	地中配電線 km	3	1	2	6	3	1	2	6	
	地中配電線被害 km	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	停電人口	発災直後	310	770	1,454	2,534	10	12	37	59
1日後		47	117	221	385	2	2	6	10	
1週間後		25	62	116	203	1	1	3	5	
通信施設被害	電話柱本数	1,200	886	1,700	3,786	1,200	886	1,700	3,786	
	電話柱被害	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地中配電話線延長 km	12	5	3	20	12	5	3	20	
	地中配電話線被害延長 km	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	架空電話線延長 km	140	99	100	339	140	99	100	339	
	架空電話線被害延長 km	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	一般電話の機能支障人口	0	5	4	9	0	0	0	0	
プロパンガス施設被害	需要家数	1,752	659	556	2,967	1,752	659	556	2,967	
	要点検需要家数	12	15	30	57	1	1	2	4	
道路施設被害	地震被害箇所数	6	10	12	28	2	5	7	14	
鉄道施設被害	地震被害箇所数	4	0	0	4	1	0	0	1	

区分	項目	中央構造線				田辺市内陸直下				
		(川辺町)	(中津村)	(美山村)	日高川町	(川辺町)	(中津村)	(美山村)	日高川町	
災害廃棄物	災害廃棄物(重量 t)	可燃物	852	1,306	2,632	4,790	48	59	207	314
		不燃物	409	453	513	1,375	42	30	46	118
		合計	1,261	1,759	3,145	6,165	90	89	253	432
	災害廃棄物(体積 m³)	可燃物	1,619	2,481	5,001	9,101	92	112	394	598
		不燃物	262	290	328	880	27	19	30	76
		合計	1,881	2,771	5,329	9,981	119	131	424	674
必要物資数	3日後(3日間)	食料(食/3日間)	154	193	555	902	9	9	29	47
		飲料水(t/3日間)	0	11	36	47	0	11	36	47
	7日後(7日間)	食料(食/7日間)	414	523	1649	2,586	25	23	77	125
		飲料水(t/7日間)	0	35	116	151	0	35	116	151
	毛布(枚)		5	10	24	39	0	0	1	1
	仮設トイレ不足数(基)1日後		0	0	1	1	0	0	0	0

(出典：平成18年 和歌山県地震被害想定調査)

2 河川氾濫

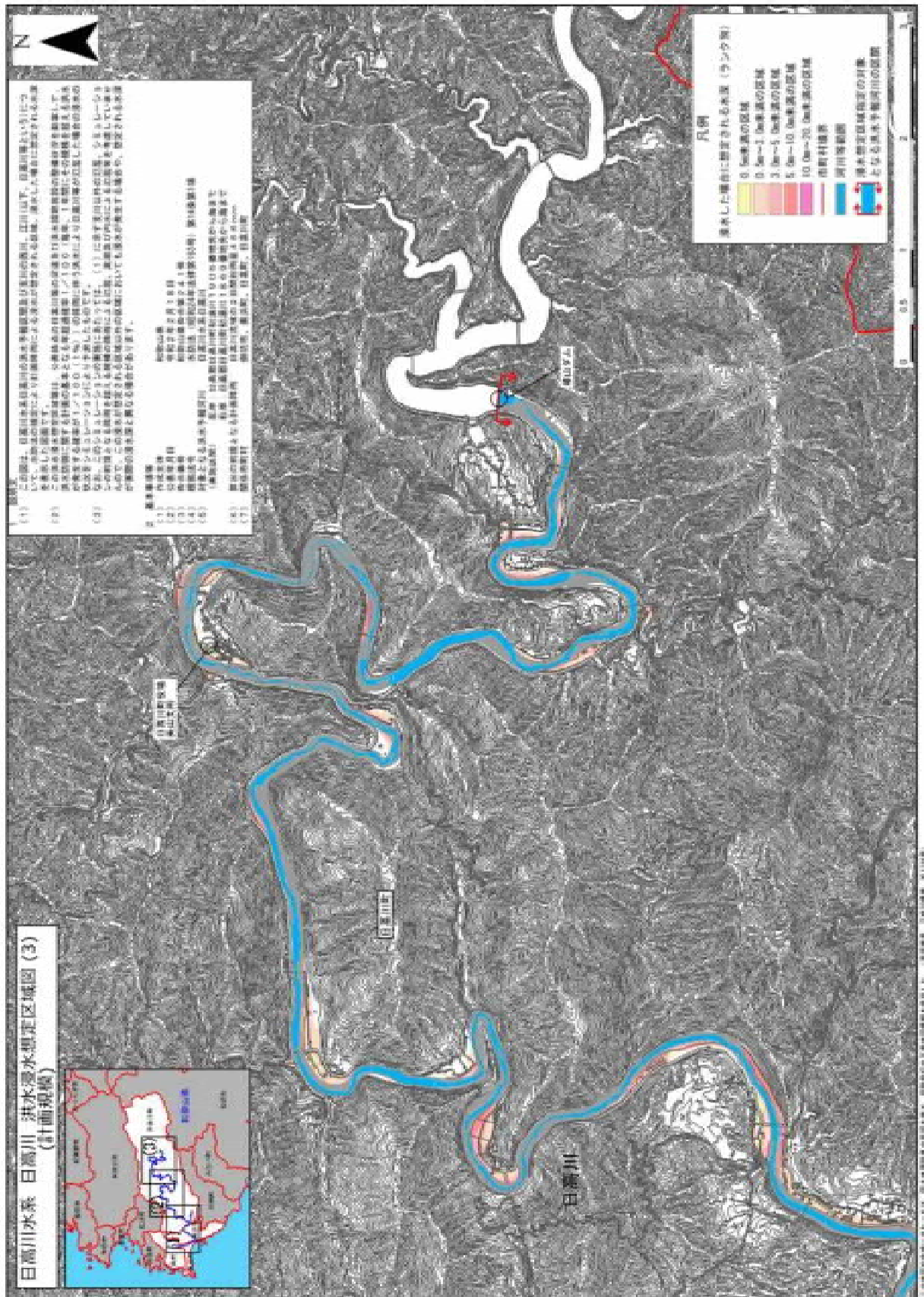
2.1 日高川洪水浸水想定区域図

本町を流れる日高川は、県の洪水予報河川に指定されており、大雨によって日高川が氾濫した場合の浸水想定区域図が公表されている。

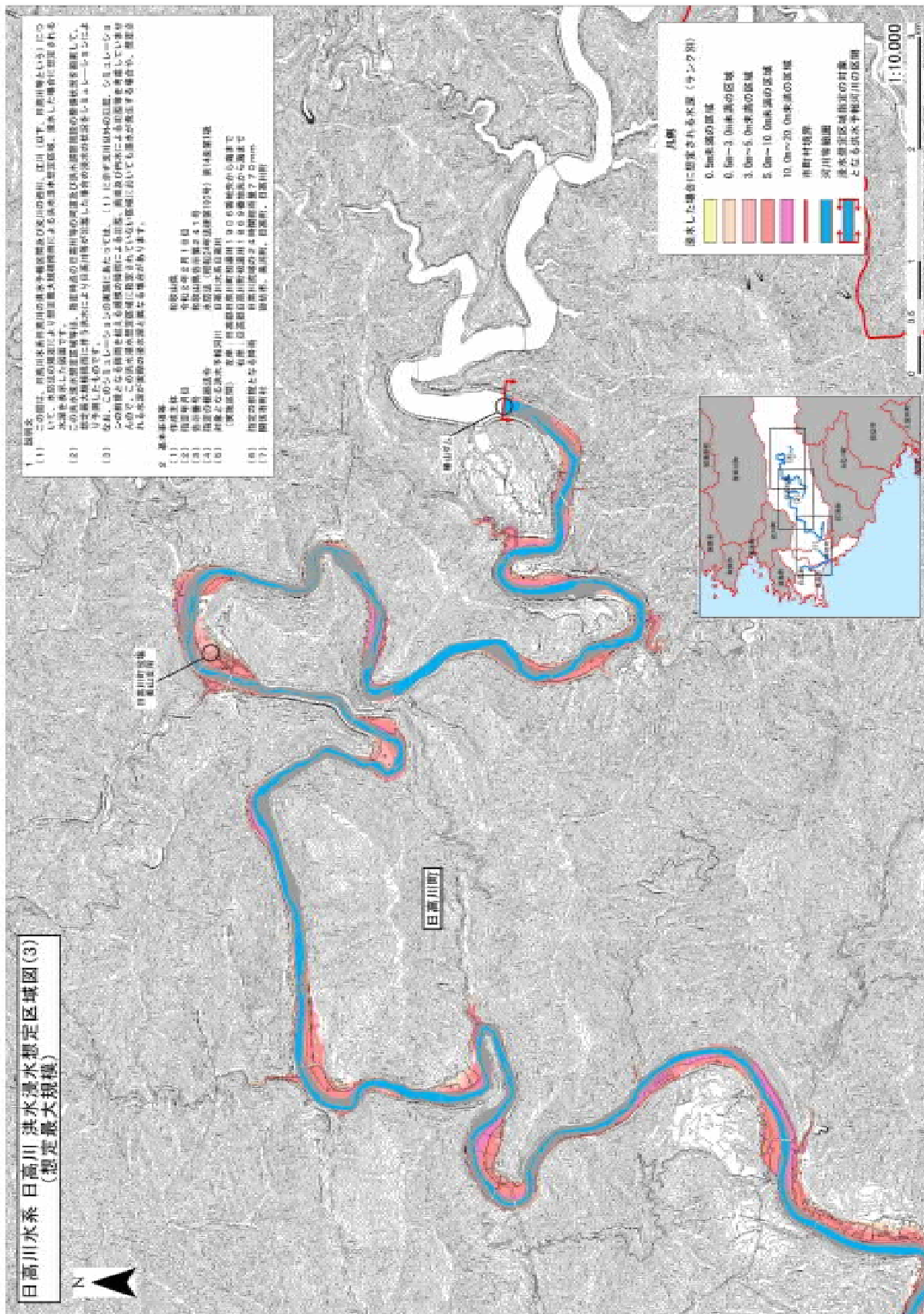
しかし、近年、全国的に記録的な豪雨により想定を超える浸水被害が多発したことで、水防法の一部が改正（平成27年5月20日）された。改正に伴い、県は計画規模降雨・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成し、公表（令和2年2月18日）している。

計画規模降雨による想定雨量：日高川流域の2日間雨量約466mm（約100年に1度の大雨）

想定最大規模降雨による想定雨量：日高川流域の24時間雨量770mm（約1000年に1度の大雨）

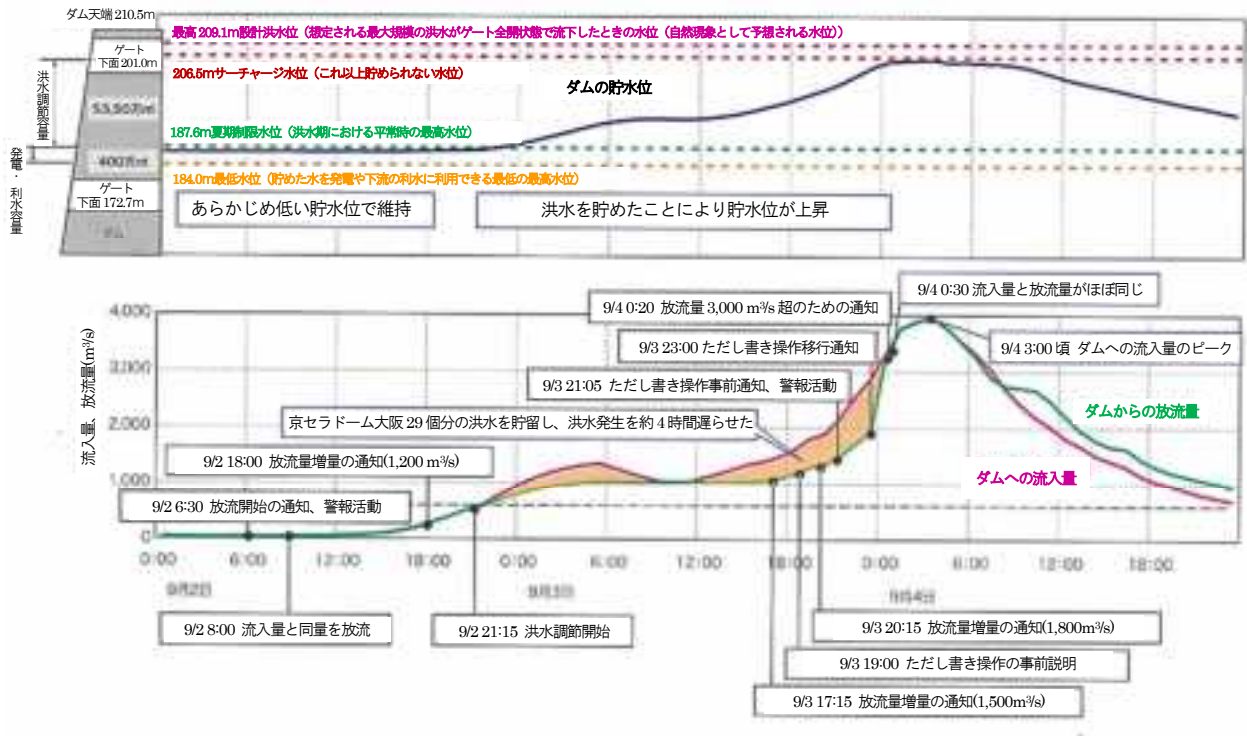


〈総則〉第5節 本町で想定される被害想定



2.2 平成 23 年 8 月の台風 12 号

紀伊半島に甚大な被害をもたらせた平成 23 年 8 月の台風 12 号により、本町では、死者・行方不明者 4 名、全半壊 60 棟、床上浸水 193 棟、床下浸水 88 棟の被害とともに、道路の寸断による 10 地区を超える孤立集落の発生、4500 軒を超える停電、4000 戸弱の断水ならびに、田辺・龍神エリアでの通信孤立が発生している。



台風 12 号時の椿山ダムの洪水調節¹

¹ 平成 23 年 紀伊半島 大水害記録誌 和歌山県

3 土砂災害

3.1 土砂災害警戒区域

和歌山県が土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、令和2年3月にすべての基礎調査を完了した。町内の土砂災害警戒区域等指定状況は下記のとおりである。

【令和5年9月現在】

	警戒区域				特別警戒区域			
	川辺	中津	美山	計	川辺	中津	美山	計
急傾斜地崩壊	291	173	264	728	287	171	261	719
地すべり	5	9	4	18	0	0	0	0
土石流	81	110	93	284	74	90	88	252
計	377	292	361	1,030	361	261	249	971

第2編

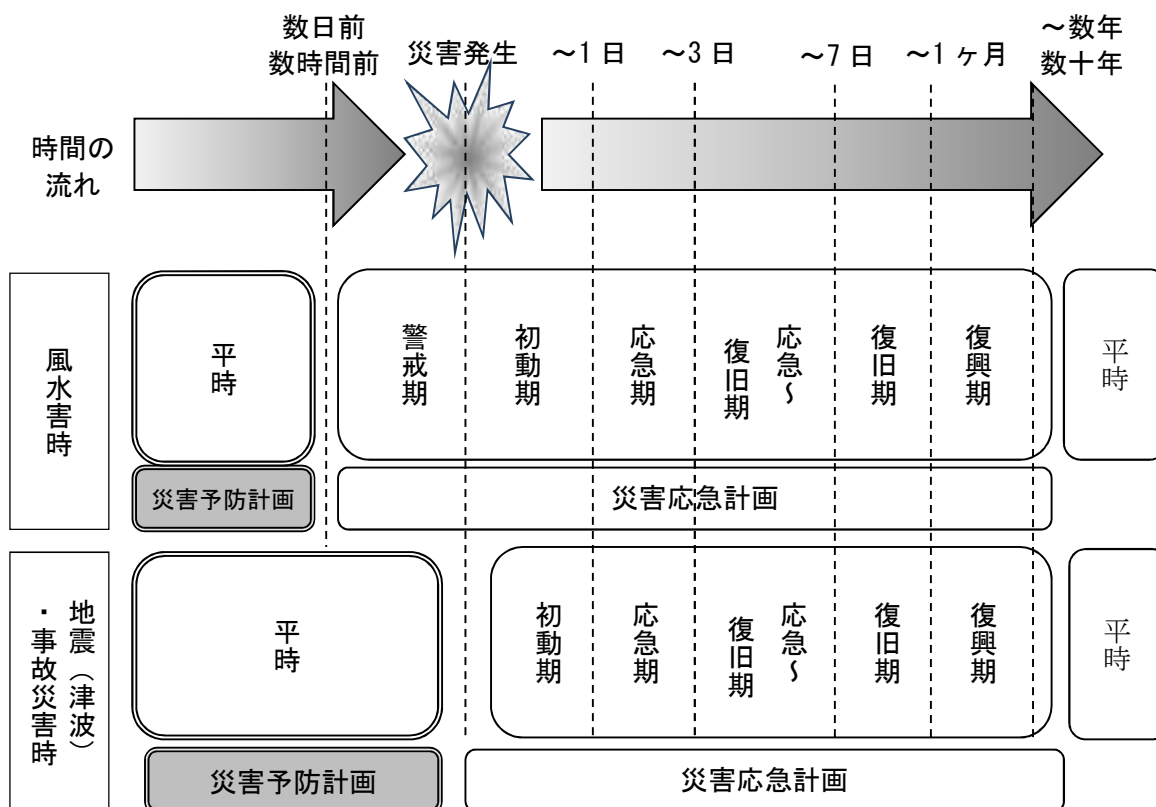
災害予防計画

第1章 災害予防計画とは

第1節 災害予防計画の位置づけ

「災害予防計画」とは、災害発生に備えて、関係各課が、平時にどのような対策をとるべきかを示したものである。なお、災害発生前の警戒期、発生後の応急対策、復旧・復興対策については、第3編「災害応急対策・復旧計画」に示す。

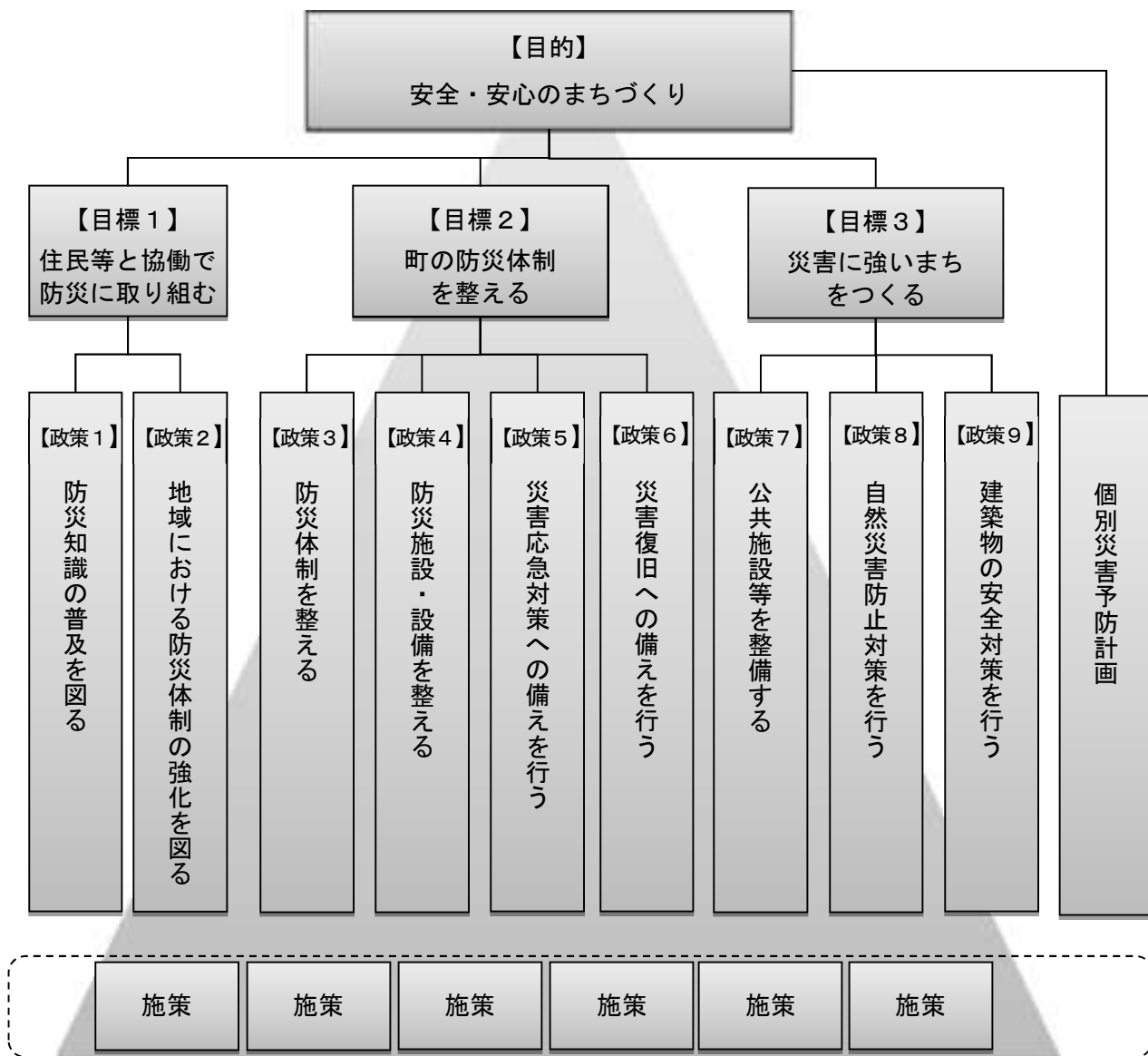
〈災害対策の流れ〉



第2節 災害予防計画の体系

「災害予防計画」は、本町の防災の目的に対し、3つの目標、9つの政策からなる体系に位置付けられている。

〈災害予防計画の体系〉



第3節 災害予防計画の構成

「災害予防計画」の構成は、以下のとおりである。

〈災害予防計画の構成〉

	総務課	議会事務局	出納室	住民課	税務課	保健福祉課	上下水道課	企画政策課	農業振興課	農業委員会	林業振興課	建設課	教育委員会	地域振興課	中津・美山
第2章 住民等と協働で防災に取り組む															
第1節 防災知識の普及を図る															
1 防災知識普及計画	●														●
第2節 地域における防災体制の強化を図る															
1 自主防災組織整備計画	●														●
2 防災訓練計画	●														●
3 企業防災促進に関する計画	●														
4 ボランティア活動環境整備計画				●											
5 避難行動要支援者対策計画	●					●		●							
第3章 町の防災体制を整える															
第1節 防災体制を整える															
1 防災体制の整備	●														
2 相互応援体制整備計画	●														
第2節 防災施設・設備を整える															
1 気象業務整備計画	●														●
2 情報通信機器・伝達体制の整備計画	●														●
3 防災拠点整備計画	●														●
4 緊急輸送活動の施設整備計画	●														●
5 防災救助施設等整備計画	●														●
第3節 災害応急対策への備えを行う															
1 救急・救助体制の整備計画	●														
2 災害時緊急医療体制確保計画						●									
3 避難受入及び情報提供活動計画	●			●		●							●		●
第4節 災害復旧への備えを行う															
1 各種データの整備保全	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2 罹災証明書の発行体制の整備	●														
3 廃棄物処理体制の整備				●											
4 地籍調査の推進												●			
5 復興計画の作成								●							
第4章 災害に強いまちをつくる															
第1節 公共施設用を整備する															
1 上水道施設							●								●
2 下水道等施設							●								
3 公衆電気通信施設								●							
4 電力施設	●														
5 鉄道施設	●														
第2節 自然災害防止計画															
1 河川防災計画												●			
2 砂防防災計画												●			
3 山地防災計画											●	●			
4 地すべり防止計画												●			
5 急傾斜地崩壊防止計画												●			
6 ため池防災計画									●						
7 道路防災計画												●			
8 農業関係災害予防計画									●						
9 林業関係災害予防計画											●				
第3節 建築物の安全対策計画															
1 建造物災害予防計画	●							●				●			●
2 宅地災害予防計画								●							

〈災害予防計画の構成〉

	総務課	議会事務局	出納室	住民課	税務課	保健福祉課	上下水道課	企画政策課	農業振興課	農業委員会	林業振興課	建設課	教育委員会	地域振興課	中津・美山
第5章 個別災害予防計画の推進を図る															
第1節 火災予防対策															
1 火災予防計画	●														●
2 林野火災予防計画	●										●				●
第2節 その他防災対策															
1 文化財災害予防計画	●												●		●
2 危険物等災害予防計画	●														●

第2章 住民等と協働で防災に取り組む

第1節 防災知識の普及を図る

1 防災知識普及計画（総務課、中津・美山地域振興課）

1.1 現状と課題

広報紙、広報車等を通して住民の防災意識の高揚・知識の普及を行っている。また、町職員に対する研修・教育、学校や地域における教育、研修会等を行い、啓発を図っている。

町民一人一人が危機感を持ち、災害に備え、防災・減災に取り組むことが重要である。

1.2 方針

町及び防災関係機関は、職員に対して専門的教育による防災知識の普及を推進する。また、住民に対しては、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけて、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災思想と防災知識の普及を図る。またその際、障がい者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮した防災教育、防災知識の普及に努めるとともに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被害者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図るものとする。

1.3 計画

1.3.1 防災知識の普及

(1) 住民に対する防災知識の普及

ア 実施方法

防災知識の普及は、次の手段等により実施する。

- (ア) 広報紙、ホームページ及びCATVの活用
- (イ) チラシ、ポスター等印刷物の配布
- (ウ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の配布
- (エ) 防災訓練、出前講座による防災教育
- (オ) 県災害対応シミュレーションゲームの利用

イ 普及すべき内容

防災知識の普及は、おおむね次の事項を中心に、その徹底を図る。

- (ア) 防災気象に関する事項
- (イ) 過去の主な被害事例
- (ウ) 日高川町地域防災計画の概要
- (エ) 防災予防の概要 火災予防、台風時における家屋の事前補修他
- (オ) 平常時の心得

- a 食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレトーパー等の備蓄〔家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い1週間分程度とする〕
 - b 非常持ち出し品の準備
 - c 避難路、避難場所及び所要時間の把握
 - d 災害時の家族内の連絡体制の確保
 - e 要配慮者の所在把握
 - f 石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の取得
 - g 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）
 - h 正確な情報の入手方法（防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビ等）
 - i 自動車へのこまめな満タン給油
- (カ) 災害時の心得
- a 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること
 - b 災害情報等の聴取方法
 - c 停電時の処置
 - d 避難場所安全レベルについての考え方
 - e 避難に関する情報の意味（「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」、「警戒レベル4で『危険な場所から全員避難』すべきこと」）の理解
 - f 避難所や仮設住宅等で、性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための知識の徹底
- (キ) 通信確保に関する事項
- 通信の仕組みや代替通信手段の提供等についての利用者への周知に努める。災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(2) 学校教育等での防災教育支援

園児・児童・生徒の発達段階や学校・地域の実態を考慮し、組織的・計画的に防災教育を推進するとともに、自らの命を守る主体者となるため、下記の取り組みに努める。

- ア 「学校における防災教育・安全指針」等を活用した防災学習
- イ 歴史資料等を活用した防災文化の形成
- ウ 「津波避難3原則」「津波てんでんこ」の浸透
- エ 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練
- オ 身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動

(3) 事業所に対する防災知識の普及

- ア 防火管理者、危険物取扱者に対する講習を実施する。

イ 従業員に対する講習会等を実施し、防災知識の普及に努める。

1.3.2 町職員に対する防災教育

災害対策の成否は、町職員の防災知識・心がまえが重要な要素になる。したがって、あらゆる機会を利用して、町職員に対する防災教育の周知徹底を図る。

(1) 研修の実施

町職員に対する防災意識の高揚及び防災知識の普及を図るため、定期的に防災知識の普及、役割の分担、責任の明確化等について、研修を行う。

ア 防災研修

次の事項について、防災研修を行う。

- (ア) 災害時活動の概要
- (イ) 防災関係職員としての心がまえ
- (ウ) 役割の分担
- (エ) 防災資機材等の取扱方法

イ その他の研修、講習会

その他必要に応じて、研修・講習会を開催するよう努めるとともに、防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

1.3.3 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第2節 地域における防災体制の強化を図る

1 自主防災組織整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）

1.1 現状と課題

自主防災組織は、各自治会組織を中心として整備している。令和5年現在、79の組織がある。災害時は、隣近所で協力して消火・救出活動、子どもや避難行動要支援者の避難誘導を行うなどの共助が重要となるが、住民の価値観の多様化や核家族化に伴い、地域コミュニティの希薄化が進んでいる。

1.2 方針

「自らの生命・財産、地域は自ら守る」という精神に基づき、自主防災組織の育成強化を図るとともに、具体的活動内容を明らかにし、自主防災組織の必要性の啓発と指導及び援助を行う。

1.3 計画

自主防災組織整備に関する事業計画は、次により推進していく。

1.3.1 自主防災組織の育成

町は、住民が自主的な防災活動を行う上で、地域の実情に応じた適正な規模（町自治会等）を単位として、防災に関する訓練、講座、説明会等への職員派遣を行い、防災に関する様々な情報を提供し、防災組織の育成、防災の中心的な担い手となる地域防災リーダーの育成に努める。また、要配慮者や女性の自主防災組織への参加促進に努める。

1.3.2 町の指導・助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動を行っていくために、町は地区防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導・助言等を行うとともに、各組織のリーダーのための研修を実施する。

1.3.3 自主防災組織の活動

各自主防災組織は、当該地域の特徴にあわせた規約及び活動計画を定める。

(1) 平常時

- ア 防災に関する知識の普及や防災訓練の実施
- イ 火気使用設備器具等の点検や防災資機材の確保・整備
- ウ 近隣の高齢者・障がい者・外国人・乳幼児等の要配慮者の所在把握

(2) 災害時

- ア 災害情報の収集伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施及び消防機関への協力
- ウ 避難誘導・救出・救護（特に要配慮者に配慮する。）

1.3.4 自主防災組織相互の連携

- (1) 町は、地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織、自主防犯組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう努める。
- (2) 町は、自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

1.3.5 地区防災計画の位置づけ

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

2 防災訓練計画（総務課、中津・美山地域振興課）

2.1 現状と課題

現在、自主防災組織主催の防災訓練や、町内の小・中学校で防災訓練、消防団教育訓練が定期的に行われている。

今後は、震災も含めて災害発生時に対応できるように庁内の訓練を実施するとともに避難行動要支援者向けの訓練を、地域をあげて実施していくことが求められる。

2.2 方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の災害対応力強化、防災関係機関との連携強化及び住民の防災意識の高揚を図るため、より実践的な訓練を積極的、継続的に実施する。

住民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を体得するよう努めるものとする。

2.3 計画

訓練を行うに当たっては、訓練の目的や災害及び被害を具体的に設定した上で、防災関係機関との発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものになるように工夫する。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

2.3.1 水防訓練

水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、消防職員及び消防団員により水防に関する次の訓練を実施するほか、必要に応じて隣接する他の市町や関係機関と合同して実施する。

(1) 実施時期

洪水発生が予想される梅雨期の前に、訓練効果のある適当な時期を選んで実施する。

(2) 実施地域

河川の危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

(3) 方法

現実の水防作業は、暴風雨の最中で、しかも夜間に行う場合が多いことを考慮し、次の事項等について訓練を行う。

- ア 観測
- イ 通報
- ウ 動員
- エ 輸送
- オ 工法
- カ 水防信号

2.3.2 消防訓練

消防計画に基づく消防活動を円滑に遂行するため、消防に関する次の訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村と合同して実施する。

(1) 実施時期

春秋2回の火災予防週間、その他適当な時期を選んで実施する。

(2) 方法

学校、病院、工場、事業所、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する箇所において実施する。

- ア 消防ポンプ操法
- イ 放水
- ウ 非常招集、出動
- エ 通信連絡
- オ 人命救助
- カ 避難
- キ 一般火災防御
- ク 特別火災防御
- ケ 水利統制

2.3.3 災害救助訓練

災害発生時に救助計画に基づく救助活動を迅速かつ的確に実施するために、次の事項についての訓練を、町単独又は必要に応じて他の市町村等と合同して行う。

(1) 実施時期

実施効果のある台風期前等の適当な時期を選んで実施する。

(2) 方法

実施の方法についてはその都度定めるものとするが、おおむね次の事項について実施する。

- ア 通信連絡
- イ 避難救出
- ウ 炊き出し
- エ 給水
- オ 物資輸送
- カ 医療救護

2.3.4 災害通信連絡訓練

第3編第2章第2節「気象警報等の伝達計画」に基づく、予警報の伝達、災害現場との無線による連絡等を円滑に実施できるよう、県及び気象台等の協力を得て、次の事項について訓練を実施する。

(1) 実施時期

実施効果のある梅雨期及び台風期等の適当な時期を選んで実施する。

(2) 方法

実施の方法についてはその都度定めるものとするが、おおむね次の事項について実施する。

- ア 県及び気象台から受けた気象予警報の伝達
- イ 災害現場と本部との無線による連絡

2.3.5 非常招集訓練

災害が発生したとき若しくは発生のおそれのある場合で、特に勤務時間外において町長が動員を指令したときに、動員計画に基づいて迅速に登庁して配備体制ができるよう、適当な時期を選んで訓練を実施する。

2.3.6 学校安全避難訓練

授業中において、火災その他の災害が発生した場合、迅速かつ規律正しく安全な場所に避難して生徒を危険から守ることができるよう、各学校において、防火管理者が適当な時期を選んで訓練を実施する。

2.3.7 防災訓練

町は、県及び防災関係機関と連携し、大規模な災害（洪水、土砂災害、地震等）を想定して、毎年1回以上実施する。防災訓練を行うに当たっては、より実践的なものになるように工夫し、訓練結果を検証することで、年々、訓練内容が充実したものになるように努める。

2.3.8 災害対策本部運営訓練

町は、震災時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理、伝達等の訓練を行い、訓練結果を検証し、必要に応じ体制等の見直しを行う。

3 企業防災促進に関する計画（総務課）

3.1 現状と課題

経済のグローバル化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業も災害時に事業を継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性が一層高まっている。

企業は災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加および地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を充分認識し、防災活動の推進を図る必要がある。

3.2 方針

町は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、企業の防災活動に対する取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定の支援に努め、企業が防災体制の整備等を行うように働きかける。

3.3 計画

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、普及・啓発を実施する。

4 ボランティア活動環境整備計画（住民課）

4.1 現状と課題

災害時において、町及び防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策に追われるため、住民は、地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。このため、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

町では、社会福祉協議会内にボランティアセンターを設置しており、主に福祉や環境に関するボランティアの登録・育成等を行っている。これらの活動を防災分野に生かしていく必要がある。

4.2 方針

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、粉じん暴露防止対策として防じんマスクの着用及び着用方法の周知、被災者ニーズ等の情報提供方策等につい

て整備を推進する。

4.3 計 画

4.3.1 活動支援環境の整備

(1) ボランティアの活動支援拠点の確保

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動支援拠点の確保、整備に努める。

(2) 受入窓口の整備

災害時に迅速に災害ボランティアの受入体制をとることができるよう、あらかじめ受入窓口の担当を定めておく。

4.3.2 ボランティア活動支援体制の整備

町は、県、関係機関・関係団体・既存ボランティアと連携して、災害時におけるボランティア活動支援体制の整備を行う。

4.3.3 災害ボランティアの育成・啓発

(1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、「防災とボランティア週間」等を利用して、ボランティア希望者のための各種講習の開催、ボランティアとの防災訓練の実施等により、住民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、災害ボランティア登録制度の確立を図る。

(2) 災害ボランティアコーディネーターの養成等

災害ボランティア登録者の中から災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、ボランティア活動団体等のネットワーク化に努める。

(3) 専門ボランティアの把握

町は、社会福祉協議会と連携し、次の技能者の確保について協力が得られるよう、専門ボランティア団体との連携強化を図る。

- ア 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士
- イ 土木・建築技術者
- ウ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
- エ 教師・保育者及びカウンセラー
- オ 通訳（外国語、手話等）
- カ 無線技士及び各種機器の修理技術者
- キ 自動車・重機の運転士
- ク その他

5 避難行動要支援者対策計画（総務課、保健福祉課、企画政策課）

5.1 現状と課題

令和2年国勢調査によると、本町の全人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）は約37%である。今後も高齢化の進行は進むものと考えられる。

また、本町域には社会福祉施設が数多く存在しており、これらの施設利用者の安全確保等の防災対策を講じていく必要がある。

5.2 方針

本町域における乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者、高齢者、妊産婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々に対し、迅速、的確な対応を図ることができるよう、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に従い、町民や自主防災組織と協力しながら避難行動要支援者の支援体制を整備するなど、避難行動要支援者の安全確保に努める。

5.3 計画

5.3.1 高齢者、障がい者等、在宅の避難行動要支援者の対策

(1) 在宅の避難行動要支援者の対策

ア 避難行動要支援者の状況把握

町は、平常時から民生児童委員、ヘルパー・自治会等の協力により、また県からの情報提供等により、避難行動要支援者の状況（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する。

なお、把握するに当たっては、避難行動要支援者のプライバシーに十分に配慮することとする。

イ 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否の確認等を適切に行うため、避難行動要支援者名簿の作成と適切な管理・更新を行う。

また、避難行動要支援者名簿に掲載されている者の中で、自力での避難が難しい者及び家族などの避難の支援が受けられない者を基本とし、本人や家族などの希望により個別避難計画を作成する。

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載・記録する。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所

- ・ 電話番号その他連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由
- ・ 前に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

個別避難計画には、次に掲げる事項を記載する。

- ・ 緊急時の家族等連絡先
- ・ 避難支援者情報
- ・ 特記事項

(ア) 避難支援等関係者になる者への名簿情報の提供

町は、消防、警察等の避難支援等関係者に対し、本人又は親権者、法定代理人等から書面による同意を得た者の名簿情報を平常時から提供する。ただし、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に対し、予想される災害種別や規模等を総合的に勘案した上で適切に名簿情報を提供する。

(イ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿作成にあたり、町は、日高川町個人情報保護条例（平成17年日高川町条例第11号）第7条の規定に基づき、町各課等の持つ情報の活用を行うとともに、県に情報の提供を依頼する。

なお、広汎性発達障害や外国人等、上記情報では把握が困難な場合については、障がい者関係団体等福祉関係者や関係機関等と連携を図り、情報収集を行う。

- a 住民基本台帳
- b 身体障がい者手帳交付台帳
- c 療育手帳交付台帳
- d 要介護、要支援認定台帳
- e 特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給者証交付者名簿（保健所）
- f 小児慢性特定疾患登録者名簿（保健所）

(ウ) 名簿の更新に関する事項

町は、少なくとも年1回定期的に更新し、名簿を最新の状態に保つ。

(エ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

町は、名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者への名簿提供に際し、以下に掲げる措置を講ずる。

- a 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- b 町内の1地区の自主防災組織に対して本町全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- c 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

- d 名簿を施錠可能な場所へ保管するなど、厳重に保管するよう指導する。
- e 名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- f 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

(オ) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

- a 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
- b 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- c 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を提供する。
- d 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。
- e 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用する。

(カ) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

ウ 情報伝達体制の整備

町は、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に避難行動要支援者関連施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

(2) 社会福祉施設の予防対策

ア 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設管理者は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。特に、段差の解消など施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。また、食料、防災資材や日常生活に必要な物資を配備しておく。

イ 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設管理者は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、災害時に適切な防災行動がとれるよう定期的に防災教育及び防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し、避難誘導方法を確立しておく。

ウ 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

日高川浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設管理者（資料8.7及び8.8を参照）は、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。

5.3.2 外国人対策

町は、災害発生時に言語の不自由さで外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策を推進する。

(1) 在住外国人の把握

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平素から外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発等

ア 外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布することにより、避難場所・避難路等の周知に努める。

イ 避難場所までの案内板等に外国語を併記するように努める。

ウ 地域に住む外国人の参加を得た防災訓練等の実施に努める。

5.3.3 観光客対策

本町の地理に不案内な観光客に対して、災害発生時に迅速な被災状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、町は、観光協会や旅行業協会など関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

5.3.4 乳幼児・児童対策

町は、災害時において保護者を死亡等により失った乳幼児・児童があるときは、速やかに次により保護する。

- (1) 保育に欠ける乳幼児があるときは、保育所に入所させ保育する。ただし、保育所を設置しない地域にあつては、臨時保育所を開設する。
- (2) 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する日高振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護する。

第3章 町の防災体制を整える

第1節 防災体制を整える

1 防災体制の整備（総務課）

1.1 現状と課題

職員に地震災害時職員初動マニュアルを配布するとともに、職員動員や任務分担、災害時の活動手順等について周知を図っている。

危機管理機能の確保のためには、事前に大災害の発生を見据えた防災体制確立や施設、資機材等の整備が必要である。

1.2 方針

災害時に、災害対策諸活動を円滑に実施するため、国、県及び防災関係機関と連携を図るとともに、公共的団体及び町民の協力を含めた総合的かつ一体的な防災体制の確立を図る。

1.3 計画

1.3.1 非常参集体制の整備

町は、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集途上での情報収集、伝達手段の確保等について検討するとともに、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練の実施に努める。

1.3.2 応急対応力の強化

町は、職員の応急対策全般への対応力を高めるため、応急活動のためのマニュアルの整備、研修制度の充実、大学等の防災研究機関との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

1.3.3 日高川町業務継続計画（BCP）の作成

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実行性ある業務継続性を確保するために、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

2 相互応援体制整備計画 (総務課)

2.1 現状と課題

町では、次のとおり、災害時の相互応援協定を締結している。

(R5年現在)

No	締結 年月日	協定名称	協定先	資料 番号
1	H8. 3. 1	和歌山県下消防広域相互応援協定	和歌山県下の市町村及び消防の一部事務組合	10. 1
	H25. 9. 2	和歌山県下消防広域相互応援協定の一部を変更する協定	和歌山県下の市町村及び消防の一部事務組合	10. 1
2	H8. 2. 23	日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書	日本水道協会和歌山県支部及び和歌山県水道協会に所属する市町村	11. 1
3	H8. 2. 22	和歌山県防災ヘリコプター応援協定	和歌山県	6. 5
4	H11. 8. 1	災害時の医療救護に関する協定書	日高医師会	9. 1
5	H18. 7. 26	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	社団法人和歌山県産業廃棄物協会	12. 2
	H27. 6. 22	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する覚書	一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会	12. 2
6	H18. 9. 1	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	日高川町建設業協同組合	14. 1
7	H19. 7. 27	災害時における応急対策業務に関する応援協定書	日高川町水道協会	11. 2
8	H21. 2. 18	災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	日高環境衛生協同組合	12. 1
9	H24. 2. 7	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局長	6. 1
10	H24. 8. 28	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	和歌山県立日高高等学校中津分校	8. 1
11	H25. 1. 9	日高川町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	社会福祉法人日高川町社会福祉協議会	6. 2
12	H25. 12. 6	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書	御坊日高老人福祉施設事務組合	8. 2
13	H26. 6. 4	防災関係の協働事業に関する協定書	紀州農業協同組合	15. 2
14	H26. 8. 4	災害発生時におけるLPガス等の供給に関する協定書	和歌山県LPガス協会日高支部	15. 3
15	H26. 9. 24	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書	社会福祉法人敬愛会	8. 2
16	H26. 9. 26	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書	社会福祉法人紀成福祉会	8. 2
17	H26. 12. 22	災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書	公益社団法人和歌山県トラック協会	6. 3
18	H27. 1. 30	災害時における住家の被害認定に関する協定書	公益社団法人日本建築家協会	7. 2
19	H27. 1. 30	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人和歌山県建築士会	7. 2
20	H27. 1. 30	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人和歌山県建築士事務所協会	7. 2
21	H27. 2. 23	防災ARシステム利用に関する協定書	一般社団法人全国防災共助協会	15. 4
22	H27. 11. 17	「道の駅」防災利用に関する基本協定書	和歌山県、紀南地域市町村	15. 5
23	H28. 1. 22	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会	7. 2
24	H28. 8. 10	災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書	日高管内1市6町	6. 4

〈予防 第3章〉 第1節 防災体制を整える

25	H29. 4. 1	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	一般社団法人和歌山県清掃連合会	12. 3
26	H29. 4. 1	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会	12. 4
27	R1. 12. 2	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送の協力に関する協定書	きのくに葬祭事業協同組合、(有)メモリアル ウェスト	7. 3
28	R1. 12. 16	災害発生時における法律相談業務等に関する協定書	和歌山弁護士会	15. 6
29	R2. 3. 13	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	(株)キナン御坊営業所	14. 2
30	R2. 5. 14	大規模災害時における一般廃棄物（し尿）及び仮設トイレ設置に関する協定書	日高環境衛生共同組合、一般社団法人和歌山清掃連合会	12. 5
31	R2. 6. 5	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	(有)ワコー産業	12. 6
32	R2. 6. 8	災害時における無人航空機の活用に関する協定書	(株)日進コンサルタント	15. 7
33	R2. 10. 1	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書	紀南段ボール(株)、Jボックス(株)	15. 8
34	R2. 11. 5	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	和歌山県内 27 市町村、公益社団法人日本下水道管路管理業協会	12. 7
35	R3. 3. 26	日高川町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便(株)	6. 8
36	R3. 3. 26	災害発生時における日高川町と日本郵便株式会社との協力に関する協定	日本郵便(株)	6. 9
37	R4. 2. 28	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書	社会医療法人黎明会	8. 2
38	R4. 5. 9	災害時における施設利用に関する協定書	紀州農業協同組合	8. 1
39	R4. 6. 24	災害時における施設利用に関する協定書	和歌山県	8. 1
40	R4. 7. 13	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	関西電力送配電株式会社	15. 1

今後、更に建設関係団体や流通関係団体等と新たに協定を締結するなど、相互応援体制の確立を図る。

2.2 方針

大規模災害における相互応援体制を整備するため、県内市町村、近隣市町及び他縣市町村と相互応援協定を締結する。また、所管事務に係る団体等との応援協定を締結し、協力体制を整備する。

2.3 計画

2.3.1 相互応援協定の締結等

- (1) 町は、相互応援協定の締結先と協議し、要請の手順、双方の連絡窓口の確認、連絡の方法等を取り決めておくとともに、共同で防災訓練を実施するなど、協定の運用について習熟を図るとともに、相互応援体制の強化を図る。
- (2) 今後も、災害時の相互応援協定の締結先及び協定内容の拡充を図る。

2.3.2 防災関係機関の相互協力

各防災関係機関は、他の防災関係機関からの応援について、相互に自らの応援措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。また、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

- (1) 町は、応援要請後、自衛隊、緊急消防援助隊、他市町村からの応援部隊等が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルの整備を行うとともに、職員への周知徹底を図る。また、平時から協定を締結した団体間で、訓練、情報交換等の実施に努めるとともに、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援部隊の執務スペース、宿泊場所、待機所、物資・資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等の確保に努める。
- (2) 町は、町外での大規模災害発生時に備えた支援体制の整備に努めるとともに、防災関係機関や各種団体等との連携を強化し、派遣可能な職員等の人数の把握に努める。また、大規模災害発生による大量の被災者を受け入れる体制整備を県と連携して進めるとともに、広域避難について協定を締結している市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。

2.3.3 関係団体等との協力

町は、その所管事務に関係する団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

第2節 防災施設・設備を整える

1 気象業務整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）

1.1 現状と課題

気象観測を効果的に災害予防に結びつけるためには、観測値の正確さと即時入手が重要である。本町域内又は最寄りの観測所は資料2.1～2.3のとおりであり、観測データは常時若しくは必要に応じて入手することができる。

また、町役場本庁舎及び各支所には、震度計が設置されている。

1.2 方針

災害の未然防止・軽減のための気象情報の質的向上、迅速な伝達を図るとともに、明確な情報の把握に必要な気象観測施設の整備及び観測値の精度保持に努める。

1.3 計画

県等が行う気象・地震観測施設の保守管理に協力し、災害時の対応に万全を期する。

2 情報通信機器・伝達体制の整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）

2.1 現状と課題

2.1.1 県総合防災情報システム

県及び県出先機関、県下全市町村及び防災関係機関が総合防災情報システムによりネットワーク化され、災害情報の収集・伝達の中心的な通信手段として導入されている。

2.1.2 日高川町防災行政無線

町の防災行政無線は、緊急時に気象情報及び災害情報等のよりの確かつ迅速な発信を行うためのデジタル化への移行は完了している。

（1）同報系無線システム

屋外拡声子局及び戸別受信機が設置されており、災害時の緊急情報や気象情報、避難情報の伝達に使われている。また、緊急地震速報等の緊急情報を瞬時に住民に伝達するため、「全国瞬時警報システム（J-Alert）」を整備し、運用している。

2.2 方針

町が保有する防災行政無線設備の維持管理に努めるとともに、関係事業者等との連絡が相互に迅速かつ確実にできるよう、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、災害情報共有システム（Lアラート）を通じた情報発信による警報等の情報伝達ルート多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等、突発災害にも対応できるように体制の確立に努める。

2.3 計 画

2.3.1 情報伝達体制の整備

地域住民に迅速かつ正確な災害情報を提供するため、防災行政無線の整備充実を目指すとともに、災害時に孤立する可能性のある地域との通信の確保について、衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、地域の特性に合った通信手段の整備に努める。

また、避難行動要支援者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与されている賃貸住宅への避難者、情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2.3.2 広域避難者への情報共有化

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

3 防災拠点整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）

3.1 現状と課題

防災拠点として、災害対策本部は町役場、地域防災拠点は町役場中津支所、美山支所と定めている。

小熊地内に、避難場所、避難所、備蓄倉庫、高速道路に近接している地形を生かした救援物資の集積・運搬の拠点及び町民の防災研修の場所として防災センターを建設し、また、和佐地内のかわべテニス公園や南山スポーツ公園を、避難場所、避難施設、救援物資等の集積・搬送施設として整備し、防災機能の強化を図っている。特に、南山スポーツ公園では、普段より自衛隊の訓練活動の場として提供しており、災害時においては、自衛隊の活動拠点として活用を図る。

更に、文教施設を中心に避難場所・避難所に指定している。

過去の災害の教訓から、災害対策本部等の防災拠点には耐震化等による安全性の確保や代替施設の確保、非常用電源設備等の整備や燃料備蓄等による自立性の強化が求められている。

3.2 方 針

災害時において、防災活動の拠点となる施設等を町の防災拠点として位置付け、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、より災害に強いまちづくりを推進する。

3.3 計 画

3.3.1 防災拠点、受入拠点の指定・整備

町は、様々な災害の危険箇所に配慮しつつ、町内で行われる様々な防災活動の中心となりうる施設及び場所について防災拠点として位置付けるとともに、自衛隊や県等からの応援を受け入れる応援活動の拠点となる施設及び場所を受入拠点として位置付ける。

さらに、それぞれの防災中枢機能を果たす施設・設備の充実、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

3.3.2 防災拠点、受入拠点の機能強化

町は、防災拠点や受入拠点に関連する建物等の耐震化・不燃化を図り、設備、備品等の転倒・落下防止対策を講じるなど安全性を確保する。

また、それぞれの施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

3.3.3 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄等

町は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。

3.3.4 防災広場の整備

町は、旧小中学校校舎等の撤去後の土地等を、非常時の緊急物資の集積、自衛隊等派遣部隊の野営、緊急車両等の駐車場及び資機材置場等の拠点地や仮設住宅用地など、防災拠点として防災広場を整備する。

4 緊急輸送活動の施設整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）

4.1 現状と課題

県は、湯浅御坊道路、国道 424 号を第一次緊急輸送道路に、また主要県道御坊美山線外 10 路線を第二次緊急輸送道路に、県道江川小松原線外 3 路線を第三次緊急輸送道路に指定している。また、町は、物資防災拠点として、川辺西小学校体育館を指定している。

町は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点・集積拠点について把握・点検する必要がある。

4.2 方 針

町は、これらを調整し、災害応急・復旧時に消火・救助・救急、緊急物資の供給等を迅速かつ的確に実施するために必要となる道路やヘリポートなどについて、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議の上整備し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

4.3 計 画

4.3.1 緊急輸送道路の指定・整備

町は、県において指定した緊急輸送道路から町の防災拠点に連絡する道路について、第三次緊急輸送道路に指定し、計画的に拡幅、耐震性強化等、特に災害に対する安全性の確保に努める。

また、町は、信号機、情報版の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。

4.3.2 緊急ヘリポートの整備

町は、災害活動緊急ヘリポートを確保し、緊急ヘリポート候補地の施設管理者又は所有者の協力を得て、離着陸場所の安全確保に努める。

さらに平常時より、県と連絡調整し、県防災のヘリコプターの派遣要請に必要な事項を確認するなど受け入れ態勢の整備に努める。

4.3.3 緊急通行車両等の事前届け出制度の活用

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるとともに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章を交付のための事前届出制度の適用について、周知、普及を図るものとする。

4.3.4 緊急輸送に関する環境整備

町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

5 防災救助施設等整備計画（総務課、中津・美山地域振興課）

5.1 消防施設整備計画

5.1.1 現状と課題

本町の消防は、消防本部と消防団によって行われており、消火活動とともに、災害時における救助・救援活動の中心となる組織である。（消防団については、資料10.2参照のこと）

5.1.2 方針

近年における災害の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づく消防施設の計画的な整備を促進し、消防力の充実強化に努める。

また、地震発生時には、水道施設の破壊等による消火栓の断水又は極度の機能低下が予想されるため、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多元化を図るとともに、その適正な配置に努める。

5.1.3 計画

国及び県の補助金等の活用により、消防施設等の整備を推進する。

(1) 消防機械器具の整備

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等基幹消防力の充実を図るとともに、特殊災害に対処するため、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車等科学消防施設の整備拡大を図る。

(2) 救助工作車・資機材の整備

災害時における救助活動の迅速化、的確化を図るため、救助工作車・資機材の整備を促進する。

(3) 化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消火薬剤等の備蓄に努める。

(4) 消防水利の整備

消火栓の新設、増設、防火水槽及び耐震性貯水槽等の整備により消防水利の確保に努める。

5.2 水防施設整備計画

5.2.1 現状と課題

本町における水害の防御・被害の軽減のため、平常時からの水位、雨量の観測、備蓄資材の保管、水防倉庫の整備を行っている。(資料3.5参照)

5.2.2 方針

洪水による災害に対処するため、水防法の規定により、本町の区域における水防の責任を十分に果たし、水防施設の整備を図る。

5.2.3 計画

(1) 水防倉庫及び資材等

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資機材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を備えるものとし、緊急時に備え定期的に整備点検を行い、補充しておく。

また、長期の保管に適さない資材等は、民間取扱業者と契約しておく等の方法を講じておく。

(2) 雨量、水位等観測所

雨量、水位等の情報を正確、迅速に把握するため、町内の適当な箇所に、雨量計、水位計を設置し、そのテレメータ化を図っていく。

(3) 無線通信

通信連絡の確保は、水防活動の根源であり、電話施設が使用不能となった場合も、迅速かつ正確な連絡系統を確立するため、無線通信施設の整備に努める。

5.3 救助物資等備蓄計画

5.3.1 現状と課題

災害発生時に応急用として使用する被服、寝具、生活必需品及び医療品の備蓄が必要である。

5.3.2 方針

災害応急対策を円滑に実施するため、各種応急物資を備蓄、適切な数量を確保するとともに、備蓄倉庫の整備を図る。

5.3.3 計画

(1) 被服、寝具、その他生活必需品

被服、寝具、その他生活必需品については、被災時において必要な物資を現地調達することを原則とし、今後県内の大手流通業者を中心に調達に関する協定を順次締結することとする。

(2) 医薬品等

抗生物質・血液製剤等、災害時に必要な医薬品は、医薬品販売業者を通じて供給するものとし、災害発生初動期3日間の救護医療に必要な医薬品を確保するため、今後医薬品販売業者との調達に関する協定を順次締結することとする。なお、血液については、和歌山県赤十字血液センターに供給を依頼する。

(3) 備蓄倉庫の整備

災害発生時に迅速に対処するため、備蓄倉庫の整備を図る。

第3節 災害応急対策への備えを行う

1 救急・救助体制の整備計画（総務課）

1.1 方針

町では災害時に予想される救急・救助要請に的確に対処するため、体制の整備・充実を図るとともに、住民の自主救護能力の向上と災害時における住民相助への理解と協力を得るよう広報活動に努める。

1.2 住民の自主救護能力向上等の推進

大規模災害における各防災機関の活動能力には限界があり、救急・救助活動を実効あるものとするためには、町民による応急処置の実施などの協力が不可欠である。

1.2.1 救命講習の推進

町民の自主救護能力の向上及び災害時救急医療活動を的確に実施するための事前準備として、普通救命講習等を通じて応急救護知識と技術の普及活動、並びに災害時における救急医療活動方針に関するPR活動を推進する。

1.2.2 緊急消防援助隊の要請及び受入

町は、和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入及び指揮が行えるよう体制を整備する。

2 災害時緊急医療体制確保計画（保健福祉課）

2.1 現状と課題

本町の近隣の救急告示病院は、資料9.4のとおりである。災害時の医療救護班の編成・派遣について、今後、ひだか病院や日高医師会との協議が必要である。

2.2 方針

町長は、県、日高医師会、看護協会、その他医療関係機関と協議し、災害時における救急医療体制の充実に努める。特に、災害発生時に町が開設する避難所・救護所等を考慮し、医療救護班の派遣要請、受入体制について、医療機関と調整を図っておく。

2.3 計画

2.3.1 災害医療情報の収集伝達体制の整備

町は、医療機関と連携して医療に関する情報が速やかに入手できるよう連絡体制の整備を図るため、災害時の連絡調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定めておく。

(1) 被害状況

- (2) 患者受入れ状況
- (3) 血液、医薬品、資機材の状況
- (4) 医師、看護師等医療スタッフの状況

2.3.2 災害応急医療協力体制の整備

町は、日本赤十字社、医師会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、各地域の災害時における救急医療体制（医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等）を定めるとともに、具体的な連絡体制等の整備に努める。また、併せて、災害時に派遣される医療救護班や災害緊急医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受け入れ体制や広域医療体制、患者等の搬送体制等の整備に努める。

2.3.3 医療拠点の整備

- (1) 災害拠点病院・災害支援病院と医療関係機関との間で、実情に応じたネットワーク等の連携を図る。
- (2) 町が開設する救護所・避難所等への医療班等の受入体制について整備を図る。
 - ア 情報の提供方法
 - イ 物資・資機材の支援方法
 - ウ 宿舍等の支援体制
- (3) 近隣市町村との相互応援協定の推進を図る。
- (4) 医療施設の安全化、耐震化を図る。

2.3.4 医療品等の確保

医療救護活動に必要な衛生資材の備蓄を進めるとともに、「和歌山県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、卸業者からの調達、県への要請による確保など、供給体制の充実を図る。

3 避難受入及び情報提供活動計画

（総務課、住民課、保健福祉課、中津・美山地域振興課、教育委員会）

3.1 現状と課題

本町域内の避難場所、避難所は、資料8.3、8.5のとおりである。

3.2 方針

平常時から、被災者支援の仕組みを担当する課・室を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

3.3 計 画

3.3.1 避難誘導

(1) 避難誘導計画

町は、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域（本編第4章第2節「自然災害防止計画」参照）や判断基準、伝達方法、伝達内容を明確にしたマニュアルを作成する等、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。

特に土砂災害警戒区域等においては、土砂災害警戒情報等を用いて、避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すように努める。

防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるように努める。

(2) 避難情報が発令された場合の安全確保措置

避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から消防団等と協議し、住民等への周知徹底に努める。

(3) 広域避難計画

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(4) 外国人旅行者等の避難誘導

町は、訪日外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(5) 児童生徒等の保護者への引き渡し

町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

3.3.2 避難場所

(1) 避難場所の指定

町は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない施設もしくは場所、または構造上安全な施設を避難場所として指定する。指定した避難場所については、災害の

危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

(2) 避難場所の災害種別の周知徹底

また、避難場所へ避難の際には、発生するおそれのある災害に適した避難場所を避難先として選択すべきであることについて、「防災マニュアル」等の配付や広報活動、訓練等を通じて日頃から住民等への周知徹底に努める。特に避難場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

3.3.3 避難所

(1) 避難所の指定

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、避難場所と避難所は相互に兼ねることができる。

また、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(2) 避難所の条件

避難所について、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものと指定する。おおむね次により選定、整備する。

ア 原則として、自治会又は学区を単位として設置することが望ましい。

イ 原則として、耐震・耐火構造の公共建築物（学校、公会堂、公民館等）を利用する。

ウ 収容面積は、おおむね 3.3 m²当たり 2 人とする。

(3) 学校を指定する場合

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

3.3.4 福祉避難所

主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されるもの等を指定する。

また、福祉避難所のうち、障害者にきめ細やかに対応できる施設を障害特性に配慮した福祉避難所に指定する。

福祉避難所はおおむね次により選定、整備する。

- (1) 原則として、耐震・耐火構造の建物を利用する。
- (2) 施設がバリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適している施設であること。
- (3) 避難行動要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、及び日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材が整備・備蓄されていることが望ましい。
- (4) 災害時に福祉避難所を開設したときには、おおむね10人の避難行動要支援者に対して1人の生活相談職員（避難行動要支援者に対して生活支援、メンタルヘルスケア、相談等を行う上で専門的な知識を有する者）を配置することが条件となる。

3.3.5 避難所の設備及び資機材の配備

避難所に必要な次の設備及び資機材を地震被害想定での避難所生活者数を参考として、備蓄目標を設定した上で、分散して配備する防災倉庫等での公的備蓄、関係団体等との応援協定締結による流通備蓄により、必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。

また、飲料水、食料、生活必需品等の緊急物資について、協定締結済みの関係団体等と連携し、災害時の調達体制をあらかじめ整備するとともに、応援締結状況から、調達可能な物資の品目・数量・集積場所及び担当部署等を確認しておく。

- (1) 通信機材（衛星携帯電話等）
- (2) 災害情報入手機器の整備（テレビ、ラジオ等）
- (3) 食料、飲料水、常備薬
- (4) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) パーテーション
- (8) 毛布及び暖房具
- (9) 救護所及び医療資機材
- (10) 物資の集積所
- (11) 仮設の小屋又はテント
- (12) トイレ（仮設トイレ・マンホールトイレ、簡易トイレ等）
- (13) 防疫用資機材
- (14) 工具類

3.3.6 避難所の運営管理

町は、住民に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

3.3.7 避難路（資料8.6参照）

災害が発生した場合、住民が少しでも迅速に指定された安全な避難場所・避難所に避難できるように、避難路の指定・整備を推進する。

避難圏域内の住民を迅速かつ安全に避難させるための道路等であり、おおむね次により選定、整備する。

- (1) 避難路は、避難場所・避難所に通じる道路又は緑道である。
- (2) 避難路の幅員は、避難行動の安全性の観点から道路では15m以上、緑道では10m以上が望ましい。
- (3) 災害時に一部不通となる場合に備え、複数の避難路の確保を配慮すること。

また、災害時には、極めて混乱した状況の中で多くの住民等の避難が必要となる事態も予想されるため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平常時から避難誘導標識及び避難場所・避難所等の案内板の設置に努める。

3.3.8 避難行動要支援者への配慮

避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、個々の態様に配慮した避難場所・避難所及び避難路の確保並びに避難支援計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。また災害発生時に避難施設となる公共施設について、災害時の安全性の向上、段差解消やスロープの設置、空調、洋式トイレ等避難行動要支援者に配慮した施設整備、必要な物資等の備蓄に努める。

3.3.9 観光客への配慮

地理に不案内な観光客に対して、適切な避難誘導ができるよう、避難経路標識等の簡明化に努める。

第4節 災害復旧への備えを行う

1 各種データの整備保全（すべての課）

町及び事業者は、復興の円滑化のため、各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保全並びにバックアップ体制の整備）の総合的な整備保全を行う。

2 罹災証明書の発行体制の整備（総務課）

町は、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

3 廃棄物処理体制の整備（住民課）

町は、平常業務を通じて、災害廃棄物の処理処分方法を確認するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。

また、災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとし、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。

4 地籍調査の推進（建設課）

災害による土地形状の変化が起こった際に迅速な復旧・復興対策に資するため、錯そうしている土地の権利関係を明確にする地籍調査を、国土調査事業十箇年計画に基づき今後とも引き続き推進する。

5 復興計画の作成（企画政策課）

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するために、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

町は、必要に応じて、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即し

て復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第4章 災害に強いまちをつくる

第1節 公共的施設災害予防計画

1 上水道施設（上下水道課、中津・美山地域振興課）

1.1 現状と課題

- (1) 町では、上水道施設、飲料水供給施設により飲料水の供給を行っている。水道普及率は、令和3年現在で95.5%である。
- (2) 「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱」（資料1 1.1 参照）及び「災害時における応急対策業務に関する応援協定書」（資料1 1.2 参照）に基づき、災害時の相互応援体制を確立している。

1.2 方針

水道施設の新設、改良、拡張計画等に合わせ、諸条件を考慮した上で、施設の耐震性を強化し、地震による被害を最小限にする施策を推進する。

1.3 計画

水の確保は災害時の生命線であり、水道施設・設備の安全性の確保については、施設の整備、強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、被災を受けにくいものとする必要がある。これらについては、耐震診断を行うとともに、施設・設備の更新時に十分配慮することとし、老朽施設の更新、改良を行い、施設の強化を図る。

- (1) 老朽管の布設替並びに配水系統の相互連絡のブロック化により、施設整備を推進する。
- (2) 復旧資材の備蓄を行う。
- (3) 水道管路図等の整備を行う。

2 下水道等施設（上下水道課）

2.1 現状と課題

- (1) 本町の下水道は、農林業集落排水事業及び合併処理浄化槽の設置を進めている。下水道の普及率は、令和3年現在で89.7%であり、今後、計画的に整備を促進していく考えである。
- (2) 「災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書」（資料1 2.1）に基づき災害時の下水道処理施設における汚泥処理体制を確立している。

2.2 方針

下水道等の施設については、耐震性を含めた長寿命化を図る。

2.3 計 画

処理場ポンプ施設や管路の耐震性を含めた長寿命化を推進する。

3 公衆電気通信施設（企画政策課）

3.1 現状と課題

災害発生時の電話等の通信手段の確保は、最も重要課題の一つであり、災害に強い基盤整備とともに、通信手段の重層化が求められるため、管理主体である電気通信事業者に十分な連携・協力を要請する。

3.2 方 針

電気通信事業者は、電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また、地震災害による故障が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行い、通信サービスの確保を図る。

3.3 計 画

3.3.1 電気通信事業者

災害による故障発生を未然に防止するため、あらかじめ定める防災計画に従って、予防対策を実施する。

3.3.2 和歌山県情報通信分野災害時応急活動担当者連絡会

組織されている通信事業者及び県内行政機関と平常時から協調し、災害発生時の連絡体制を整備しておく。

3.3.3 町

- (1) 電気通信事業者と平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連絡体制を整備しておく。
- (2) 災害時における電話の復旧順位について、電気通信事業者と協議し、重要通信の確保を図る。

4 電力施設（総務課）

4.1 現状と課題

電力消費は家庭でも職場においても拡大しており、このような状況で災害が発生すると、多大な影響を及ぼす危険がある。また、ライフラインは、災害応急対策及び復旧・復興対策においても必要不可欠なものであり、平素からの予防対策が極めて重要である。

4.2 方針

関西電力(株)及び関西電力送配電(株)は電気事業の公共性に鑑み、電力施設の災害を防止し、又発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

4.3 計画

4.3.1 関西電力(株)及び関西電力送配電(株)

災害による故障発生を未然に防止するため、あらかじめ定める防災計画に従って、予防対策を実施する。

4.3.2 町

- (1) 関西電力(株)及び関西電力送配電(株)と平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連絡体制を整備しておく。
- (2) 災害時における電力の復旧順位について、関西電力(株)及び関西電力送配電(株)と協議し、重要電気の確保を図る。

5 鉄道施設 (総務課)

5.1 現状と課題

本町域には、JR紀勢本線が通り、北を和歌山市方面と、南を田辺市から新宮市方面へと結んでいる。町内には道成寺駅と和佐駅があるが、両駅とも無人駅となっている。

5.2 方針

西日本旅客鉄道(株)は、列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って社会的使命を果たす。また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制を予め策定しておき、更に線路施設等の被災状況を的確に把握して、広域災害に対処する体制を確立して輸送の円滑化を図る。

5.3 計画

5.3.1 西日本旅客鉄道(株)

災害による故障発生を未然に防止するため、それぞれがあらかじめ定める防災計画に従って、予防対策を実施する。

5.3.2 町

- (1) 西日本旅客鉄道(株)と平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連絡体制を整備しておく。

- (2) 災害時における鉄道の復旧順位について、西日本旅客鉄道(株)と協議し、鉄道交通の確保を図る。

第2節 自然災害防止計画

町は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備等、風水害に強い土地利用の推進に努める。

特に、高齢者等に経済的・身体的に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難場所・避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。

1 河川防災計画（建設課）

1.1 現状と課題

本町を流れる河川は、本町域のほぼ中央を東西に蛇行して流れる日高川が紀伊水道に注いでおり、これらに流入する支流が多数ある。日高川は、過去にも度々水害を引き起こしており、洪水予報河川に指定されており、水防施設の充実が必要である。また、支流については未改修河川が多く、今後の整備を要する。（重要水防箇所については、資料3.1を参照）

1.2 方針

過去の被害状況等を勘案して、本計画及び水防計画により河川改修及び水防施設の充実を図り、重要水防箇所及びその他水害の発生が予想される注意すべき区域については、当該区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるとともに、巡視警戒・避難体制等、災害予防に必要な措置を講ずる。

また、橋梁については、耐震性にも配慮した整備を推進する。

1.3 計画

1.3.1 河川・水路の整備

県が管理する河川について、河川改良・改修事業等について必要な調査を行い、防災上緊急性の高いものから順次改良・改修工事を実施し、開発事業と調和のとれた河川整備を推進する。

県に対して、積極的に河川整備の要望を行う。

1.3.2 水防施設の点検・整備

既設の水防施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設の点検・整備を行う。

1.3.3 雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が河川や水路等へ急激に流入するため発生する。これを防止するため、防災調整池の整備、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を地域の特性を踏ま

えつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能の確保による雨水の流出抑制を推進する。

1.3.4 浸水想定区域内に係る対策

- (1) 浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（用途及び規模は条例で定める）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。（資料8.7）
- (2) 町は、これら名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- (3) 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項を住民に周知させるため、これら事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

2 砂防防災計画（建設課）

2.1 現状と課題

本町には、土石流危険渓流が多数存在し、各河川上流の多くが土石流危険渓流となっており、住宅への影響が大きいと考えられるものもある。土石流災害は人的被害の発生率が高いため、土石流危険渓流等及び避難場所周辺の危険箇所を中心に、砂防事業への取組みが必要となっている。

2.2 方針

荒廃した山地、溪流の土砂流出、集中豪雨による土石流等の災害から人家及び人命を守るため、砂防事業の進捗を促進するとともに、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。また、土石流災害に対する警戒避難活動に資するため、積極的に県等からの情報収集に努める。

2.3 計画

2.3.1 土石流防止対策

町は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等重大な土砂災害の急迫している状況において、国や県による、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査に協力する。

2.3.2 土砂災害警戒区域に係る対策（資料1.1参照）

- (1) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害から人命を守るため、県は、土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域等の基礎調査及び結果の公表を行い、町と協議し区域指定を行う。指定区域については、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進する。

- (2) 町は、土砂災害警戒情報及び土石流の前兆現象（山鳴り、溪流の水位激減、濁りや流木など）等に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示を発令するなどの防災対策が適時適切に行えるよう努めるとともに、土石流に対して安全な避難場所の情報を明示する。
- (3) 町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- (4) 土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する福祉施設や学校、医療施設等がある場合には、施設の名称及び所在地について定めるものとし、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (5) 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他の土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（地域の危険箇所や避難場所、避難経路、情報の伝達方法を網羅した防災マップ等）の配布、その他の必要な措置を講じる。
- (6) 地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また作成した計画は町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施しその結果を町長に報告する。
- (7) 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、町は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。
- (8) 町は、人家等にかかる土石流や山地崩壊等による河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害が発生した場合、総合防災情報システムによる通報に加え、県（日高振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。

2.4 砂防事業の推進

県に対して、土石流危険溪流等土砂流出のおそれのある溪流や地区について、逐次、砂防指定地の指定と砂防事業の推進を要請する。また、当面对策工の整備が進まない土石流危険溪流については、町が、地域の特性を考慮しながら警戒避難体制を整備する。

2.5 砂防事業の推進要請と危険溪流の周知等

主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、土石流が発生するおそれのある危険溪流への看板設置や、地元住民に対して資料配布等による危険溪流の周知徹底、防災知識の普及を行う。

3 山地防災計画（建設課、林業振興課）

3.1 現状と課題

本町域面積の約90%を森林が占めており、起伏に富んだ山塊は、急峻で複雑な地形で構成され、土砂災害など幾多の自然災害発生地となっており、特に近年では梅雨や台風、ゲリラ豪雨等による局地的な豪雨の頻発等により、甚大な災害が発生している。

本町の急傾斜地の崩壊にかかる警戒区域等については、資料1.1.1のとおり指定されている。

3.2 方針

(1) 森林整備

異常気象多発の背景のもと、山地災害から町民生活の安全を確保するため、森林の土砂災害防止機能を高度に発揮させ、防災機能の強化を図る。

(2) 林道

森林整備、日常生活道路、災害時の避難及び資機材運搬道路として重要なインフラである林道の維持管理や強化工事等の施策を行い、災害への強化を図る。

(3) 治山

森林環境保全への補完施設として、適地適切な治山工事等の施策を、国、県、各種団体と連携して講じていく。

3.3 計画

(1) 森林整備

森林環境譲与税を活用し、荒廃森林の保育間伐を実施し、皆伐後の再生林やヤード整備等の支援をする。又、民家近くにおいては倒木被害を防ぐ為、その伐採の支援をする。

(2) 林道

避難路線に指定されている林道の巡視を強化し、異常等認められれば早急に整備し、維持管理に努める。又法面工事、舗装工事を実施し、災害に強い林道を目指す。

(3) 治山

山林の巡視を行い、溪流荒廃や山腹崩壊等の異常等が認められれば、県及び関係者に報告し治山工事等の要請をする。

4 地すべり防止計画（建設課）

4.1 現状と課題

本町域には、資料1.1.2のとおり地すべりにかかる警戒区域等が指定されている。

地すべり災害は、発生規模が大きく、一度の発生でも多くの人命・財産を奪うことがあるため、注意が必要である。

4.2 方針

地すべりにかかる警戒区域等の公表・周知を行う。また、地すべりの発生が予想される注意すべき区域の防災工事を実施するとともに、当該区域の巡視警戒体制、避難体制等、地すべり防災上必要な措置を講ずる。さらに、県における地すべり対策事業等による防災事業の実施を促進し、災害の未然防止に努める。

4.3 計画

4.3.1 地すべり防止対策

- (1) 地すべり防止区域内では、切土・盛土等の行為を制限するとともに、危険箇所の危険度把握のため、定期的な調査点検・巡視を行い、危険度・重要度が高いと考えられる地域から地すべり防止事業を順次実施する。
- (2) 町は、平素から地すべりによる被害のおそれのある地域の住民に対して、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及を行う。
- (3) 町は、大規模な地すべり等により、重大な土砂災害の急迫している状況において、国や県による、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査に協力する。

4.3.2 土砂災害警戒区域に係る対策（資料1.1参照）

- (1) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害から人命を守るため、県は、土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域等の基礎調査及び結果の公表を行い、町と協議し区域指定を行う。指定区域については、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進する。
- (2) 町は、地すべりの前兆現象（地割れや地面の陥没・隆起、水位の急変等）や地すべり監視施設等のソフト対策に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示を発令するなどの防災対策が適時適切に行えるよう努めるとともに、地すべりに対して安全な避難場所の情報を明示する。
- (3) 町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- (4) 土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する福祉施設や学校、医療施設等がある場合には、施設の名称及び所在地について定めるものとし、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。（資料8.8）
- (5) 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他の土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（地域の危険箇所や避難場所、避難経路、情報の伝達方法等を網羅した防災マップ等）の配布、その他の必要な措置を講じる。

- (6) 地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また作成した計画は町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を町長に報告する。
- (7) 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、町は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。
- (8) 町は、人家等にかかる地すべりが発生した場合、総合防災情報システムによる通報に加え、県（日高振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。

5 急傾斜地崩壊防止計画（建設課）

5.1 現状と課題

本町域の山間部においては、日高川及びその支流沿いに集落が形成されているが、その背景に急傾斜地が存在する箇所が少なくない。そのため、がけ崩れ等の被害が及ぶ危険性が高い。

本町の急傾斜地の崩壊にかかる警戒区域等は、資料1.1.1のとおりである。

5.2 方針

急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の公表・周知を行う。また、がけ崩れ災害の発生が予想される区域の巡視警戒及び避難体制等、災害予防に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、県における急傾斜地崩壊対策事業による防災事業の実施を促進し、災害の未然防止に努める。

5.3 計画

5.3.1 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内では、崩壊を助長するような行為を制限し、危険度の把握のため、定期的な調査点検を実施し、崩壊の危険度の高いところから対策工事を進める。

(1) 急傾斜地崩壊防止工事

危険度・重要度の高い急傾斜地崩壊危険箇所を中心として急傾斜地崩壊防止工事を実施する。また、防災拠点、避難場所・避難路の保全及び確保に配慮する。

(2) 総合的な土砂災害対策

がけ崩れ災害に備えて警戒避難体制の整備を図るため、急傾斜地崩壊危険箇所を公表・周知していくとともに、雨量計等の設置を推進する。

5.3.2 土砂災害警戒区域に係る対策（資料1.1参照）

- (1) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害から人命を守るため、県は、土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域等の基礎調査及び結果の公表を行い、町と協議し区域指定を行う。指定区域については、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進する。
- (2) 町は、土砂災害警戒情報及びがけ崩れの前兆現象（亀裂や湧水の発生、小石の落下など）等に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示を発令するなどの防災対策が適時適切に行えるよう努めるとともに、がけ崩れに対して安全な避難場所の情報を明示する。
- (3) 町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- (4) 土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する福祉施設や学校、医療施設等がある場合には、施設の名称及び所在地について定めるものとし、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。（資料8.8）
- (5) 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他の土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（地域の危険箇所や避難場所、避難経路、情報の伝達方法等を網羅した防災マップ等）の配布、その他の必要な措置を講じる。
- (6) 地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また作成した計画は町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を町長に報告する。
- (7) 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、町は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。
- (8) 町は、人家等にかかるがけ崩れが発生した場合、総合防災情報システムによる通報に加え、県（日高振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。

6 ため池防災計画（農業振興課）

6.1 現状と課題

本町の農業用ため池は、そのほとんどが築造から相当年が経過し、老朽化や劣化の進行、近代的な技術基準を満たさない施設規模のほか、農業者の減少・高齢化等による管理組織の弱体化など

様々な課題を抱え、近年頻発する豪雨や近い将来発生が想定される東南海・南海地震等の大規模地震によって、大規模な被害の発生が危惧されている。

6.2 方針

ため池の崩壊は、農業関係のみならず、人命・家屋・公共施設等に被害を及ぼすことが考えられるため、管理体制を強化し、管理関係機関に厳重に指示していく。また、ため池決壊により浸水が想定される区域に住宅、学校、病院、その他の公共の用に供される施設等が存する農業用ため池 55 箇所（資料 3.2 参照）を「防災重点農業用ため池」として指定し、決壊による災害から住民の生命及び財産を保護するため、県及び町が主体となり関係団体と連携し、防災工事等を集中的かつ計画的に推進する。

6.3 計画

6.3.1 劣化状況評価の実施

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和 2 年 10 月制定）に基づき、法の有効期限内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手出来るようため池改修計画を策定する。

6.3.2 防災工事の推進

劣化状況評価に基づき、改修の必要なため池について、防災対策工事を推進する。また使用されていないため池については、計画的に廃止工事を実施する。

7 道路防災計画（建設課）

7.1 現状と課題

地域を結ぶ道路としては、国道 424 号をはじめ、日高川沿いを東西に連絡する主要県道御坊美山線と主要県道御坊中津線の他 4 路線、一般県道船津和佐線の他 5 路線によってネットワーク化されている。このうち、主要県道御坊美山線は、周辺地域の唯一の広域的な基幹道路であるため依存度が高く、重要な役割を担っている。

しかし、これらの道路には、浸水の危険性のある区域や崩壊の危険性のある区間も随所に見られる状況となっている。

また、橋梁は他市町村や町内間を結ぶ重要な機能を担っているが、台風や大雨によって何回か橋梁の流失が起きている。

7.2 方針

災害発生時における緊急輸送を円滑に実施するために、災害の発生が予想される注意すべき区域に対して、災害予防工事の実施、巡視警戒等、災害予防に必要な措置を講ずる。また、県における

道路災害防除事業等による防災事業の実施を促進し、災害の未然防止に努める。

7.3 計 画

7.3.1 道路施設の安全性確保

豪雨・地震等による災害に強い道づくりを推進するため、落石等の危険度が高い箇所（道路防災総点検結果情報等）をはじめ、緊急輸送ルート、孤立予想地域等の調査情報を基に優先事項を定め、計画的に防災対策を実施していく。

7.3.2 道路施設の被害情報収集体制の確立

災害発生時には、ヘリコプター利用も含め、道路や橋梁等、交通施設の被害状況を迅速に把握できる体制を構築し、初動期の被害情報収集に備える。

7.3.3 大迂回路や局地迂回路の選定

災害により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

7.3.4 他機関との情報交換体制の確立

豪雨や地震により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合の被害情報、通行の禁止又は制限等の規制情報等、他機関との情報交換体制の確立を目指し、各種事前協議及び協定を行うとともに、通信手段の多ルート化に努める。

7.3.5 「道の駅」防災利用に関する基本協定と「道の駅」の利用

今後発生が予測される南海トラフの巨大地震・津波又は紀伊半島大水害に代表される豪雨・出水による大規模災害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的かつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的に基本協定を締結した。

道の駅では防災啓発活動を行うと共に、災害発生時は以下の防災活動に利用する。

- (1) 道路に関する道路情報、被災情報の提供
- (2) 道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所の提供
- (3) 住民が避難・休憩するための場所を提供、支援物資の提供・保管

8 農業関係災害予防計画（農業振興課）

8.1 現状と課題

農用地は、本町域の約 3.0%で、平野部では、野菜・花き類、中山間地域では、温暖な気候を活かした柑橘類の栽培が盛んで、山間部では椎茸や自然薯、梅、冷涼な気候を好む千両をはじめとする花き類の生産が盛んである。しかしながら、農業従事者の高齢化が進んでおり、後継者の育成やバイオ技術を活用した新たな特産品などの開発が課題となっている。

8.2 方針

各種気象災害による農作物、農業用施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努める。

8.3 計画

8.3.1 風水害予防対策

(1) 農作物対策

ア 水稲

早生、中生、晩生品種の組み合わせにより、危険分散を図るとともに、過度な施肥を避け健全な育成に努める。また、畦畔を補強し、水路を予め清掃補強し、台風などに際しては、浸水による穂の冠水被害を防止する。

冠浸水の場合は、病虫害が発生しやすいので、予め防除の準備をしておく。早期栽培で刈取期にあるものは、早めに刈取る。

イ 果樹

- (ア) 山の鞍部や風道には防風林や防風垣を完備し、強風時の垣の密閉度は50～70%で効果が高いので、剪定等により調整する。
- (イ) 主枝、垂主枝及び幼木等は、支柱立て、枝つり、誘引結束を行い倒伏等を防ぐ。
- (ウ) 収穫期に入った果実は、事前にできるだけ収穫する。
- (エ) 敷草、集排水路の整備により耕土の流出を防ぐ。

ウ 野菜

- (ア) 防風垣、防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路の整備を図る。
- (イ) 育苗中のものにあっては、防風被覆を実施し、風力の程度に応じ、資材の固定を強化する。
- (ウ) 直播の作目は、播種期の検討や間引時期の繰下げ、株元への土寄せ等、被害の軽減に努める。
- (エ) 収穫中のものは、商品性を損なわない範囲で収穫を早めるほか、倒伏防止のため、支柱、整枝ネット等の補強を行う。
- (オ) 降雨水を速やかに園外へ排水する対策を行う。

エ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

- (ア) パイプハウス、ガラス等栽培施設の設計は、設置環境や設置年数等状況に応じて次の対策を講ずる。
 - a 防風垣（樹）、防風ネット等自然的防風機能の強化
 - b 施設の倒潰防止のため、青竹、直パイプ等で「すじかい」を入れる。
 - c 施設部材の地中打込み部の補強及びパイプ継目の補強を行う。
- (イ) 施設内浸水を防ぐため、施設周辺排水溝の整備と降水浸入防止堤の点検をする。

(2) 農業用施設対策（水害）

- ア 農業用施設等の災害発生を未然に防止するために、常に降水等の気象予報に注意し、これらの巡回、点検に努める。
- イ ため池（土堰堤）については、堤体の補強を十分に行い、堤体破壊の原因となるおそれのある物を除去する。
- ウ 降雨等によって河川、排水路等の護岸、堤防に損傷を受けるおそれのある場合、地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小等について、十分点検管理を行う。
- エ 各種樋門、排水機場等については、原動機等の点検、スピンドル等の防錆注油及び操作位置迄の連絡道の整備など十分な処置をする。
- オ その他、それぞれの現地に適応した災害未然防止のあらゆる対策を講じて災害の軽減に万全を期す。

8.3.2 干害予防対策

(1) 水稻

水源の確保や、河川、用排水路、ため池の整備など、水利の恒久的な改善に努める。

出穂後、糊熟期までは少なくとも、湿潤状態に保つ必要があるため、用水の不足地帯では計画的な節水かんがいを行う。

また、水源を他に求められるところでは、揚水ポンプ等でかん水するため、ポンプ等の用意を考慮する。

(2) 果樹

- ア 深耕、客土により有効土層を深くし、また腐植の増加を図る等土壌の保水力を高める。
- イ 敷草等による土壌の被覆及び草刈りにより、土壌水分の蒸発散量を少なくする。
- ウ 乾燥期の前には、かんがい用水の確保と施設資材の整備点検を行い、計画的なかん水に努める。

(3) 野菜、花き等

- ア 干害のおそれのある地域では、水源を確保し、共同畑地かんがい施設の整備を図る。
- イ 干ばつ時の灌水、農薬散布用等、多目的な水源を確保するとともに、灌水用ポンプ、ホース等灌水手段を予め整備しておく。
- ウ 可能なかぎり土壌に保水性を高めるため、有機物（腐植を高める）を投入し、土壌の団粒化を促進する。
- エ 野菜、切花では、地表面蒸散を抑制するため、品目作型に応じたマルチを行う。花木、茶では敷わら（草）を行う。
- オ 育苗ほでは寒冷紗等により、生育を阻害しない範囲で遮光し、蒸散を抑制する。
- カ 地表面蒸散を抑制するため、土壌表面を軽く中耕し、地中毛細管を切断する。
- キ 花木等草生園では、干ばつ時期に草との水分競合を避けるため、草刈、除草剤散布を行う。

9 林業関係災害予防計画（林業振興課）

9.1 現状と課題

森林は本町の総面積の約90%を占めているが、林業については、近年の木材価格の低下など林業不振が続く中、後継者の育成、森林の保全が課題となっている。

9.2 方針

各種気象災害による林産物、林業施設等の被害の減少を図るため、気象情報等を末端まで共有し、県、森林組合、その他関係機関等と協力して、下記事項を指導又は実施し災害の予防に努めるものとする。

9.3 計画

森林組合等と連携し、林業従事者に対し、風水害・干害・寒冷害のそれぞれに対応した予防技術の周知徹底を図る。

9.3.1 風水害予防対策

（1）造林地

- ア 適正な除間伐を実施し、林縁木の保護に努め、健全な森林を育成する。
- イ 根切れ、根ゆるみなどを起こした幼齢材木は、木起しや根踏みをして樹勢の回復を図る。

（2）特用林産

ア しいたけ

フレーム、楯起こしの支柱を補強するとともに楯場の排水、通風を良くして、雑菌のまん延を防止する。

イ 備長炭

炭窯小屋の補強をするとともに炭窯の周囲の排水を良くする。

（3）治山

治山施設等にかかる災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予報等に注意し、これらの施設を巡回し、次の要項を点検し、補強、補修等必要な措置を講ずる。

- ア 治山ダム、護岸等については、基礎部の洗掘状況、水衡部及び袖取付部の浸食状況、堤体の亀裂状況等
- イ 山腹施設等については、土留、水路、編柵等の破損状況等
- ウ 築設中の構造物は埋戻し、間詰等補強措置を講じ、倒壊、亀裂等を防止する。また、床掘周辺部の法面整形を行い崩壊を防止する。
- エ 機器、資材等は流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

(4) 林道

- ア 路面の横断勾配を保ち、排水を良くすること。また、側溝、溜桝、暗きよ等の清掃補強に努める。
- イ 林道沿い河川敷等の伐倒木、切株及び橋脚、橋台等に付着する障害物の除去をしておく。
- ウ 法頭並びに法尻の保護、補強をしておく。
- エ 法頭付近の立木を除去し、倒木等による崩壊防止をする。
- オ 工事中の措置は、治山事業に準ずる。
- カ 洪水時に被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、又は安全な場所へ移しておく。

9.3.2 干害予防対策

(1) 造林

- ア 徒長していない優良苗を使用する。
- イ 特に乾燥が予想されるところについては、やや深植えをする。
- ウ 苗木の根元を落葉、落枝などで覆う。
- エ 乾燥するところでは、蒸散抑制剤を葉面散布する。

(2) 造林地

- ア 1回に強度の間伐、枝打ちをしない。
- イ 林縁木の枝打ちをしない。
- ウ 林内地被物を採取しない。

9.3.3 寒冷害（雪害）予防対策

(1) 植林

- ア 徒長していない優良苗を使用する。
- イ なだれ発生のおそれがある林地は前生樹を等高線に带状に残し、地上1.0～1.5mの頭載木とする等なだれ防止に注意する。

(2) 造林地

- ア 寒害を防ぐため9月以降の下刈をさける。
- イ 枝打ちは、強度に行わず、樹高の1/2程度におさえ降雪までに行う。
- ウ 林縁木の枝打ちはしない。
- エ 適正な間伐を実施し、健全な森林を育成する。

第3節 建築物の安全対策計画

1 建築物災害予防計画（総務課、企画政策課、建設課、中津・美山地域振興課）

1.1 現状と課題

近年、建築物の用途、設備は多種多様で複雑化しており、建築物内部に展開される居住、業務生産等の活動は高度化の傾向にあることから、災害時における安全性の確保は、極めて重要である。

また、開発や宅地造成等も行われており、これらが無秩序に行われると、地震、火災、風水害等の災害発生時には人身事故につながる事が予測される。

一方、昭和55年以前に旧耐震基準で建設された住宅は、本町を災害に強い構造にする上で大きな障害になっており、火災などの災害発生時には大災害に発展するおそれがある。

1.2 方針

「日高川町耐震化促進計画」に基づき、火災、風水害、地震災害等に対し、建築物の安全性を確保し、人身事故を防止するため、総合的な防災対策を行う。

また、大地震等に対する建築物等の安全性を向上させるために敷地内の空地、広場などを確保するとともに、建築物の建替更新等の整備を計画的に行い、災害に強いまちづくりを目指す。

1.3 計画

1.3.1 建築物の防災対策

一般住民に対して建築物の災害予防に関する知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携の上、次の対策を講ずる。

（1）建築物の耐震改修の促進

建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及と啓発を図るとともに、建築関係団体に対して法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努め、建築確認申請時等において防火上及び耐震上等の指導を行う。また、既設建築物の耐震改修の促進を図るため、インターネットを利用した簡易耐震診断・簡易積算プログラムを活用し、民間住宅を中心とした耐震改修を支援する。

ア 特定建築物

多数の者が利用する建築物で、国の管理に属する建築物、町が管理する建築物以外の建築物について、耐震診断・耐震改修の状況を把握するとともに、建築物所有者に対して、耐震診断・耐震改修について指導・助言等を行う。

イ 一般建築物

耐震診断を促進するため、国の住宅・建築物耐震改修等事業を活用し、住宅や建築物の所有者に対し、耐震診断費用の助成を行い、耐震化の促進を図る。

(2) 建築物の防災査察の実施

適切な維持保全により建築物の安全性を確保するため、年2回の建築物防災週間を中心に、防災査察を実施し、必要な指導を行い、防災改修を促進するとともに、現行の耐震基準を満たしていない建築物に対して、耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう指導を行う。また、建築物の窓ガラス・外壁等の落下物の点検・改修指導及びコンクリートブロック塀の安全対策についても指導を行う。

(3) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

震災後は、直ちに余震等による災害の拡大を未然に防止するため建築物の危険度を判定し、居住者に注意喚起する応急危険度判定を実施する必要があるため、地震被害建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき、町内建築士を対象に講習会への参加を促進し、応急危険度判定士の養成を図る。

(4) 建築物の定期調査・検査の推進

建築基準法第12条の定期報告の活用を図り、(財)県建築住宅防災センターとの連携を図りつつ既存の対象建築物について適正な維持管理による防災性能の確保を図るとともに、不適格な建築物について防火上、避難上及び耐震上の改修を促進する。

(5) がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

昭和49年度より当事業を実施し、相当の成果を収めているが、引続き住民に働きかけ、当事業の充実を図る。

(6) 耐震相談窓口の設置

建築物の耐震に関する相談に応じるため、建築関係団体との連携のもとに、相談のための窓口を設置する。

1.3.2 計画的なまちづくり

災害時における人命の保護、災害拡散防止のため、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築及び公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備を行う。

(1) 老朽建築物や木造住宅密集地域の解消

密集地整備等により、震災時の危険度の高い地域を解消する。

(2) 建築物の耐震化、不燃化の促進

優良建築物等整備事業による建築物等の更新・整備を促進する。

(3) 地域の要望に合ったまちづくりの誘導

地域のまちづくりを支援し、建築物の共同化や建築協定、総合設計制度等による安全なまちの整備を誘導する。

(4) 高齢者や障がい者に障壁のないまちづくり

建築物の耐震性の向上に加えて、建築物内から避難地等まで安全で障壁のない避難路の確保のため、高齢者、障がい者にも安全なバリアフリー新法及び福祉のまちづくり条例に適合した建築物等の整備促進を図る。

(5) 公共建築物の耐震化

災害時の拠点や避難場所・避難所となる公共建築物の耐震化と災害時用の倉庫や耐震型貯水槽の整備を促進する。

(6) 民間建築物の耐震化

多数の者が使用する建築物に対し、耐震性能の強化を促進する。

2 宅地災害予防計画 (企画政策課)

2.1 現状と課題

一定規模以上の開発行為及び宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事については、町及び県が災害防止に重点をおいた技術基準に基づき審査の上許可し、更に完了検査を実施している。また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、勧告、改善命令などの措置を講じている。

2.2 方針

開発行為、宅地造成等に伴う土地崩壊等の災害を未然に防ぐため、関係業者に防災意識を促進させ、安全な宅地の確保を図る。

2.3 計画

2.3.1 宅地防災月間における啓発

梅雨期及び台風期の宅地災害に備え、住民及び関係業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、6月及び9月の2期の宅地防災月間において、県の協力・指導を得て、規制区域内の巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して住民へのPRに務める。

2.3.2 宅地防災工事の貸付金制度の活用

改善を必要とする宅地について、住宅金融支援機構による貸付制度についてPR及び指導を行う。

2.3.3 被災宅地危険度判定体制の整備

大地震等（地震又は降雨）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止、軽減し、住民の安全確保を目的として、和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する必要があるため、町内対象者に講習会への参加を促し、被災宅地危険度判定士を養成するとともに、判定活動の円滑な実施を図るため、宅地判定士名簿の管理、担当窓口の整備及び宅地判定士への連絡体制の整備を行う。

第5章 個別災害予防計画の推進を図る

第1節 火災予防対策

1 火災予防計画（総務課、中津・美山地域振興課）

1.1 現状と課題

本町の常備消防体制は、日高広域消防事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）で行われている。町内の非常備消防体制としては、日高川町消防団（資料10.2参照）が組織され、予防消防を中心とした活動を行っている。

しかし、多様化する火災の発生状況により、火災に対する予防対策及び消防・救急両面での設備充実が必要となっている。

1.2 方針

火災の発生を未然に防止し、また、火災発生後の被害を軽減するために、火災予防及び消防体制を確立する。また、消防用施設の拡充強化、火災予防思想の普及、自主防災組織の育成強化等を推進し、住民の生命財産の保護に万全を期する。

1.3 計画

1.3.1 予防啓発の強化

住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、次の方法により行う。

- (1) 春・秋の火災予防運動及び文化財防火デー、山火事予防運動等を通じ、県、消防本部並びに防災関係機関と協力し、火災予防思想の普及徹底を図る。
- (2) 和歌山地方気象台より県を通じて、気象の状況が火災予防上危険であると通報を受けた場合、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めた場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の規定に基づき火災警報を発表する等、火災予防上必要な措置をとるとともに、広報車又は防災行政無線を通じて注意を喚起する。
- (3) 一般住宅に対する住宅用火災警報器の設置及び消火器の使用方法等について指導を行う。

1.3.2 予防査察体制の充実強化

消防本部と消防団の協力体制を中心に、消防機関の予防査察体制の充実強化を図る。

- (1) 査察対象物の実態及び管内動向等を基に、計画的に予防査察を実施する。
- (2) 火災警報を発表した場合には、火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。
- (3) その他、必要に応じ特別査察を実施する。

1.3.3 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条の規定による防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、消防本部の指導により次の措置をとる。

- (1) 消防法及び火災予防条例の規定に基づき学校、病院、事業場、興行場等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため、立入検査を励行し、また、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。
- (2) 消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任し、その有資格者を養成するため、各種防火管理者講習会を開催することにより、その資質の向上を図るとともに、消防計画の作成、消火・通報訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の使用について十分な指導を行う。さらに、宿泊客に対する予防知識の啓発、避難経路等の周知徹底について強力な指導を行うとともに、毎年予防査察を実施して出火防止に努め、安全対策の万全を期する。
- (3) 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また、消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着手の届出、火災予防条例に定める防火対象物使用開始の届出及び防火対象物用途変更の届出の際の指導を的確に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

1.3.4 消防団組織の充実強化

消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、住民に対するきめ細かい予防活動、啓発活動等幅広い分野でも活躍している。

その一方で、住民の意識の希薄化や過疎地域における若年層の減少等の影響で、団員数の減少、高齢化の問題が生じており、消防団の充実強化を一層推進していくことが課題となっている。

このため、消防大会、消防操法大会等の開催による地域住民の理解と認識を深めるとともに、今後も若年層への積極的な参加の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいく。

1.3.5 自主防火防災組織の育成強化

- (1) 幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ等の育成強化を図る。
- (2) (1)のほか、地域に組織されている自主防災組織の育成強化を図る。
- (3) 町は、火災予防思想の普及及び家庭等における防火知識の向上を図るため、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等地域自主防火組織を通じ防火研修会の開催、その他防火思想の向上のための必要な事業を行う。

1.3.6 初期消火活動体制の強化

出火初期段階における住民及び自主防災組織等の消火活動体制（初期消火）の強化を図る。

1.3.7 消防体制の充実強化

県の支援を得て、次により消防施設等の充実強化を推進する。

- (1) 消防ポンプ自動車等消防施設の更新増強等により、消防力の充実強化を図る。
- (2) 消防水利の確保及び水利の多元化のため、防火水槽等の整備を図る。
- (3) 高度化、多様化する消防業務に対応するための十分な消防職員の確保と育成を図る。

2 林野火災予防計画（総務課、林業振興課、中津・美山地域振興課）

2.1 現状と課題

町における林野面積は総面積の約90%を占めている。森林は木材、林産物の供給、町土の保全、水資源の確保、自然景観、保養等の場の提供など幅広く住民生活に密着した関係が続けてきている。

2.2 方針

林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

2.3 計画

2.3.1 入山者等に対する措置

- (1) 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。
- (2) みだりに火を焚く者に対する警告、取締りを行う。
- (3) 観光関係者による防火思想の啓発を図る。

2.3.2 林業事業者に対する措置

林内において事業を営むものに対し次の体制をとるよう指導する。

- (1) 林業事業者は火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置すること。
- (2) 事業箇所には火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火箇所を設け標識及び消火設備の万全を図ること。
- (3) 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め関係機関との連絡の万全を図ること。

2.3.3 火入れの作業等に対する措置

森林等において、火入れを行おうとする者に対し火入れ条例に基づく町長の許可を受けたのち消火の設備をし、隣接する山林の所有者に火入れする旨の通知をするよう指導する。

2.3.4 予防施設の整備

防火水槽、自然水利利用施設等を整備するとともに、防犯資機材の整備・消火薬剤の備蓄に努める。

2.3.5 防火思想の普及

林野火災が発生しやすい時期を重点的に地域住民や入山者に対し火災予防の広報を行う。

- (1) ポスター、看板等の設置
- (2) 広報車等による注意の喚起

2.3.6 消防対策

(1) 消防計画の樹立

和歌山森林管理署長、森林組合長及び隣接市町長等と、消防計画に必要な事項について協議し、林野火災消防計画を樹立するものとする。

(2) 共助協力体制の整備充実

林野火災の予防・警戒・鎮圧活動は、森林関係行政機関・山林所有者・山林作業従事者・入林入山者及びその他地域住民の協力によるところが多く、特に鎮圧活動には、消防地域の接する市町消防隊の相互援助協力によって目的を達することが多いので、これらの関係機関及び団体等と共助協力体制の整備充実に留意する。

(3) 教育訓練の実施

林野火災の鎮圧要領等の訓練は、林野火災の発生するおそれのある地域を所轄する消防団員に対して教育を行い、特に重要警戒区域を所轄する消防団員に対しては、毎年1回以上現地において次の各号の教育訓練を行うものとする。

- ア 火入許可地域の火入の際の総合防御訓練
- イ 防火線構築要領の修得訓練
- ウ 幹部の指揮能力を養成するための図上訓練

第2節 その他防災対策

1 文化財災害予防計画（総務課、中津・美山地域振興課、教育委員会）

1.1 現状と課題

町内には歴史的価値のある文化財が多く残されている。貴重な文化財を災害から守り、後世に伝承していくため、警報設備、避雷設備、消火設備、防災道路等の整備を推進しているが、今後は震災に対する施設整備に取り組んでいく必要がある。

1.2 方針

文化財災害に対しての予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに、所有者に対して必要な指導等を行う。また、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進する。文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに文化財の維持管理に当たる。

1.3 計画

町（教育委員会）、消防本部及び文化財の所有者又は管理者は、次について具体的な事業計画を立て、災害防止対策を実施する。

1.3.1 施設整備等

（1）火災対策

火気の使用制限、たき火、禁煙区域の設定、自動火災報知設備の設置、漏電火災警報器設置、消火栓（貯水槽を含む。）の施設設備、ドレンチャー・放水銃設備、防火壁・防火設備等の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等

（2）雷火対策

各建物及び敷地全体として避雷設備の設置

（3）風水害対策

適正な資料収蔵施設の確保、資料の分類及び収納、水損資料レスキュー用具類の備蓄

（4）その他の対策

環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿等）、薬剤処理（蟻害、虫害、腐朽の予防）、防御網・阻止柵等の設置、収蔵庫の建設、施設への委託保管、電気的安全性の定期検査の励行、防災施設の定期的な点検の実施、非常通報器の確認等

1.3.2 現地指導

文化財保護指導委員による現地指導及び現地巡回報告に基づく防災上必要な勧告助言、指導等を行う。

1.3.3 文化財保護思想の普及及び訓練

（1）文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火防災の趣旨の周知徹底を図る。

(2) 文化財についての防火査定、防火実施訓練あるいは図上訓練を随時行う。

2 危険物等災害予防計画（総務課、中津・美山地域振興課）

2.1 現状と課題

産業活動の高度化・多様化や自動車・暖房器具の普及などにより、身近な場所で危険物を取り扱ったり、貯蔵したりすることが多くなってきており、危険物取扱施設の災害予防対策に努める必要がある。

2.2 方針

危険物等による災害及び風水害・地震災害時における危険物等による二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、危険物施設の安全性・耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

2.3 計画

2.3.1 保安教育及び防災訓練の実施

危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物取扱者に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と協力して、講習会、研修会などの保安教育を実施するとともに、災害を想定した防災訓練を実施する。

2.3.2 規制の強化

危険物施設に対し、消防職員等の立入検査を実施し、指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する検査の強化
- (2) 危険物の運搬、積載方法についての検査の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化
- (4) 危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導

2.3.3 危険物運搬車両等の街頭取締り

移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の街頭取締りを警察等の関係機関と共同で実施し、危険物取扱者の意識高揚と災害の未然防止を図る。

2.3.4 自衛消防組織の強化

各危険物事業所における自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する危険物を取り扱う事業所の相互応援協定を促進し、自衛消防力の確保を図る。

2.3.5 消防資機材の整備

危険物火災の消火活動に必要な化学車等の整備を図り、消防力を強化するとともに、消火薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。

2.3.6 火薬類、高圧ガス製造施設等災害予防計画

火薬類、高圧ガス製造施設等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の確立を図るため、以下の災害予防対策を推進する。

- (1) 災害発生時における情報の伝達、避難、その後の点検等のマニュアルの整備を図るよう指導する。
- (2) 各事業所における施設状況を常に把握し、災害時における災害の拡大防止に備える。
- (3) 立入り検査時において、災害防止に適応しているかチェックを行う。
- (4) 高圧ガス製造事業所において定期的に緊急停止訓練、防災活動訓練を実施するよう指導する。

第3編

災害応急対策・復旧計画

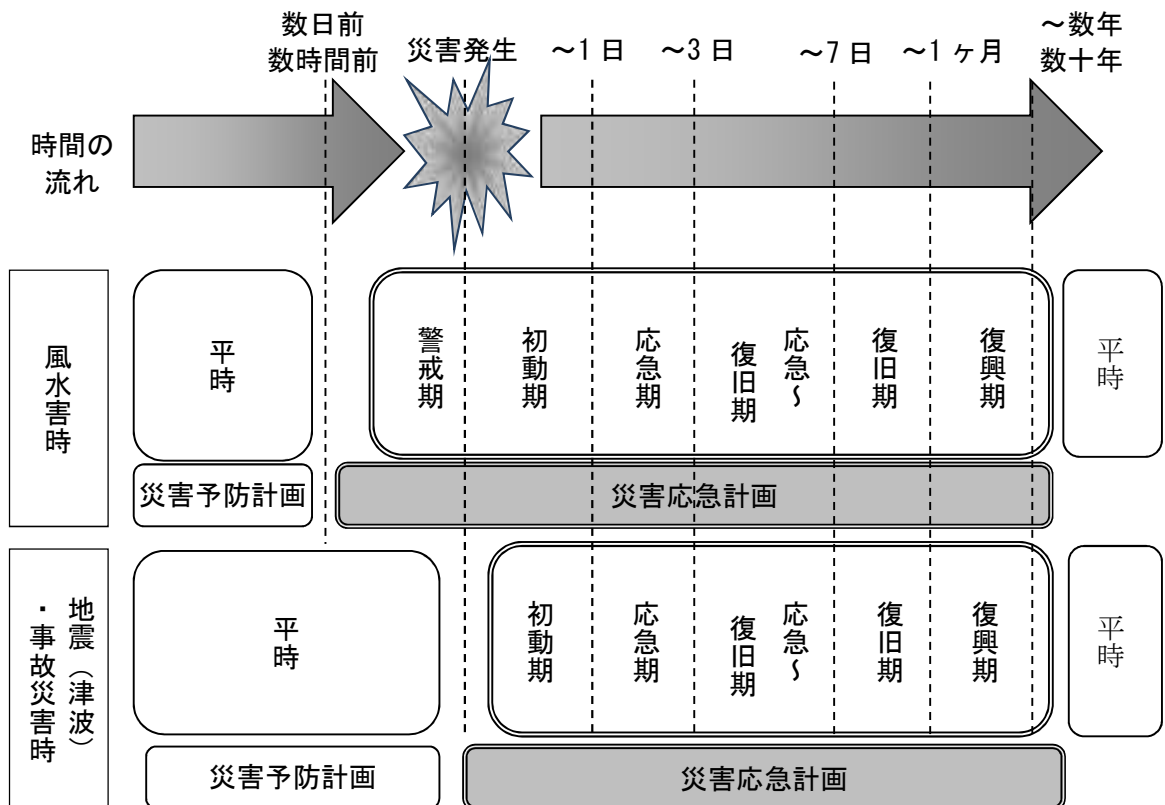
第1章 災害応急対策とは

第1節 災害応急対策・復旧計画の位置づけ

「災害応急対策・復旧計画」とは、災害発生のおそれのある警戒期から災害発生初期、応急期、復旧期、復興期までの一連の事態に対して、過去の災害から得られた教訓などを参考に、災害発生時を想定して、どのような対策をとるべきかを示したものである。

ただし、災害の規模や状況によっては、想定を超える事態が起こりえる。そのため、本計画を基本としながらも、その時の最新の情報に応じて、常に臨機応変な対応を心がけることが必要である。

〈災害対策の流れ〉



第2節 災害応急対策計画の構成

「災害応急対策計画」の構成は、以下のとおりである。

<災害応急対策計画の構成>

		総務対策班	救助対策班	衛生対策班	上下水道対策班	産業・輸送対策班	土木対策班	文教対策班	支所駐在班
【フェーズ0】 ＜活動体制の確立と調整＞ 災害発生前または災害発生直後から開始	第2章 災害対応の体制								
	第1節 防災組織計画	●	●	●	●	●	●	●	●
	第2節 気象警報等の伝達計画	●	●	●	●	●	●	●	●
	第3節 地震情報等の伝達計画	●	●	●	●	●	●	●	●
	第4節 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達計画	●							
	第5節 水防計画	●					●		
	第3章 災害対応のコーディネイト								
	第1節 情報の収集・伝達	●	●	●	●	●	●	●	●
	第2節 緊急輸送体制の整備	●				●			
	第3節 外部への応援要請	●	●						
【フェーズ1】 ＜緊急対策＞ 概ね災害発生後3日以内に対応完了	第4章 災害応急対策を行う								
	第1節 避難計画	●	●	●					●
【フェーズ2】 ＜応急対策＞ 概ね災害発生後3日以内に対応着手	第2節 救助・救急、医療及び消火活動	●	●	●			●		●
	第3節 保健衛生計画		●	●		●			
	第4節 物資等の輸送供給		●		●				
	第5節 公共土木施設等応急対策計画				●		●		
【フェーズ3】 ＜復旧対策＞ 概ね災害発生後7日以内に対応着手	第6節 文教対策活動							●	
	第5章 生活再建、復旧・復興								
	第1節 罹災証明書の発行等	●							
【フェーズ4】 ＜復興対策＞ 概ね災害発生後1ヶ月以内に対応着手	第2節 住宅・宅地対策計画		●				●		
	第3節 経済的支援	●	●						
	第4節 公共的施設災害応急対策計画	●			●		●		
	第5節 施設災害復旧事業計画	●	●	●	●	●	●	●	●
第6章 その他個別計画	第6節 農林漁業者及び中小企業への融資		●			●			
	第7節 復興まちづくり	●							
	第1節 農業関係災害応急対策計画					●			
	第2節 林業関係災害応急対策計画					●			
	第3節 林野火災応急対策計画	●							
	第4節 危険物等災害応急対策計画	●							●

第2章 災害対応の体制

第1節 防災組織計画 (すべての班)

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うとともに、日高川町災害対策本部の設置、現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

1 動員配備体制

1.1 配備体制

現行計画では、以下の組織が位置付けられている。

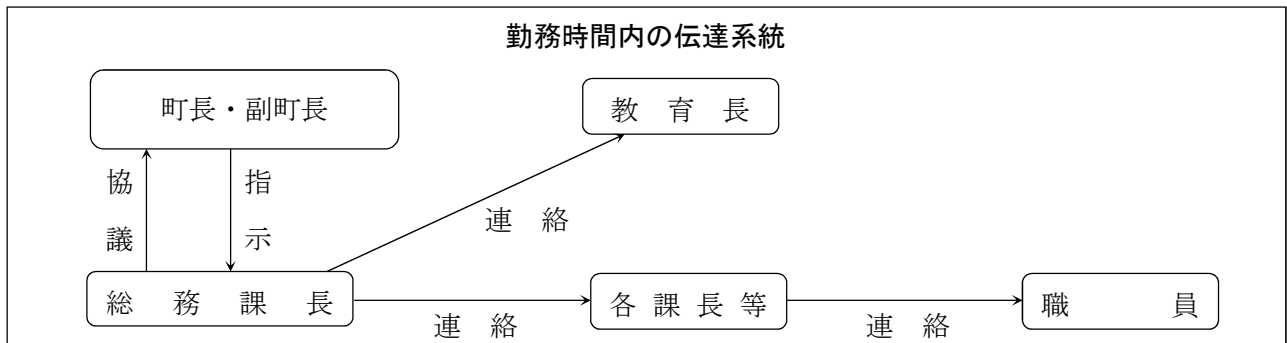
動員区分		(1号配備)	(2号配備)	(3号配備)	
体制	水防本部	準備体制	災害警戒体制		災害対策本部
設置基準	(風水害時) □ 集中豪雨、台風等による水害に対処する必要があるとき	(風水害時) □ 次の警報・注意情報のいずれかが発表され、警戒を要するとき(大雨警報、洪水警報、暴風警報、日高川氾濫注意情報) □ 梅雨前線の活発化、台風の接近時等、今後の気象情報に注意する必要があると認めるとき □ その他、町長が必要と認めるとき	(風水害時) □ 本町域が台風の暴風域内に入る恐れがあり、かつ重大な災害が発生するおそれがあると認めるとき □ 日高川氾濫警戒情報が発表されたとき □ 本町域において災害が発生するおそれがあり、特に警戒を要するとき □ その他、町長が必要と認めるとき	(風水害時) □ 大雨、暴風のいずれかの特別警報が発表されたとき □ 県の水防配備体制3号が発令されたとき □ 災害救助法の適用をしなければならないような災害が予想されるとき □ その他、町長が必要と認めるとき	(風水害時) □ 本町域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき □ その他、町長が必要と認めるとき
	(震災時) □ 地震により被害を受け、堤防、護岸、ため池等の施設から河川水等の浸水があったとき、又は浸水の恐れが予想される時	(震災時) □ 町内で震度4を記録したとき □ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき □ その他、町長が必要と認めるとき	(震災時) □ 町内で震度5弱又は5強を記録したとき □ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)または南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき □ その他、町長が必要と認めるとき		(震災時) □ 町内で震度6弱以上を記録したとき □ 和歌山県に大津波警報が発表されたとき □ その他、町長が必要と認めるとき
判断者	町長	町長	町長	町長	町長
設置場所		役場2階応接室	役場2階応接室	役場2階応接室	役場2階応接室
構成	本庁	災害対策本部に準じた組織	各課長又は主幹・副課長、会計管理者又は議会事務局長、中央公民館長、必要職員*	1号配備員、副課長、課長補佐、保育所(園)長及び副所(園)長、避難所担当職員、必要職員*	全職員
	支所		支所長、各課(室)長、必要職員*	1号配備員、副課長、課長補佐、保育所(園)長及び副所(園)長、避難所担当職員*、必要職員*	全職員
閉鎖基準	□ 災害対策本部が設置されたとき又は被害のおそれなくなったとき				□ 災害発生のおそれが解消したとき、災害応急対策がおおむね完了したとき

※必要職員とは、各課長等が災害警戒体制をとるのに必要と認められた職員

1.2 配備体制の決定及び配備指令の伝達

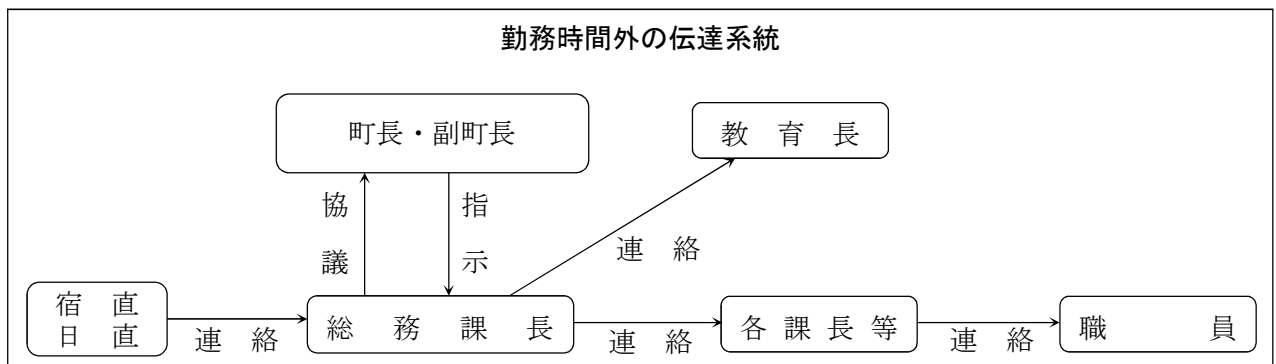
1.2.1 勤務時間内

勤務時間内における配備指令は、総務課長から各課長等を経て、各職員に伝達する。



1.2.2 勤務時間外

- (1) 宿直・日直は、気象予警報、防災関係機関や住民等から災害等に関する通報があったときは、直ちに総務課長に連絡する。
- (2) 総務課長は、上記の情報について確認のうえ、町長、副町長と協議し、教育長にはその結果を連絡する。また、町長から配備指令が出されたときは、直ちに各課長等に伝達する。
- (3) 各課長等は、配備指令に基づき職員を直ちに非常招集する。
- (4) 招集方法は次の手段による。
 - ア 電話・携帯電話
 - イ 防災行政無線放送
 - ウ その他



1.3 職員の参集・配備

1.3.1 勤務時間内に配備指示があった場合

- (1) 配備職員は、原則、勤務地で配備につくが、令和5年3月に気象警報等の発表区域が3地区に分割されたことにより、気象警報等が発表された地域への必要な人員配備を検討する。
- (2) 出張時など外出している場合は、上司に連絡し指示を仰ぐ。

1.3.2 勤務時間外に配備指示があった場合

(1) 1号配備体制

- ア 配備職員は、勤務地の庁舎に参集する。
- イ 出張時など外出している場合は、上司に連絡し指示を仰ぐ。
- ウ 交通機関の途絶、道路等の寸断などで勤務地の庁舎への参集が困難な場合は、現住所地の庁舎、最寄りの避難所施設等へ参集し、上司への連絡に努める。

(2) 2号配備体制以上

- ア 配備職員は、勤務地の庁舎へ参集する。
- イ 出張時など外出している場合は、上司に連絡し指示を仰ぐ。
- ウ 交通機関の途絶、道路等の寸断などで勤務地の庁舎への参集が困難な場合は、最寄りの避難所施設等へ参集し、上司への連絡に努める。

(3) 留意点

職員は、電話回線が不通になる等、周囲の状況から大規模な災害が発生したと判断した場合は、動員配備指令を待たず、自ら参集するものとする。

1.4 参集時の留意事項

職員は、参集に当たり、次の点に留意する。

1.4.1 服装

応急活動ができる服装とする。

1.4.2 緊急措置

参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。

1.4.3 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属の班長（課長等）に報告する。

- (1) 鉄道、幹線道路等の状況
- (2) 建物の倒壊、損傷の状況
- (3) 火災の発生、消火活動の状況
- (4) 被災者及び救助活動の状況
- (5) ライフラインの状況

1.4.4 参集報告

各班長（課長等）は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、総務対策班長（総務課長）に報告する。

1.4.5 初動期の活動方針

- (1) 人命救助を最優先に活動する。

- (2) 初動の情報収集・活動においては、人的被害、家屋等損壊などの被害状況の確認に努めるとともに、公共施設（道路、学校、保育所など）の被害状況の確認及びその対応に当たる。
- (3) 各区長等からの情報集約については、各庁舎単位（川辺エリア→本庁、中津エリア→中津支所、美山エリア→美山支所）で行い、総務課長に報告する。

2 災害対策本部の設置

町長は、本町域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に応じて、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたとき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条及び日高川町災害対策本部条例に基づき、日高川町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

2.1 本部の設置

2.1.1 設置及び廃止の基準

設置基準	ア 本町域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき イ その他、町長が必要と認めたとき
廃止基準	ア 災害発生のおそれが解消したとき イ 災害応急対策がおおむね完了したとき ウ その他本部長（町長）が必要なしと認めたとき

2.1.2 設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県、関係機関及び住民に報告、通知、公表する。

2.1.3 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、町長にあるが、町長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副町長	2	総務課長
--------	---	-----	---	------

2.1.4 本部の設置場所

本部は、町役場会議室に設置する。ただし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと町長が判断したときは、状況に応じて町長が指定する施設内に設置する。

2.2 本部の組織

2.2.1 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

2.2.2 副本部長（副町長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

2.2.3 本部員（教育長、本庁課長職の職員、各支所長、本部長が必要と認めた者）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属の班長等を指揮監督する。

2.2.4 本部会議

本部会議は、本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度、招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係本部員等との協議をもって、これに代えることができる。

(1) 本部会議の構成員

本部長、副本部長、本部員

(2) 事務分掌（協議事項）

- ア 災害応急対策の基本方針に関すること。
- イ 動員及び配備体制に関すること。
- ウ 各部間調整事項に関すること。
- エ 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保及び警戒区域の設定に関すること。
- オ 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- カ 他市町村への応援要請に関すること。
- キ 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ク 災害救助法の適用に関すること。
- ケ 現地災害対策本部に関すること。
- コ その他災害応急対策の重要事項に関すること。

2.2.5 班

本部における班の組織及びそれぞれの所掌事務については、資料4.2に定めるところによる。

2.2.6 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、災害応急対策活動の指揮を行う。

(1) 現地本部の組織

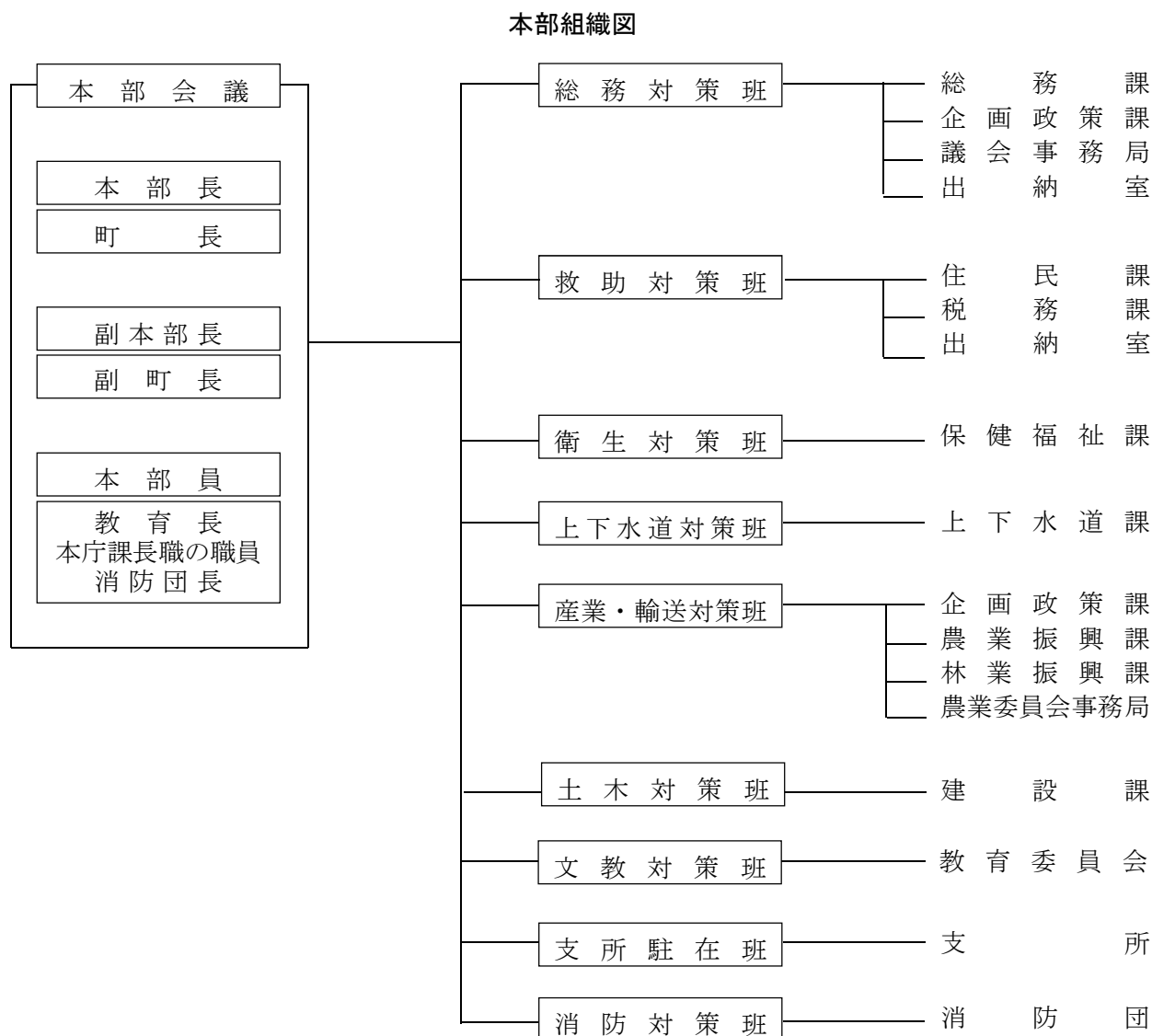
- ア 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- イ 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

(2) 現地本部の責務

- ア 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。
- イ 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
- ウ 入手した情報を逐次本部へ報告する。

2.3 標旗・職員証票

- (1) 本部長、副本部長、本部員、その他本部職員は、災害時において非常活動に従事するときは、腕章を着用する。また、災害時において非常活動に使用する本部の自動車には標旗を付ける。
- (2) 災害緊急対策において、職員が災害対策基本法に基づき施設・家屋又は物資の所在する場所若しくは物資を保管する場所に立ち入り、検査等を行う場合における証票は、日高川町職員証明書とする。



第2節 気象警報等の伝達計画 (すべての班)

町は、気象状況等により、風水害の発生が予想され、警戒を必要とするときは、気象、水防等の情報を自ら収集し、必要があるときは迅速に対応できるように準備しておくとともに、その情報、警報等を住民等に迅速にかつ的確に伝達する。

気象、地象、洪水に関する注意報及び警報等の周知徹底は、本計画による。

1 注意報、警報及び特別警報

1.1 注意報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、気象現象等により県内のどこかに災害の発生が予想される場合、注意を喚起するために発表するもので、その種類、発表の基準は、別表2のとおりである。

1.2 警報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、洪水等により県内のどこかに重大な災害の発生が予想される場合、厳重な警戒を促すために発表するもので、その種類、発表の基準は、別表2のとおりである。

1.3 特別警報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨等の予想される現象が特に異常であるため、県内のどこかに重大な災害の発生するおそれが著しく高まっている場合、最大限の警戒を呼びかけるために発表するもので、その種類、発表基準は、別表1のとおりである。

1.4 注意報・警報・特別警報における細分区域

和歌山地方気象台が注意報・警報・特別警報を発表する場合は、二次細分区域単位で発表する。日高川町の発表区域は、令和5年3月9日より、日高川町川辺、日高川町中津、日高川町美山の3区域(旧町村単位)に分割されている。このことにより、区域毎の気象状況に応じて適時、適切に発表された気象警報等により、危険性が高まっている区域を絞り込むことができ、よりの確な防災対応が可能となる。

名称	区域
日高川町川辺	和歌山県日高郡日高川町のうち日高川町中津及び日高川町美山の区域を除く区域
日高川町中津	和歌山県日高郡日高川町のうち中津支所管内
日高川町美山	和歌山県日高郡日高川町のうち美山支所管内

別表1 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	や同程度の温帯低気圧によ	高潮になると予想される場合
波浪	り	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をおこなう。

別表2 和歌山地方気象台が発表する警報、注意報の種類及び発表基準

令和5年3月9日現在
発表官署 和歌山地方気象

日高川町	府県予報区		和歌山県			
	一次細分区域		北部			
	市町村等をまとめた地域		紀中			
	二次細分区域		日高川町川辺	日高川町中津	日高川町美山	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	24		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	179	188	188
	洪水		流域雨量指数基準	土生川流域=8.8、 江川流域=16.8		愛川流域=10.5、 初湯川流域=17.4、 猪谷川流域=12.6、 小藪川流域=15.2
			複合基準*	日高川流域 = (12, 50.1)	日高川流域 = (12, 48.5)	日高川流域 = (12, 46)
			指定河川洪水予報 による基準	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺]		
	暴風		平均風速	20m/s		
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う		
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の 深さ15cm	12時間降雪の 深さ30cm	12時間降雪の 深さ30cm	
		山地	12時間降雪の 深さ30cm			
注 意 報	大雨		表面雨量指数基準	11		
			土壌雨量指数基準	127	133	133

洪水	流域雨量指数基準		土生川流域=7、 江川流域=13.4		愛川流域=8.4、 初湯川流域=13.9、 猪谷川流域=10、 小藪川流域=12.1
	複合基準*1		日高川流域 = (9, 32.6)、 土生川流域 = (5, 7)、 江川流域 = (9, 10.7)	日高川流域 = (9, 31.6)	日高川流域 = (9, 29.9)
	指定河川洪水予報 による基準		和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺]		
強風	平均風速		12m/s		
風雪	平均風速		12m/s 雪を伴う		
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の 深さ5cm	12時間降雪の 深さ15cm	12時間降雪の 深さ15cm
		山地	12時間降雪の 深さ15cm		
雷	落雷等により被害が予想される場合				
濃霧	視程		100m		
乾燥	最小湿度35%で実効湿度60%				
なだれ	積雪の深さ50cm以上あり高野山(アメダス)の最高気温10℃以上又はかなりの降雨				
低温	沿岸部で最低気温-4℃以下				
霜	3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下				
着雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上、山地40cm以上 気温：-2℃~2℃				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm		

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※水防活動の利用に適合するものについては、次のとおりである。

種 類		発 表 基 準
注 意 報	水防活動用気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
	水防活動用洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ
	日高川洪水注意報	日高川の基準地点である川辺水位観測所の水位が、氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。ただし、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。
警 報	水防活動用気象警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
	水防活動用洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ
	日高川洪水警報	日高川の基準地点である川辺水位観測所の水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。ただし、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予測される場合は発表しない。

〈参考〉

<p>土壌雨量指数</p>	<p>土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。</p>
<p>流域雨量指数</p>	<p>流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。</p>

2 火災警報

2.1 火災警報の発令

消防法に基づいて和歌山地方気象台は、気象の状況から火災の危険があるときに、その状況を知事に通報する。県（防災企画課）は、これを町に伝達する。町長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、消防法第22条第3項の規定に基づき、火災警報を発令することができる。

火災気象通報を行う場合の基準

「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準に該当すると予想された場合。

ただし、降雨、降雪が予想される場合は通報しない。

2.2 一般住民の注意義務

- (1) 山林、原野等において、火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火の粉を始末すること。
- (6) 屋内において裸火を使用するときは、換気に注意しながら、窓、出入り口等を閉じて行うこと。

3 指定河川（日高川）の洪水予報

水防法及び気象業務法に基づき、和歌山地方気象台と和歌山県が、共同して雨量、水位又は流量を示して、洪水についての水防活動の利用に適合する予報を行うものである。

3.1 洪水予報の実施区域（平成 25 年 6 月 11 日和歌山県告示第 708 号）

河川名	実施区域
日高川	左岸 和歌山県日高郡日高川町初湯川1906番地先から海まで 右岸 和歌山県日高郡日高川町初湯川1869番地先から海まで

3.2 洪水予報の種類と基準

実施区間		河川名	区間
		日高川	左岸 和歌山県日高郡日高川町初湯川 1906 番地先から海まで 右岸 和歌山県日高郡日高川町初湯川 1869 番地先から海まで
業務担当		和歌山県（日高振興局建設部） 気象庁（和歌山地方気象台）が共同で行う。	
洪水 注意報	日高川 氾濫注意情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。	
	日高川 氾濫警戒情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。	
	日高川 氾濫危険情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。	
	日高川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。	

3.3 水位基準地点・基準水位

基準地点	位置	所在地	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)
川辺	河口から 11.0km	日高郡 日高川町	3.8	5.0	6.3	6.8
高津尾	河口から 21.6km	日高郡 日高川町	3.5	4.5	6.1	7.1
川原河	河口から 45.7km	日高郡 日高川町	2.5	3.5	4.6	5.5

4 水防警報

水防警報とは水防法に基づき、洪水、津波又は高潮により相当な損害を生じるおそれがあると認めて国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定した河川について、発表される。

知事の指定する日高川については、日高振興局建設部長が現地の雨量、水位等の状況を判断して、又は水防本部長の指令に基づいて行うものとし、その内容は次のとおりである。

4.1 水防警報発表区域等

河川名	区 域	対 象 水 標	水 位	振 興 局 建 設 部	担当水防 管理団体
日高川	川辺大橋上流350mの地点 (左岸) 日高郡日高川町松瀬 (右岸) 日高郡日高川町早藤 から海まで	川辺 (松瀬橋)	水防団待機水位 3.80 氾濫注意水位 5.00	日 高	御坊市 日高川町

4.2 水防警報を実施する対象水位観測所及び諸元

河川名	観測 所名	観 測 者 (振興局建設部)	位 置	水 位		堤 防 高	
				水 防 団 待 機	氾 濫 注 意	左 岸	右 岸
日 高 川	川 辺	日高振興局建設部	日高郡日高川町早藤	3.8	5.0	10.2	9.5

5 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる二次細分化区域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、和歌山県と和歌山地方気象台から共

同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

土砂災害警戒情報の警戒対象地域についても、気象警報等の発表区域変更に併せて、日高川町川辺、日高川町中津、日高川町美山の3区域（旧町村単位）に分割した新たな二次細分区域としている。

6 和歌山県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。

7 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分化区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

8 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、和歌山県北部または南部を対象に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を和歌山県北部または南部を対象に発表する。この情報の有効期限は、発表から概ね1時間である。

9 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

（1）土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨警報による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに、5

段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。

(2) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

浸水キキクルは、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。

(3) 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

洪水キキクルは、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。

(4) 流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

10 早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性を「高」、「中」の 2 段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って和歌山県北部と南部を対象に発表する。2 日先から 5 日先にかけては日単位で和歌山県全域を対象に発表する。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害へ

の心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

1 1 警報等の周知

町長は、県等の関係機関から警報を受領した場合は、速やかにその内容、町の対応（本部の設置等）及び住民がとるべき行動等について住民や町内の官公署、学校、その他関係団体等に必要な事項を以下の方法等により、周知徹底させる。

- (1) 防災行政無線
- (2) 広報車
- (3) サイレン、警鐘等

1 2 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な気象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

1 2.1 発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が水防又は火災に関する場合は消防本部に、また、その他の現象については町又は御坊警察署に通報する。

1 2.2 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、直ちに町長に通報する。

1 2.3 町長の通報

前記1 2. 1、1 2. 2によって異常現象を承知したときは、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長並びに県に通報する。

1 2.4 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものとする。

- (1) 気象に関する事項、竜巻、強い降雹、豪雨等、著しく異常な気象現象
- (2) 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

1 2.5 周知徹底

関係機関は、異常現象を発見し、又は通報を受けたときは、その現象により被害が予想される地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

第3節 地震情報等の伝達計画 (すべての班)

本町域に大規模な地震が発生した場合、町及び防災関係機関は迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、地震に関する情報、その他災害に関する情報の伝達を行うものとする。

町及び防災関係機関は、最新情報機器の導入を図り、より迅速かつ的確な情報の伝達に努めるものとする。

1 気象庁・和歌山地方気象台が発表・伝達する地震情報

1.1 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる警報及び予報である。

1.1.1 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上又は、最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。このうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

1.1.2 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上、長周期地震動階級1以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

1.2 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と観測された震度を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

1.3 地震情報（気象庁発表）

地震情報の種類及び発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
緊急地震速報 (警報) 注1	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 強い揺れ（震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名（和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域（※1））

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域(※2))と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予測される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。 気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。 この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する(この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ)。南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対策について指示
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。	

地震情報の種類	発表基準	内容
		や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。 (呼びかける今後の備えの例) 家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m四方の格子毎に推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

注1：震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合

[緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける]

※1、2：緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称

本町(日高川町)＝和歌山県北部

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表する。

発生時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 監視領域内※ ¹ でマグニチュード6.8以上※ ² の地震※ ³ が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定地震領域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源領域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源領域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ⁴ 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内※ ¹ において、モーメントマグニチュード※ ⁴ 7.0以上の地震※ ³ が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 地震情報(震度速報を除く)の伝達

和歌山地方気象台は、次の基準により関係機関へ通知する。

2.1 震源震度に関する情報

- (1) 和歌山県内で震度3以上を観測したとき
- (2) 隣接府県(大阪府、奈良県、三重県)で震度4以上を観測したとき
- (3) 前記以外の都道府県で震度6弱以上を観測したとき

2.2 各地の震度に関する情報

和歌山県内で震度1以上を観測したとき

2.3 その他の情報(震源情報、遠地地震に関する情報、地震の回数に関する情報、推計震度分布情報など)

地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

震度情報で用いる町内の地域名称等

地域名称	市町村名称	震度発表名称	備考
和歌山県北部	日高川町	日高川町土生 日高川町高津尾 日高川町川原河	県の震度計

3 地震情報の伝達

- (1) 和歌山県の北部地域において、最大震度5弱以上の地震が発生すると推定されるときは、全国瞬時警報システム（J-Alert）により、防災行政無線が自動的に起動し、サイレンの吹鳴や音声放送が行われる。
- (2) 町長は、県等の関係機関から地震情報を受領した場合は、速やかにその内容、町の対応（本部の設置等）及び住民がとるべき行動等について住民や町内の官公署、学校、その他関係団体等に必要な事項を以下の方法等により、周知徹底させる。
 - ア 防災行政無線
 - イ 広報車
 - ウ サイレン、警鐘等
- (3) 町長は、前記（1）の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において予報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。
- (4) 町長は、県の機関から地震情報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努める。
- (5) 町長は災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、予報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報する。

4 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な気象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

4.1 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町、消防本部又は御坊警察署に通報する。

4.2 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、直ちに町長に通報する。

4.3 町長の通報

前記4.1、4.2によって異常現象を承知したときは、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長並びに県に通報する。

4.4 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものとする。

地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

4.5 周知徹底

関係機関は、異常現象を発見し、又は通報を受けたときは、その現象により被害が予想される地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

5 問い合わせに対する対応

現在の科学的知見からは、確度の高い地震の予測は難しいと考えられている。「何月何日にマグニチュード8クラスの大地震がA市を襲う」といった情報は、根拠のないデマであると考えられるので、気象台の発表する地震情報により冷静に対処するよう努める。

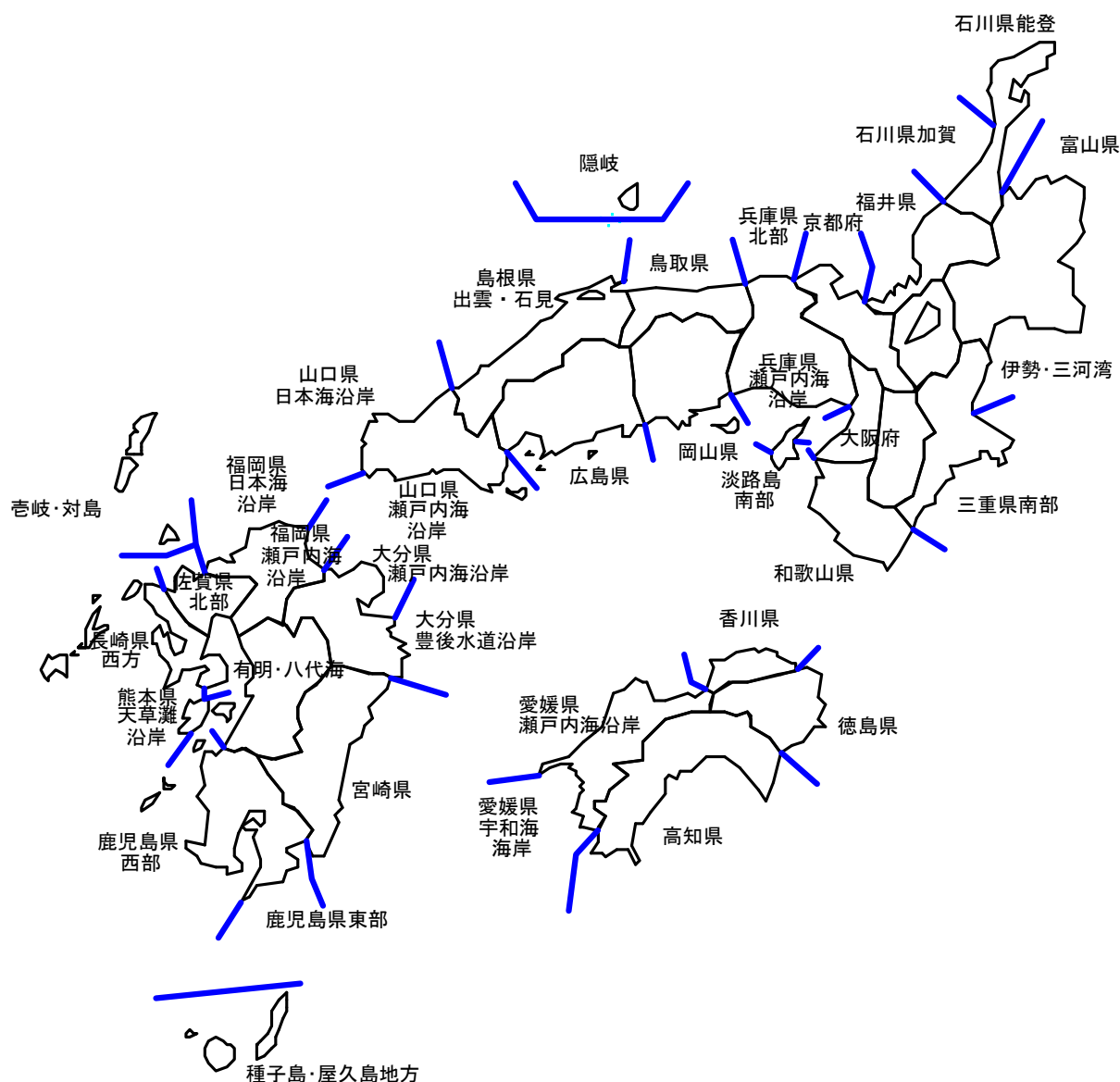
第4節 津波に関する警報・注意報等の伝達計画 （総務対策班）

地震による津波に関する注意報及び警報等の周知徹底は、本計画による。

1 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、津波に関する情報の種類と内容

1.1 津波予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区（原則として、都道府県程度に区分）に分けられている。和歌山県は全域が1つの予報区であり予報区名称は「和歌山県」である。



1.2 大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波予報の種類と内容（気象庁発表）

気象庁は、地震が発生したときは地震の位置や規模を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する「予想される津波の高さ」は、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予測される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予測される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予測される津波の高さも数値で発表する。

津波警報・注意報の種類及び発表基準・解説・発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予測の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がり、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
-------	--	----------------------------	---------	--

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、町は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的に発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

<津波警報・注意報と避難のポイント>

- (1) 震源が陸地に近いと津波警報等が津波の襲来に間に合わないことがある。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する必要がある。
- (2) 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがある。直ちにできる限りの避難をする必要がある。
- (3) 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合がある。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する必要がある。
- (4) 津波は長い時間くり返し襲ってくる。津波警報等が解除されるまでは、避難を続ける必要がある。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	内 容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき （注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき ^{（注）} （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（注） 「0.2m 未満の海面変動が予測されたとき」 又は 「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」 に発表する津波予報は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）で発表される。

1.3 津波情報の種類と内容

津波情報の種類

情報の種類		情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測事項※3や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載）を発表。※3 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達時刻を発表。
	津波観測に関する情報※1	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
	沖合の津波観測に関する情報※2	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

※1 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※3）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波高さ	内 容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※3 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※4 津波観測所（平成27年4月1日現在）

津波観測点名称	所 在 地
なちかつうらちようらがみ 那智勝浦町浦神	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
くしもとちようふくろこう 串本町袋港	和歌山県東牟婁郡串本町袋港

しらはまちょうかた 白浜町堅田	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港
ごぼうしはらいど 御坊市祓井戸	和歌山県御坊市名田町野島祓井戸漁港
わかやま 和歌山	和歌山県和歌山市和歌山港
わかやましらはまおき 和歌山白浜沖	和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎より沖合 17 km（GPS 波浪計）

1.4 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、地震情報及び津波情報（震度速報を除く） （気象庁発表）

和歌山地方気象台は、次の基準による関係機関（大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の伝達経路参照）へ通知する。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報及び津波情報

和歌山県に発表されたとき

(2) 地震情報

ア 震源震度に関する情報

(ア) 和歌山県内で震度3以上を観測したとき

(イ) 隣接府県（大阪府、奈良県、三重県）で震度4以上を観測したとき

(ウ) 上記以外の都道府県で震度6弱以上を観測したとき

イ 各地の震度に関する情報

和歌山県内で震度1以上の観測したとき

ウ その他の情報（震源情報、遠地地震に関する情報、地震の回数に関する情報、推計震度分布情報など）

地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

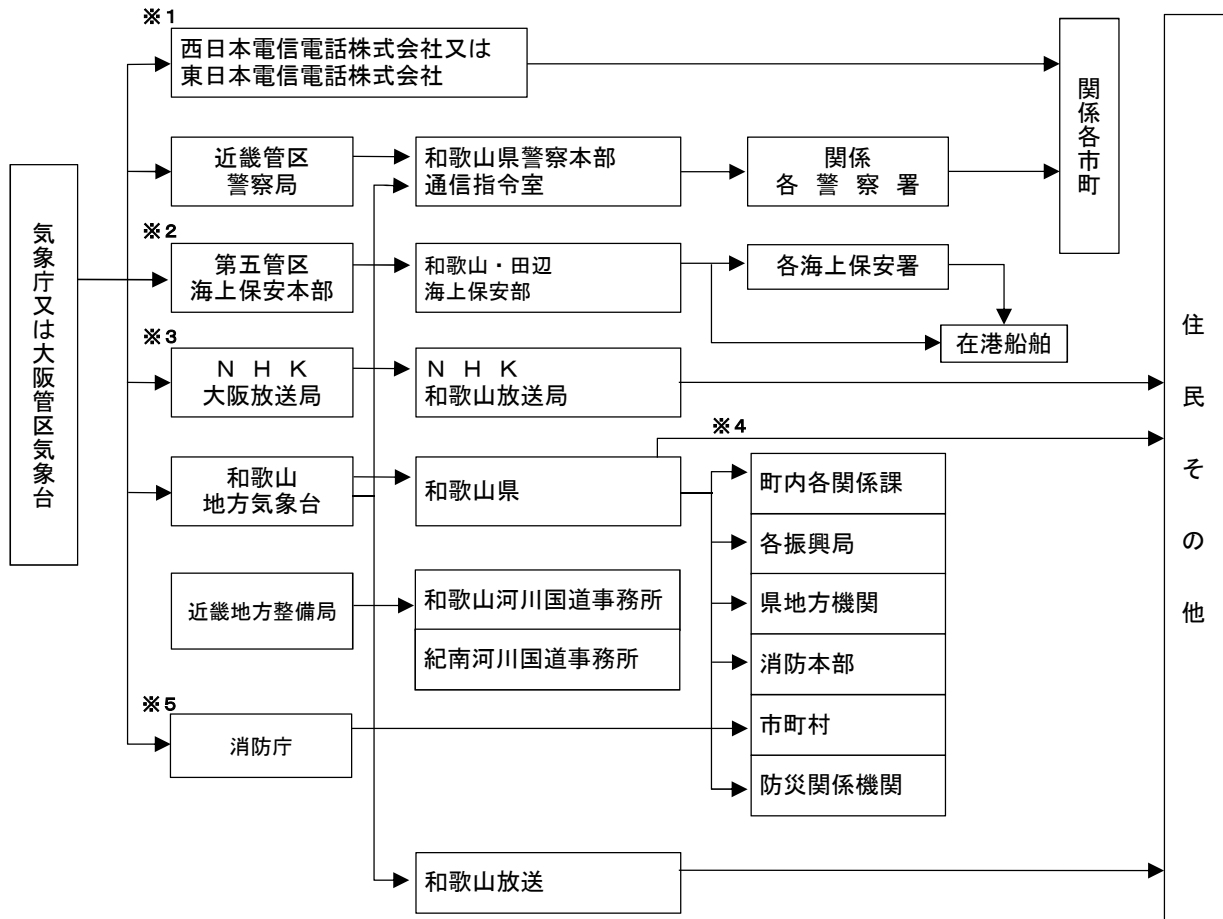
1.5 地震解説資料（気象庁提供）

地震解説資料には、速報版と詳細版があり、速報版は和歌山県で震度4以上を観測した場合か、日本及びその周辺で発生した地震で和歌山県に大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合に作成され、地震発生から30分程度で提供される。

詳細版は、和歌山県で震度5以上を観測した場合や、和歌山県に大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合（海外で発生した地震により津波警報等が発表された場合を含む）、社会的に関心の高い地震が発生した場合等に作成され、地震発生から1～2時間程度で提供される。

2 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の通知と伝達

〈大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の伝達経路〉（気象庁提供）

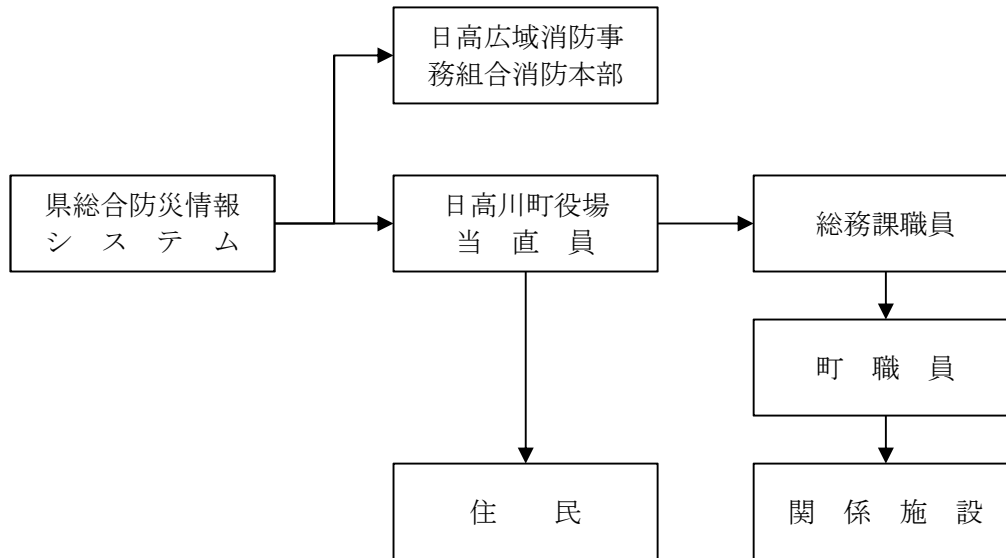


令和4年4月1日現在

- (注) 1 和歌山地方気象台からの伝達は、「アデス」または「防災情報提供システム」による。
 2 ※1 は、大津波警報、津波警報及び同警報解除のみ伝達する。
 3 ※2 は、神戸地方気象台から伝達する。
 4 ※3 は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）により放送する。
 5 ※4 は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールにより伝達する。
 6 ※5 は、全国瞬時警報システム（J-Alert）により伝達する。

2.1 本町における措置

勤務時間外に町に通報される大津波警報・津波警報・津波注意報は、下記により受領・伝達する。



2.2 町長の措置

- (1) 町長は、県の機関又は警察の機関から警報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、関係機関、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。
周知方法は、概ね次のとおりとする。
 - ア 広報車による。
 - イ 防災行政無線による。
 - ウ 伝達組織を通じる。
 - エ サイレン、警鐘等による。
- (2) 町長は、前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において警報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう講じておく。
- (3) 町長は、气象台から、大津波警報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該警報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される警報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。
- (4) 町長は、県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努めるものとする。
- (5) 町長は災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、警報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報するものとする。
- (6) 町長は、警報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。

- (7) 防災行政無線から放送される大津波警報、津波警報、津波注意報のサイレン音について、全国瞬時警報システム（J-Alert）の標準サイレン音に統一する。

2.3 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は次の方法により関係機関に通報する。

2.3.1 発見者の通報

異常現象を発見したものは、町長、警察署又は海上保安庁に通報する。

2.3.2 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに町長及び所轄警察署長に通報する。

2.3.3 町長の通報

上記によって異常現象を承知した町長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

2.3.4 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものとする。

- (1) 水象に関する事項、津波による異常潮位、異常波浪
- (2) 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

2.3.5 周知徹底

異常現象を発見し、また通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

2.4 問い合わせに対する対応整備

現在の科学的知見からは、確度の高い地震の予測は難しいと考えられている。「何月何日にマグニチュード8クラスの大地震がA市を襲う」といった情報は、根拠のないデマであると考えられるので、気象台の発表する地震情報により冷静に対処するよう努める。

第5節 水防計画 （総務対策班、土木対策班）

河川、ダム、ため池の洪水等による災害を警戒し、又は防御し、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持するために、町の水防体制を確立するものとする。

1 水防体制

- (1) 町は、水防に関する気象予警報等の通知を受けるなど、水防活動が必要であると認めるときは、町職員及び水防団員（消防団員）を招集する。
- (2) 集中豪雨、台風等による水害に対処する必要があるときは、日高川町水防本部を町役場庁舎内に設置する。

なお、日高川町水防本部の組織については、本章第1節「防災組織計画」に定める日高川町災害対策本部に準じた体制とする。

2 情報の収集及び警戒体制の確立

2.1 雨量・水位の観測

2.1.1 雨量の観測

気象状況を把握するため日高振興局及び役場内の観測所から情報を入手する。

2.1.2 水位の観測

気象状況等による出水のおそれがあると察知したときは、資料2.3の観測所において水位観測を行う。

2.2 危険箇所の監視

次の場合は、水防団（消防団）に通報して、危険箇所等の現状を監視させる。

- (1) 総雨量が80mmに達し、時間雨量が20mmを超えた場合
- (2) 台風等が接近し、かつ不連続線が停滞してかなりの降雨が予想される場合
- (3) 日高川の水位が氾濫注意水位を超え、なお上昇のおそれがある場合

2.3 決壊等の通報

堤防若しくはため池が決壊し、又はおそれのある事態が発生した場合には、水防法第25条の規定により、直ちにその旨を日高振興局長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報する。

3 水防資機材の確保

- (1) 水防倉庫に備蓄してある資機材を使用するとともに、沿川住民及び関係業者等に協力を要請し、必要な資機材を調達する。
- (2) 資機材が不足する場合には、県及び近隣市町に対して調達・斡旋を要請する。

4 水防工法

- (1) 河川施設の被害状況に応じた適切な水防工法の見極めを行う。その際水防倉庫に備蓄している材料あるいは搬入可能な材料、確保可能な人員などとの関係から、総合的に判断して決定する。
- (2) 各水防工法については、使用材料、必要人員、施工時期、その効果などについて十分認識しておく。
- (3) 水防工法は、初期の対応が最も大切で大きな被害が起きてからでは、危険が伴い、どうすることもできなくなってしまうことが多いため、迅速に対応できるように、河川、堤防、その他危険箇所に対し常に巡視するよう努める。
- (4) 作業は、豪雨の中、強風下、真夜中、狭い場所という極めて過酷な条件の場合が多く、水防団員（消防団員）の安全については特に配慮する。

5 応援要請

災害の規模及び被害状況等から、町単独では十分な応急対策活動を実施することが困難な場合は、県及び近隣市町等に対し、応援要請を行う。

6 地震により行う水防活動

地震により堤防、護岸、水門、樋門など、河川・ため池等施設に被害が生じ、又は、生じる恐れがあるときで、水防活動を行う必要がある場合に、町（水防管理団体）は以下の措置をとる。

ただし、水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られるように留意するものとする。

被害が生じる恐れのあるとき：和歌山県に大津波警報・津波警報が発表されたとき、又は、県内で震度4以上の地震が観測されたとき。

水防活動を行う必要があるとき：地震により被害を受け、堤防、護岸、ため池等の施設から河川水等の浸水があったとき、又は、浸水が予想されるとき。

- (1) 自らの判断で河川、ため池等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう指示するとともに、日高振興局建設部へその旨連絡する。
- (2) 管内の監視・警戒、水門等河川管理者への連絡通報

- (3) 水防活動に必要な資器材の点検整備
- (4) 管理する水門、閘門の迅速な操作及び他の水門等の管理者に対する門扉操作の応援
- (5) 他の市町村（水防管理団体）における相互協力及び応援

第3章 災害対応のコーディネート

第1節 情報の収集・伝達

災害発生後、県及び防災機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

なお、収集した情報については、トリアージ（優先順位付け）できるように重要度や緊急度、場所の明確性、発信者の属性等を付して管理する。

1 災害通信計画（総務対策班）

町は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。このため災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を現場に配置する。

1.1 防災行政無線施設

- (1) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。
- (2) 町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、防災行政無線の効果的な運用に努める。また、移動系無線の適正配置について検討し、実施する。

1.2 県総合防災情報システム

県総合防災情報システムは、県をはじめ関係機関との重要な情報連絡手段であるため、町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた場合には、施設の復旧に努めるとともに、代替通信経路を確保する。

1.3 通信連絡手段の確保

大規模災害時においては、通信の途絶や輻輳が想定されることから、町は、防災関係機関と連携し、それぞれの特性を考慮しながら通信手段の確保を図る。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

一般公衆回線	災害時に途絶や輻輳がある。
災害時優先電話	防災機関とNTTが協議して、一般電話回線の中から指定する回線で、災害時に回線が輻輳しても、他の一般公衆回線に比べて優先して使用できる。
携帯電話	一般公衆回線と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶や輻輳もある。

衛星携帯電話	静止衛星を利用して通信するため災害時に通信の途絶がない。ただし、相手によっては輻輳もある。
地域衛星通信ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
消防用回線（消防無線）	各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
非常通信	町及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、近畿地方非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
インターネット	データ通信としてインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。 また、輻輳を回避するための手段として、次の情報提供が有効である。
災害用伝言ダイヤル「171」	災害発生時、通話がつながりにくい状況（輻輳）になった場合にNTT各社から提供されるサービスで、加入電話、公衆電話、携帯電話、避難所などに設置する特設公衆電話等から安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるもので、サービスの提供開始や運用方法・提供条件については、状況に応じてテレビ・ラジオ・ホームページ等で知らせる。
携帯電話「災害用伝言板」	災害発生時、通話がつながりにくい状況（輻輳）になった場合に、携帯電話各社から提供されるサービスで、携帯電話やスマートフォンから安否情報を文字情報として蓄積し、インターネットなどを通じて確認できるもので、サービスの提供開始や運用方法・提供条件については、状況に応じてテレビ・ラジオ・ホームページ等で知らせる。 また、携帯電話会社によりサービス内容は異なるが、指定した相手に対して災害用伝言板に登録したことをメールで知らせたり、安否情報の登録をメールで依頼したり、音声情報を登録することもできる。
携帯電話「緊急速報メール」	NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク等が提供する災害情報配信サービスで、気象庁の緊急地震速報や県の大津波警報などが発信されると、各社のメールセンターを経由して、被災の恐れのあるエリア（最小単位は市町村）に一斉配信される。

2 被害情報等の収集計画 (すべての班)

災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものである。このため、町（災害対策本部等）及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに災害情報を収集し、管内の状況を把握するとともに、災害対策の実施方針の作成等を行い、必要に応じて、関係行政機関（県知事等）、関係市町村、関係公共機関等との連携確保に努める。

2.1 被害情報の早期収集

2.1.1 関係機関との情報交換

被害が発生したとき、町は、直ちに被害状況の収集活動を開始し、必要に応じて消防本部・御坊警察署その他関係機関との密接な連絡をとりながら、災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

2.1.2 被害情報の収集・調査

被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施する。特に、初期の状況は住民組織を通じて直ちに町に通報されるよう体制を整えておく。

- (1) 被害情報収集は、災害対策本部事務分掌に定められた各班の所管業務に基づき、所属の職員が当たる。
- (2) 町は、被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。
- (3) 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、本町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
なお、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県災害対策課（災害対策本部）にも連絡する。
- (4) 施設の管理者は所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害、所管施設の物的被害及び機能被害について把握し、本部に報告する。
- (5) 道路の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況、復旧状況を把握する。また、当該地域における備蓄状況、治療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

2.2 被害情報のとりまとめ

2.2.1 情報の総括・報告責任者

情報の総括・報告責任者は、総務対策班長とする。

2.2.2 各班から本部長への報告

各班は、災害が発生してから被害に関する応急対策が完了するまでの間、被害状況及び災害応急対策の活動状況を総務対策班長を通じて本部長へ報告する。

2.2.3 県への応援要請

町は、緊急対策の活動状況、本部設置状況に加え、被害が甚大なため、町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

2.3 災害報告の取扱要領

2.3.1 報告すべき災害

(1) 発生原因 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害

(2) 報告の基準

この計画に基づく報告は、次の基準に該当するものについて行うものとする。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 県又は町が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2府県以上にまたがるもので、一の府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

カ 地震が発生し、和歌山県の区域内で震度4以上の記録をしたもの

キ 災害の発生が県下で広域に及び、県地域に相当の被害が発生したと認められるもの

ク その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

2.3.2 災害報告の種類

(1) 災害即報（被害状況即報及び災害概況即報様式は、様式1、2を参照）

(2) 被害状況報告（被害状況報告様式及び附表・明細表は、様式3を参照）

2.4 災害即報及び被害状況報告要領

2.4.1 災害即報

(1) 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告する。

(2) 通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。（災害対策基本法第53条第1項）

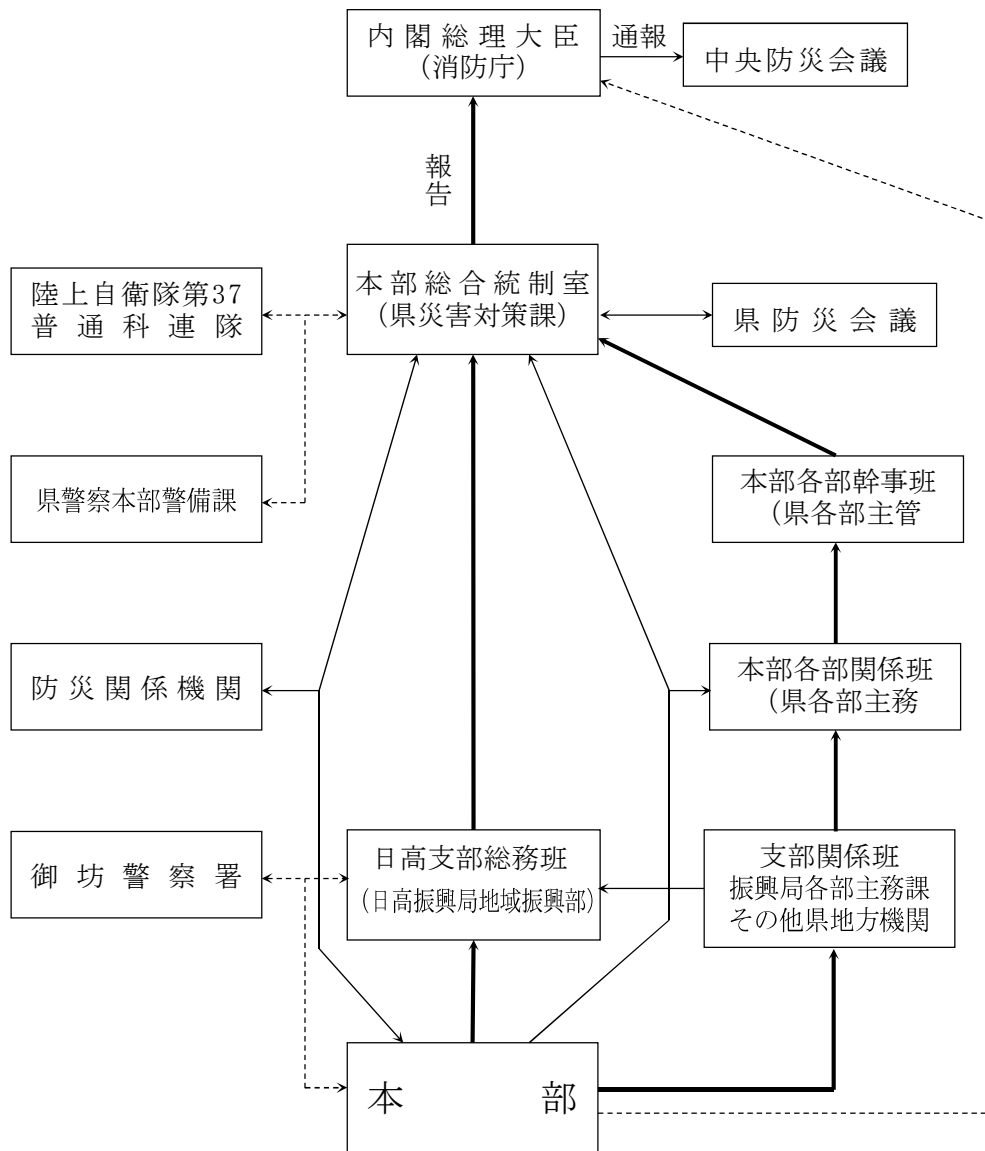
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行う。

- (3) 119番殺到状況については、町から県の他、直接国へも報告すること。
- (4) 町は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。
- (5) 報告に当たっては、総合防災情報システム、加入電話、無線電話、ファクシミリ等によって即報するものとし、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。
- (6) 災害即報事項は、消防本部及び御坊警察署をはじめ、関係機関と十分連絡を保った上で行う。
- (7) 町は、被害の有無にかかわらず、地震が発生し、本町の区域内で震度5強以上を記録した場合、直ちに消防庁及び県に対し報告する。

2.4.2 被害状況報告

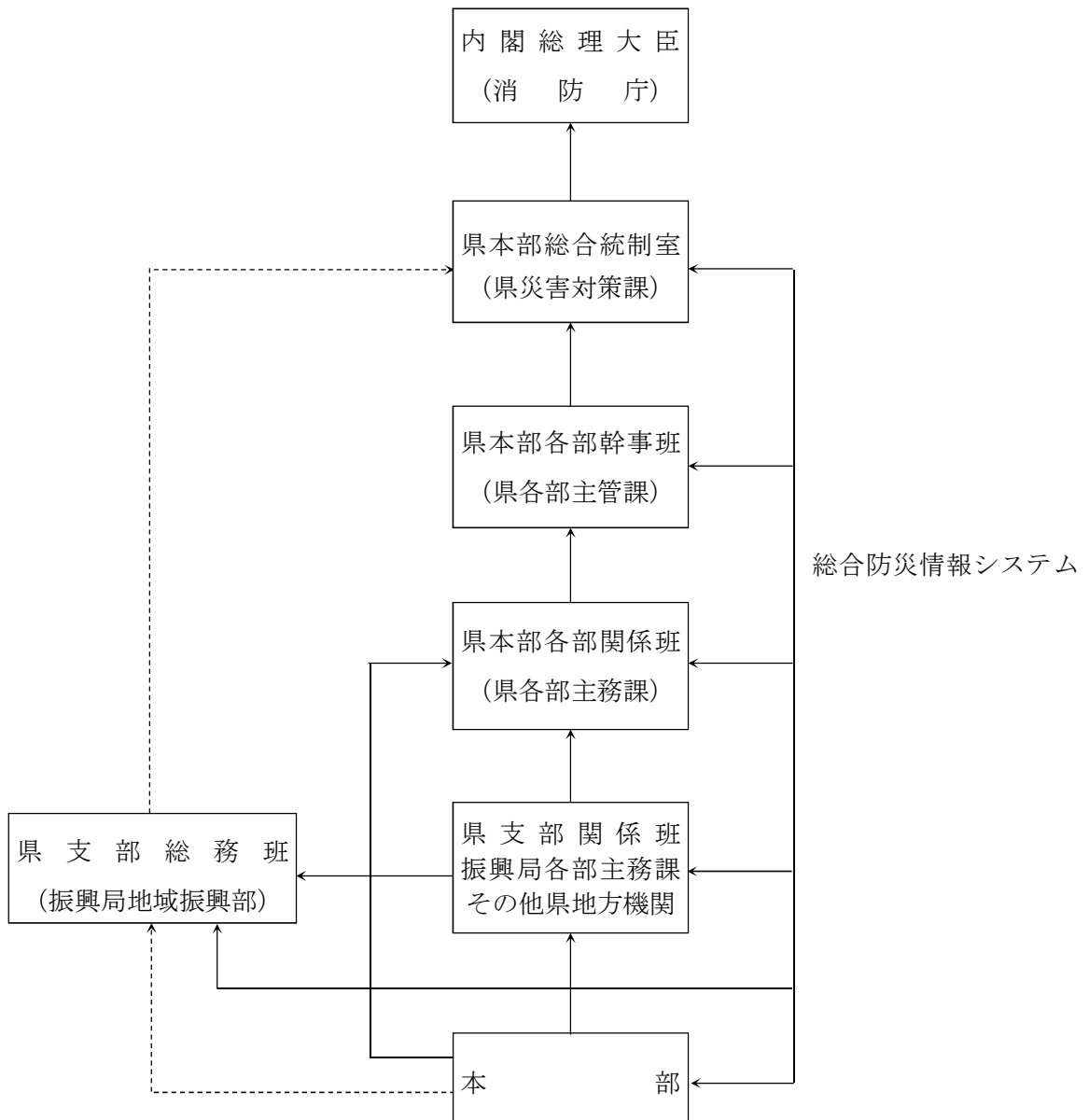
- (1) 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行う。
- (2) 被害状況報告事項は、次の系統によって行う。
- (3) 被害確定報告は、災害応急対策を終了した後20日以内に行い、災害対策基本法第53条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第40条に基づく消防庁長官あて文書を各1部消防庁あて送付する。

〈災害即報系統図〉



- (注) ① 本部が設置されない場合も上図に準ずる。
② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

〈被害状況報告系統図〉



- (注) ① 本部が設置されない場合も上図に準ずる。
② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

2.4.3 被害種別系統

被害区分	県への報告先	県本庁主務課	町の担当課
人的被害及び住宅等一般	振興局健康福祉部	福祉保健総務課	税務課 住民課 保健福祉課
土木関係	振興局建設部等	県土整備部各課	建設課
農業関係	振興局農業振興課	農林水産部各課	農業振興課
耕地関係	振興局農地課	農業農村整備課	農業振興課
林業関係	振興局林務課	林業振興課 森林整備課	林業振興課
水産関係	振興局企画産業課	水産振興課	企画政策課
公共施設関係	振興局地域振興部・ 健康福祉部各課	各部関係各課	建設課 上下水道課
商工業関係	振興局企画産業課	商工観光労働部各課	企画政策課
観光関係	振興局企画産業課	観光振興課	企画政策課
自然公園関係	振興局健康福祉部	環境生活総務課	企画政策課
衛生関係	御坊保健所	環境生活部 福祉保健部 関係各課	保健福祉課
その他	振興局地域振興部	関係各課（室） 災害対策課	総務課 関係各課
災害に対してとられた措置の概要	同上	同上	同上

3 災害広報計画（総務対策班）

大規模災害発生時、又は発生のおそれがある場合においては、被災地や隣接地域の住民に対し、応急対策または応急復旧に関する情報を周知し、適切な判断による行動がとれ、被害の拡大防止を図るため、町及び防災関係機関は、迅速適切な広報活動を実施する。

また、被災地外の地域の住民に対して、適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努めるものとする。

3.1 広報資料の収集

広報資料の収集は、本編第3章第1節「2 被害情報等の収集計画」に定めるところによるが、次のことに努める。

- (1) 写真担当を置き、状況に応じ現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- (2) 職員や防災関係機関が撮影した災害現場写真を収集する。
- (3) 各課等は、住民の人心安定のため広報資料の提出を積極的に行う。

また、広報は、おおむね次の事項を重点とする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応急対策実施状況
- (3) 一般住民に対する被災者への協力及び注意事項

3.2 広報事項

広報事項は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものでなければならない。

特に、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮したものでなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 気象予警報に関する情報
- (3) 二次災害に関する情報
- (4) 住民に対する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令状況
- (5) 医療救護所及び避難場所・避難所の開設状況
- (6) 被災者の安否に関する情報
- (7) 災害対策本部の設置及び応急対策実施状況
- (8) ライフラインの被害及び復旧見通し状況
- (9) 主要道路状況
- (10) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- (11) 住民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- (12) 以下に掲げる健康被害防止に係る注意喚起
 - ・ 避難生活における暑さ寒さ対策や水分補給
 - ・ 手洗いやうがいの励行と身の回りの衛生環境

- ・ エコノミークラス症候群の予防
 - ・ 粉じんによる健康被害の防止
 - ・ 環境省や県が実施する粉じん大気濃度測定の結果
- (13) その他生活情報等必要と認める情報

3.3 広報手段

- (1) 防災行政無線による広報
- (2) 広報車による巡回広報
- (3) 広報紙、チラシ、ポスター等の作成、配布
- (4) 町ホームページによる広報
- (5) CATV文字放送による広報
- (6) ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- (7) スマートフォン、携帯電話等への随時情報提供

3.4 報道機関に対する報道要請

町が緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として日高振興局を經由して県知事あてに、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請する。

ただし、県と町との通信途絶等特別の事情がある場合は、町から直接放送局に対し要請できる。

3.5 住民からの問い合わせに対する対応

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不等に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られぬことのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第2節 緊急輸送体制の整備

災害時の救助・救急活動、緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するため、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等、輸送力の確保に万全を期する。

また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

1 道路交通の応急対策計画（総務対策班、産業・輸送対策班）

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施するものとする。

1.1 交通規制の実施

規制の実施は、次の区分によって行うものとする。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 知 事 町 長	1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

ただし、道路管理者と県警察は、密接な連絡をとり、適切な処置をとられるよう配慮するものとする。

1.2 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに御坊警察署長又は町長に通報するものとする。

通報を受けた町長は、その道路管理者及び御坊警察署長に速やかに通報する。

1.3 各機関別実施の要領

道路管理者又は県警察は、災害の発生が予想され、又は発生したときは道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により交通規制を行う。

1.3.1 道路管理者

災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したときは、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制をする。

ただし、町長は、町以外の者が管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに、御坊警察署長に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置を行う。この場合、町長は、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を行う。

1.3.2 県警察

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行うものとする。

1.4 緊急通行車両及び規制除外車両の通行確認

災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会が緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続は、次のとおりとする。

なお、道路交通法第39条第1項の緊急自動車の他、自衛隊、米軍及び外交官車両については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。

1.4.1 緊急通行車両の基準

緊急通行車両とは、

- (1) 道路交通法第39条第1項の緊急自動車
- (2) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

とされており、(2)の車両については緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものである。

規制除外車両とは、民間事業者等による災害応急対策車両で、規制除外車両の確認を受けた標章を掲示し、証明書を備え付けている車両

1.4.2 緊急通行車両の確認

(1) 確認の申請

ア 申請場所

警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊、交通の検問場所

イ 申請手続方法

緊急通行車両確認申請書を作成した上、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書（輸送協定書がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写しを添付する。

ウ その他

緊急通行車両確認申出書（車両の用途、輸送人員又は品名、出発地等記載）については、各申出場所に備え付けのものを使用。

(2) 確認と標章等の交付

警察署長等は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するものとする。

(3) 標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けた者は、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

(4) 事前届出

確認手続きの省力化・簡素化を図り、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両及び一定の規制除外車両については、事前の届出をすることができる。事前届出は、御坊警察署長を經由して公安委員会に申出するものとする。

1.5 交通規制時の車両の運転者の義務（災害対策基本法第76条の2）

災害対策基本法の規定による交通規制時の車両の運転者の義務は、次のとおりである。

(1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

1.6 規制の標識等

実施者は、交通規制を行った場合は、政令の定めるところにより、次の標識を設置するものとする。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導に当たるものとする。

1.6.1 規制標識

規制標識は、次の様式と方法により設置するものとする。

(1) 道路交通法第4条、第5条及び道路法第46条によって規制したとき。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月7日号外総理府建設省令第3号）に定める様式と方法による。

- (2) 災害対策基本法第76条によって規制したとき災害対策基本法施行規則第5条に定める様式と方法による。

1.6.2 規制内容の表示

規制標識には、次の事項を明示して表示する。

- (1) 禁止、制限の対象
- (2) 規制の区域及び区間
- (3) 規制の期間

1.6.3 周知の措置

規制を行った場合、公安委員会及び道路管理者は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努めるものとする。

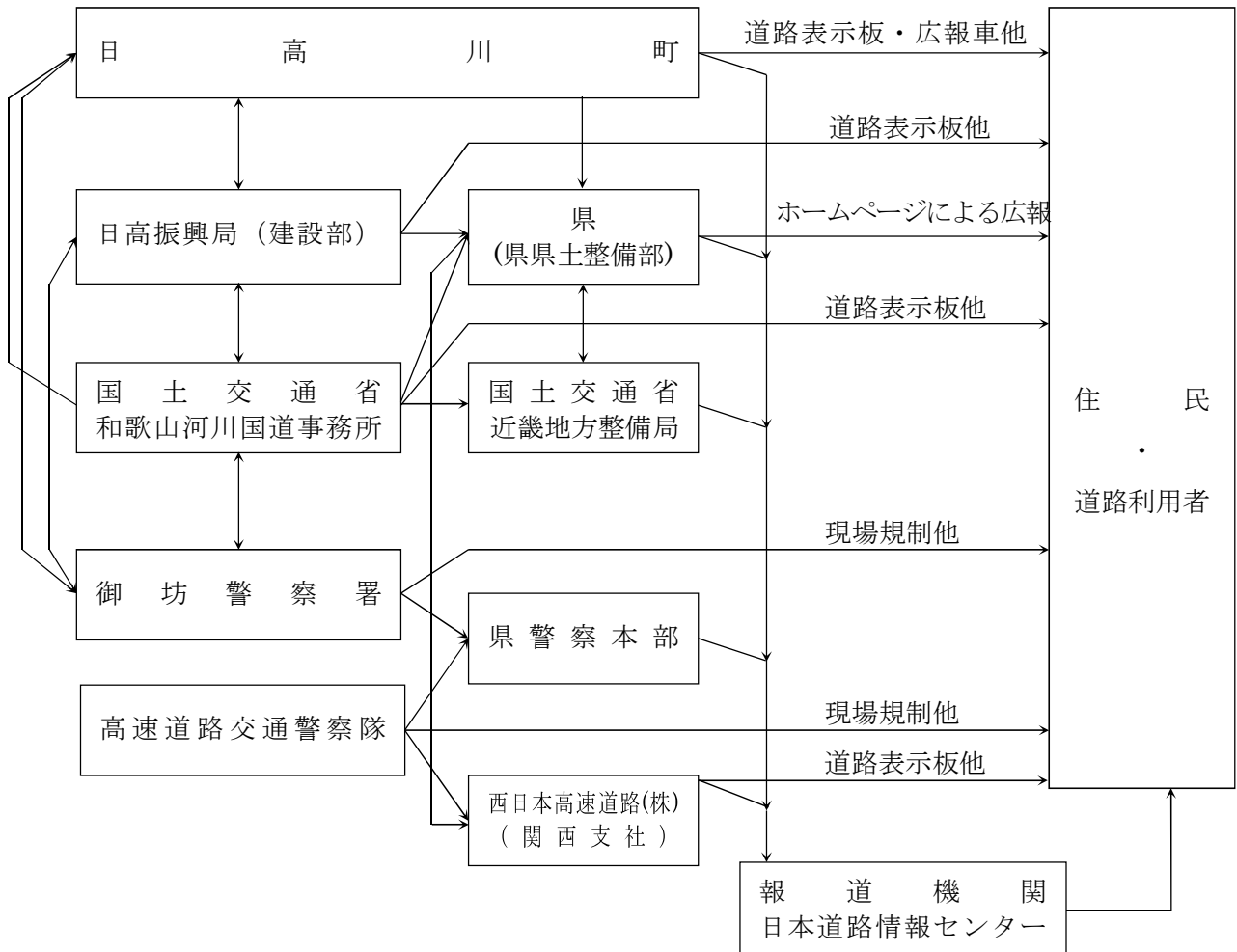
1.7 放置車両等の対策

- (1) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- (2) 道路管理者は、(1)の措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。
- (3) 町は、知事からの指示等があった場合は、速やかに(1)の措置を実施する。

1.8 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知するものとする。

1.8.1 系統図



1.8.2 報告事項

各関係機関は、報告、通知に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 禁止、制限の種別と対象
- (2) 規制する区域及び区間
- (3) 規制する期間
- (4) 規制する理由
- (5) 迂回路その他の状況

1.9 道路の応急復旧

1.9.1 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

1.9.2 町長の責務

(1) 他の道路管理者に対する通報

町長は、管内の国道、県道等他の管理者に属する道路ががけ崩れ等により、危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

(2) 緊急の場合における応急復旧

町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行う。

(3) 知事に対する応援要請

町は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請する。

2 輸送計画 (総務対策班、産業・輸送対策班)

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸上及びヘリコプター等の有効な手段を利用し総合的かつ積極的に緊急輸送を実現するものとする。

特に、機動力のあるヘリコプターの活動を推進するものとする。

2.1 基本方針

2.1.1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2.1.2 輸送対象の想定

第1段階	ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資 イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等 エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	ア 第1段階の続行 イ 食糧及び水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

	エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	ア 第2段階の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需品

2.2 実施者

災害輸送は、他の計画で別に定めるもののほか、応急対策を実施する機関が行うものとする。

2.3 災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別のうち、最も適切な方法によるものとする。

- (1) 自動車及びバイク等による輸送
- (2) 鉄道軌道等による輸送
- (3) ヘリコプター等による空中輸送
- (4) 人力等による輸送

2.4 輸送力の確保等

2.4.1 自動車輸送力の確保

- (1) 災害輸送のための自動車輸送力の確保は、おおむね次の順序による。
 - ア 町所有の車両等
 - イ 他の公共的団体の車両等
 - ウ 営業用の車両等
 - エ その他の自家用車両等
- (2) 道路管理者は、日ごろから緊急輸送道路の整備、耐震補強等に努め、災害発生時においてはこれを優先的に活用する。また、万一緊急輸送道路が被災した場合は、関係機関の協力を得て迅速に復旧を行うものとする。

2.4.2 鉄道軌道による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資等を確保したときで、鉄道会社によって輸送することが適当なときは、輸送の要請を行う。

2.4.3 空中輸送

一般交通途絶等に伴い緊急に空中輸送が必要なときは、町は県を通じて自衛隊による空中輸送について、その出動を要請する。

なお、空中による救援物資投下場所及びヘリコプター発着予定地は、資料6.6のとおりである。

2.4.4 人力等による輸送

車両等により輸送不可能なときは、人力等による輸送とする。

第3節 外部への応援要請

町及び事業者は、大規模な災害の発生を覚知した時は、その規模に応じて、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。

1 自衛隊派遣要請等の計画（総務対策班）

災害に際して、人命又は財産保護のため必要があると認めた場合の自衛隊の災害派遣について必要な事項は、本計画によるものとする。

1.1 災害派遣要請基準

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、町長は、生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求める。この場合において、町は、必要に応じて、その旨及び地域に係る災害の状況を知事に通知する。

1.2 派遣の種類

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要と認めた場合の知事の要請に基づく部隊等の派遣
- (2) まさに災害が発生しようとしている場合における知事の要請に基づく部隊等の予防派遣
- (3) 災害に際しその事態に照らし特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認めて、知事からの要請を待たないで、自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

1.3 知事への派遣要請依頼

町長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって日高振興局を經由して県（災害対策課）に依頼するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。

ただし、通信途絶等により、知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び本町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

陸 上 自 衛 隊	
<第37普通科連隊長>	
連絡先	0725-41-0090（代表）
（昼間）	第3科（内236～239）
（夜間）	当直司令室（内302）
県防災電話	
第3科	392-400
F A X	392-499
所在地	〒594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地

1.4 自衛隊との連絡調整

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、自衛隊の災害派遣を有効に行うため、情報の交換等連絡調整を行う。

1.5 自衛隊受入れ体制及び準備

1.5.1 現地体制

現地には必ず現場責任者を置き、自衛隊現場指揮官と協議して作業の推進を図る。

1.5.2 事前準備

応急対策に必要な資材器材については、町で準備し、自衛隊の活動が敏速、効果的に実施できるようにする。

1.5.3 派遣要員の受入れ体制の整備

応援の決定により、要員の派遣が行われる場合には、指揮連絡、車両・資機材置き場、宿舎等のための拠点を設け、受入れ体制を整える。

1.5.4 その他

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期する。

(ヘリコプター発着予定地は、資料6.6参照のこと。)

1.6 活動内容

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊飯又は給水の支援
- (11) 交通規制の支援
- (12) 危険物の保安及び除去
- (13) その他自衛隊の能力上可能なもの

1.7 派遣部隊等の撤収要請

町長は、自衛隊の派遣の必要がなくなると認めた場合は、知事に対し、自衛隊の撤収要請を依頼する。

2 県防災ヘリコプター活用計画（総務対策班）

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

2.1 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として市町村等の要請に基づき運航するが、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、県の総括管理者（危機管理監）の指示により出動するものとする。

2.2 防災ヘリコプターの応援

町長等（消防本部管理者を含む。）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」（資料6.5参照）の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

2.2.1 応援要請の原則

町長等は、災害が発生した場合で次のいずれかに該当するときは、応援要請をするものとする。

- (1) 災害が隣接市町等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 町等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2.2.2 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

2.2.3 緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター	TEL	0739-45-8211 県防災電話 364-451、364-400
	FAX	0739-45-8213 県防災電話 364-499

2.3 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

3 相互応援計画（総務対策班）

災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、県及び他の市町村等に応援を要請し、応急措置等を円滑に遂行するため、相互応援協定等に基づく協力体制を活用する。

また、本町以外で大規模な災害が発生した場合は、当該相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

3.1 応援要請

3.1.1 他市町村に対する応援要請

- (1) 町長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、速やかに他市町村長に応援を要請し、その旨を知事に連絡する。
- (2) 町長は、協定締結市町村からの応援を受けても十分な応急措置が実施できないと認められるときは、協定締結外の市町村に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第67条の規定に基づき応援を要請し、その旨を知事に連絡する。
 - ア 応援を求める理由及び災害の状況

- イ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- ウ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- エ その他必要な事項

3.1.2 県に対する応援要請等

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

3.1.3 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

3.2 受援体制の整備

3.2.1 他の地方公共団体等への応援要請

他の地方公共団体等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

3.2.2 宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項

宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整え、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

3.3 応援体制の整備

3.3.1 情報収集及び応援体制の確立

本町において被害がなく、周辺市町及び協定締結市町村において大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。

3.3.2 指揮

応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

3.3.3 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

3.3.4 自主的活動

通信の途絶により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

3.4 経費の負担

- (1) 国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに都道府県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 前記(1)以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

4 災害対策要員の計画 (総務対策班、救助対策班)

4.1 ボランティア受入計画

4.1.1 ボランティアへの協力依頼

町は、災害時において、ボランティアの協力が必要と認めた場合、県、日本赤十字社支部及び社会福祉協議会に対し、登録ボランティアの協力要請を行う。

なお、協力要請に当たっては、次の情報を提供して行う。

- (1) 必要とするボランティアの活動内容及び人数
- (2) ボランティアの集合日時及び場所
- (3) ボランティアの活動拠点
- (4) ボランティアの行う防災活動に必要な装備、資機材の準備状況
- (5) その他参考事項

4.1.2 ボランティアの受入れ

被災現地におけるボランティアの受入れについては、社会福祉協議会に依頼する。

なお、町は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、次の事項について支援を行う。

- (1) ボランティア活動に必要な各種情報の提供
- (2) ボランティア活動に必要な装備、資機材の提供
- (3) 粉じん暴露防止対策として防塵マスクの着用及び着用方法の周知
- (4) 宿泊施設に係る情報提供
- (5) 活動拠点の確保
- (6) 被災現地における連絡調整方法

4.1.3 ボランティアの活動内容

- (1) ボランティアが行う作業は、専門的知識及び技術を有する者については、これを十分、活かせる内容のものとする。
- (2) 一般的な作業に従事する場合は、おおむね次の作業で、身体的危険を伴わないものとする。
 - ア 炊き出しその他災害救助の実施
 - イ 清掃及び防疫作業

- ウ 災害対策用物資、資材の輸送及び配分
- エ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- オ 軽易な事務の補助
- カ その他上記作業に類する作業

4.1.4 作業従事記録の保存

ボランティアが従事した作業内容を日誌等に記録し、万が一、作業従事者が中皮腫、肺がんを発症した場合に備え、作業従事記録を40年間保存する。

4.2 労働者の確保計画

災害時における応急対策等に従事する要員は、可能な限り町職員をもって充当するものとするが、災害の程度、規模等により町職員だけでは要員が不足して迅速な応急対策等が実施できないときは、県に斡旋の要請をして、他の市町村から応援を受けるか、又は労働者の雇上げによって必要な要員を確保して円滑なる応急対策等を実施する。

4.2.1 応急対策等の要員不足への対応

災害時における応急対策等に要員が不足する場合は、まず、第一段階として県に対し必要とする理由、作業の種別、必要人員、必要時間及び賃金等を記載した文書をもって斡旋の要請をするものとする。ただし、緊急な場合においては電話によって要請し、後日文書を提出する。

4.2.2 緊急を要する要員不足の場合

緊急を必要とする場合で、前項による方法では敏速なる労務者の確保が困難であると予想されるときは、直接公共職業安定所へ電話又は文書により求人の申込をして可及的な労務者の確保に努めるものとする。

5 救援物資の受入計画（救助対策班）

5.1 救援物資に関する広報

町は、関係機関等の協力を得ながら、個人、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関等を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するように努める。

5.2 救援物資の受入

- (1) 救援物資の集積場所を設置する。
- (2) 救援物資を速やかに受入れ、整理、搬送できる体制を確保するために、ボランティア等に協力を得る。
- (3) 受け入れた物資を的確かつ迅速に仕分けるため、救援物資受付名簿を作成するとともに、受領書を交付する。

- (4) 救援物資の仕分けは、まず食料と生活必需品に仕分け、食料の中でも保存できるものとできないものに分け、その他、物資の種類ごとに仕分けを行い、物資台帳を作成する。
- (5) 保存のできない食料については、速やかに避難所に搬送する。
- (6) 避難所との連絡を密にしながら、食料及び生活必需品の必要数量を種類別にそろえて仕分けしておき、搬送担当に引き渡す。

第4節 法適用

一定規模以上の災害に対して、り災者の救助及び保護は災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行うとともに、被災者の生活再建に関する支援について、被災者生活再建支援法を適用することにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

1 災害救助法の適用計画（救助対策班）

災害時におけるり災者の救助及び保護は本計画によるものとする。この場合災害救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性からその一部については、知事からの通知に基づき、町長が行うものとする。

1.1 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行うものとする。

1.2 災害が発生した場合の適用条件等

救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとし、本町においては、同一災害による被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行うものとする。

- (1) 本町の全壊、全焼、流失により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）が40世帯以上に達したとき。
- (2) 被害世帯数が（1）の世帯数に達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり、県下の被害世帯数が1,000世帯以上の場合で、本町の被害世帯が20世帯以上に達したとき。
- (3) 被災世帯数が（1）及び（2）に達しないが、被害が広範囲な地域にわたり、県下の被害世帯が5,000世帯に達したとき。
- (4) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等についての特種の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特種の技術を必要とすることをいう。）
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって次の基準に該当したとき。
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特種の補給方法を必要とし、

又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- (6) 住家が滅失した世帯（全壊、全焼、流失）の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

1.3 救助法の適用と救助の程度（資料7.1参照）

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別地域条件、その他の状況によって知事が必要と認める範囲において実施する。救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索
- (11) 遺体の処理
- (12) 障害物の除去

2 被災者生活再建支援法の適用計画（総務対策班、救助対策班）

風水害や地震等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法に基づき、県から被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に全部委託、又は、同法人から町へ一部委託され、実施するものとする。

2.1 適用基準

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用される。（被害については、火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

- (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県における自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県内にあって、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村(人口10万人未満のものに限る)における自然災害
- (5) (3)又は(4)に該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、(1)、(2)、(3)のいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る。)における自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万人未満のものに限る)で、2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害

2.2 対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が、以下の被害を受けたと認められる世帯が対象となる。

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

2.3 住宅の被害認定

被害認定については、災害の認定基準(令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官(防災担当))等により町が行い、県がその取りまとめを行うことになっている。

2.4 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額となる。(中規模半壊は、加算支援金のみ)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の	建方法	
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円

中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

※単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）まで（単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）。

2.5 申請手続き・提出書類

被災者生活再建支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、次の書類を町担当窓口へ提出する。（申請期間は、基礎支援金の場合は災害発生日から13月以内、加算支援金の場合は災害発生日から37月以内）

(1) 被災者生活再建支援金支給申請書

(2) 罹災証明書

世帯主（被災者）が居住する町が、当該居住する住宅の当該災害により受けた被災の程度を確認のうえ発行（解体として申請する場合には、解体証明書等が必要）

(3) 住民票

被災時の世帯員全員及び続柄等の記載が必要

※(1)の申請書に、マイナンバーを記入した場合は添付不要

(4) 預金通帳の写し

銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主（被災者）本人名義の記載があるもの

(5) 住宅の建設・購入、補修又は賃借を確認できる契約書等の写し

2.6 町・県・法人の事務体制

2.6.1 町

- 制度の周知（広報）

- ◎住宅の被害認定

- ◎罹災証明書等必要書類の発行

- ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務

- ◎支給申請書の受付・確認等

- ◎支給申請書等の取りまとめ及び県への送付

- 支援金の返還に係る請求書の交付

- 加算金の納付に係る請求書の交付

- 延滞金の納付に係る請求書の交付

- 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金

- その他前記に係る付帯事務

2.6.2 県

- 制度の周知（広報）
- ◎法人への支援金支給事務の全部委託
- ◎被害状況の取りまとめ
- ◎災害状況等の内閣府等への報告
- ◎法の対象となる自然災害の公示と内閣府等への報告
- ◎支給申請書等必要書類の取りまとめ及び法人への送付

2.6.3 法人（被災者生活再建支援法人、公益財団法人都道府県センター）

- 制度の周知（広報）
- ◎交付金交付申請書の受理及び審査
- ◎交付金の交付決定及び交付
- ◎交付金の却下の決定
- ◎支援金支給実績報告書の受領及び審査
- ◎交付金の交付決定の取り消し及び交付金の返還請求
- ◎国への補助金交付申請等補助金関係事務
- ◎支援業務に必要な調査又は研究
- ◎支援事業運営委員会の設置及び必要事項の審議
- ◎県からの支援金支給に関する事務の全部受託
- 支援金の支給の申請に係る書類の審査
- 支援金の支給の決定及び却下の決定
- 支援金の支給
- 支援金の申請期間の延長
- 支給すべき支援金の額の確定
- 支援金の支給決定の取消
- 市町村に対する支援金支給事務の一部委託
- その他前記に係る付帯事務

※「◎」は各団体で行う事務、「○」は委託を受けて行う事務、「•」は必要な事務

2.7 その他

支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官（防災担当）通知等に基づき行う。

第5節 各種相談窓口の設置

1 生活関連総合相談計画（総務対策班）

被災住民の生活上の不安などを解消するため、総合的な相談窓口を設置する。

1.1 総合相談窓口の役割

総合相談窓口における相談は、行方不明者の受付、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の役場の実施する災害対策業務の受付案内を職員が行うほか、金融、保険等の相談を実施する。

1.2 相談窓口の設置

- (1) 町は、災害発生後、速やかに町役場本庁舎及び各支所庁舎に総合相談窓口を設置する。
- (2) 関係各課は、必要に応じ相談窓口を設置する。
- (3) 町は、被災住民から寄せられる様々な相談や問い合わせに対応するため、県、国、関係機関、関係団体等の協力を得て、合同の相談窓口（総合相談窓口）を設置する。

この場合、町並びに関係機関及び関係団体等は、相談に対し、迅速かつ適切に対応できるよう必要な人員を総合相談窓口派遣する。

1.3 相談窓口設置の周知

総合相談窓口及び各課相談窓口を設置したときは、防災行政無線、マスコミ報道、町ホームページなどを活用し、広く住民に周知する。

1.4 報告

- (1) 窓口担当職員は、相談内容等を記録し、総務課に報告することとし、総務課で取りまとめる。
- (2) 各課における相談内容等は、それぞれの課で記録する。総務課は、必要に応じ各課から報告を求めることができる。

1.5 関係機関との連携

住民からの相談等で十分な情報がないものについては、関係各課及び県、関係機関と連絡を取り、速やかに情報を収集し、即時対応に努める。

第4章 災害応急対策を行う

第1節 避難計画

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のための指示等及び避難所の開設並びに収容保護は、本計画によるものとする。

1 高齢者等避難及び避難指示等（総務対策班、支所駐在班）

町は、風水害の発生のおそれがある場合には、気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。その結果、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民等に対して避難情報の発令を行う。また、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難指示等に関する事項について、助言を求める。

避難行動要支援者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。また、夜間に避難情報を発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に高齢者等避難又は避難指示の発令するように努める。

なお、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

1.1 避難情報の発令基準

町は、別に定める「避難情報の発令基準・伝達マニュアル」に基づき、高齢者等避難及び避難指示（以下「避難情報」という。）を発表する。避難情報の区分は、災害の規模、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	●避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ●上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル4 避難指示	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった段階 ○災害が発生するおそれが極めて高い状況	●通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ●災害リスクのある区域等から立退き避難をする。 ●避難を行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶ場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋へ移動する等の緊急避難をする。

警戒レベル5 緊急安全確保	○災害が実際に発生・切迫している 状況	●命の危険から身の安全を可能な限り確保 するため、その時点でのいる場所よりも相 対的に安全である場所へ直ちに移動等す る。
------------------	------------------------	--

1.2 土砂災害に係る避難情報

- (1) 町長は、別に定める「避難情報の発令基準・伝達マニュアル」に基づき、土砂災害警戒区域内の住民に対し、避難情報を発令するものとする。
- (2) 町長は、和歌山地方気象台と和歌山県が共同で発表する土砂災害警戒情報が発表された場合は、避難情報を発令するものとする。

1.3 避難情報の内容

避難情報の発令は、可能な限り次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品
- (6) 避難行動における注意事項

1.4 避難情報の伝達方法

- (1) 避難情報の発令を行った場合、直ちに該当地域の住民に対して、防災行政無線による放送、広報車等による呼びかけ等効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用するほか、警察官、自衛官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その周知徹底を図る。
- (2) 特に避難行動要支援者への伝達については、消防署、消防団及び自主防災組織等が戸別訪問して確認するなど、十分に配慮する。
- (3) 避難指示の発令・周知に当たっては、防災行政無線（同報系）の放送において、町長が自ら避難を呼びかけるなどの方法で、危険が迫っていることを住民に認識させるよう努める。
- (4) 防災行政無線等での伝達の際、先に警報（サイレン）を一斉に鳴らした後に避難情報を放送するなど、住民に注目させる工夫が必要である。
- (5) 夜間や早朝に突発的局地豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達については、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

2 避難の方法（総務対策班、支所駐在班）

災害の状況により異なるが、避難が必要になった住民は、可能な限り自治会、自主防災組織等の単位ごとに集団で、町職員又は警察官の誘導のもと避難を行うとともに、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難支援計画の実施等に努めるものとする。

また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

2.1 自主避難

住民等は、避難情報の発令がなくとも、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。この場合、直ちにその旨町に通報する。

2.2 避難誘導

- (1) 避難誘導は、町職員、消防団、自治会、自主防災組織等が担当する。その際、避難行動要支援者を優先的に行う。
- (2) 避難は、避難者各自が行うのが原則であるが、自力による避難が不可能な避難行動要支援者等に対しては、担架又は車両等により行う。
- (3) 町長が発令する避難情報に従わず要避難地にとどまる者に対し、町職員、警察官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難情報に従うようできる限り説得に努める。
- (4) 町は、避難誘導にあたって、避難場所、避難路、浸水域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に必要な情報の提供に努める。

2.3 広域災害による大規模避難移送

- (1) 被災地が広域で、町単独では措置できないような場合は、町長は県に対し、避難者の移送を要請する。
- (2) 要請を受けた県は、自衛隊等関係機関に協力を要請し、移送を実施するものとする。

2.4 携行品の制限

避難誘導者は、避難に当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

3 避難路の確保（総務対策班、土木対策班、支所駐在班）

避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避ける。また、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力を得て、交通規制、障害物の除去等を行い、避難路を確保し、避難の円滑化を図る。

4 避難所の設置及び運営（救助対策班、衛生対策班、支所駐在班）

4.1 避難所の開設（資料8.3参照）

- （1）避難が必要になった場合、次のとおり避難所を確保して開設し、設置場所等を速やかに住民に周知する。

ア 既存建物の利用

避難所は原則として、既存建物又は屋外広場を利用する。

イ 野外仮設の利用

被害が多数のため、既存建物に収容能力を欠き、又は避難期間が相当日時を要する場合には、仮設住宅、テント等の利用を併せて行う。

- （2）住民の自主避難にも配慮し、避難所の早期開設を検討する。

4.2 避難所の運営

- （1）町は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織及び避難所施設の管理者の協力を得て、避難所を運営する。

- （2）あらかじめ「避難所運営マニュアル」を作成するとともに、避難所には避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の巡回を要請する。

- （3）町は、それぞれの避難所に受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

避難所における避難行動要支援者の居場所や安否については、民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等が、その確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

- （4）町は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。なお、男女のニーズの違いに配慮し、女性の相談員による相談も実施する。

- （5）避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッドの活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、栄養管理士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の心身の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

- （6）避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方、性

的少数者及び子供の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布、女性・子供等に対する暴力防止等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- (7) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (8) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (9) 町は、避難所の運営に関して役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織及びボランティアの協力を得て、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (10) 町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。
- (11) 町は、要配慮者の避難所での健康状態の把握、保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な要配慮者の社会福祉施設等への移送や応急仮設住宅への優先的入居に努める。
- (12) 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（心のケアを含む）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和等について配慮する。
- (13) 町は、関係機関の協力を得て、避難所において、帰宅困難者に対する交通情報の提供を行う。
- (14) 町は新型コロナウイルス感染症等感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を推進する。
- (15) 町は平時から防災担当部局、保健福祉担当部局及び保健所が連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努めるものとする。

4.3 福祉避難所の開設・運営（資料8.4参照） （救助対策班、衛生対策班）

- (1) 町は、避難行動要支援者を一時収容、保護するために必要と認めるときは、福祉避難所を開設する。また、必要に応じて障害特性に配慮した福祉避難所を開設する。
- (2) 福祉避難所には、避難行動要支援者のニーズに応じて、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、及び日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材を整備する。
- (3) 福祉避難所を開設したときには、おおむね10人の避難行動要支援者に対して1人の生活相談職員（避難行動要支援者に対して生活支援、メンタルヘルスケア、相談等を行う上で専門

的な知識を有する者)を配置する。

4.4 避難所の設置報告及び収容状況報告

町は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設状況を県に報告しなければならない。報告事項はおおむね次のとおりである。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員(避難所別)
- (3) 開設期間

各避難所には、維持、管理のため、それぞれ責任者を定めておく。

4.5 周知

町は、避難所の開設状況等をホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

4.6 収容期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし災害が落ち着くにしたがい収容人員が次第に減少するときは、町長は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を知事に連絡しなければならない。

なお、大規模災害の場合等で、どうしても期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は町長は日高振興局を經由して事前に知事に開設期間の延長を要請し、知事が延長の必要を認めた場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。

4.7 訓練の実施

町は、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施するものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動 (総務対策班)

- (1) 町は、被害が甚大で本町域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (2) 町は、被災者が町外に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (3) (2)の場合にあつては、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (4) 町が避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。
- (5) 町は、町外に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

第2節 救助・救急、医療及び消火活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷に対し必要な医療活動、必要に応じて消火活動を行うことは、生命及び身体の安全を守るために最優先されるべき事項である。

1 罹災者救出計画（救助対策班）

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索又は救出保護は、本計画によるものとする。

1.1 実施者

1.1.1 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

1.1.2 町による救助・救急活動

罹災者の救出は、町が消防機関、県警察、自衛隊、消防団（水防団）、奉仕団等の協力により、必要な器具を借り上げて救助・救急活動を行う。また、このほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地本部との合同会議等を活用し、外部に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

1.2 対象者

- (1) 罹災者の救助は、災害のため現に救出を要する状態に置かれている者で、おおむね次のような状態にある者
 - ア 火災の際に火中に取り残された場合
 - イ 災害の際、倒壊家屋の下敷になった場合
 - ウ 水害、土砂災害などによって孤立した地点に取り残された場合
 - エ がけ崩れ、土石流、地すべり等により生き埋めとなった場合
 - オ ガス、危険物、薬品等の爆発、流出、路上への漏洩等が発生した場合
 - カ 航空機、自動車の大事故が発生した場合
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

1.3 救出の方法

- (1) 救出の対象者を発見した者は、直ちに町役場又は警察官若しくは消防本部職員、消防団員に通報する。
- (2) 救出・救助活動は消防本部及び消防団が御坊警察署と協力して実施するが、消防機関のみで

対応できない場合は、隣接警察署、県に応援を要請する。

- (3) 救出・救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、関係機関と連携をとる。

1.4 救急活動

- (1) 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先する。
- (2) 傷病者に対する応急手当の実施のため現地本部に応急救護所を設置する。
- なお、負傷の程度や救護所の能力が不足する場合は、関係機関と連携して医療機関への搬送を行う。

1.5 災害救助の基準等

災害救助法による罹災者救出の実施基準その他は、次のとおりとする。

1.5.1 費用の範囲

おおむね次の範囲とする。

- (1) 借上費
救出のための必要な機械器具の借上費
- (2) 購入費
救出のため必要とした機械器具の購入費
- (3) 修繕費
救出のため必要とした機械器具の修繕費
- (4) 燃料費
機械器具の使用に必要な燃料費

1.5.2 救助の期間

災害発生の日から3日以内とする。

2 医療助産計画 (衛生対策班)

災害のため本町における医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施については、県、日本赤十字社、医師会等の協力を得て、本計画により行う。

2.1 医療

2.1.1 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療のみちを失った者又は応急的に医療を施す必要がある者。

2.1.2 医療の範囲及び方法等

(1) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 医療の方法

ア 医療班の編成

日高医師会へ協力要請し、医療班（医師1名、看護師2名、事務員1名、薬剤師1名、運転手1名の1班当たり6名程度）を編成する。

イ 活動内容

医療班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。

- (ア) 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
- (イ) 傷病者の応急手当
- (ウ) 災害拠点病院への転送の要否及び転送順位の決定
- (エ) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (オ) 遺体の検案
- (カ) 医療救護活動の記録及び町への収容状況等の報告

ウ 救護所の設置

- (ア) 町は、災害の規模等を勘案し、必要があると認めるときは、資料9.6に掲げる施設において救護所を設置する。
- (イ) 発災地周辺の医療施設の協力が得られるときは、その医療施設に救護所を開設する。

エ 災害拠点病院・災害支援病院への搬送

- (ア) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、搬送先を確認する。
- (イ) 多発外傷、座滅症候群、広範囲熱傷等、医療班の活動では対処できないような重篤救急患者の救命医療については、県が指定する災害拠点病院・災害支援病院で行う。

町は、これらの患者を搬送するため、必要な体制を確立する。（本編第3章第2節「2 輸送計画」及び第3節「2 県防災ヘリコプター活用計画」による。）

(3) 期間

災害発生の日から14日以内とする。

2.2 助産

2.2.1 対象者

災害のため助産のみちを失った者で、災害発生の日の以前又は以降7日以内に分べんした者に対して行う。

2.2.2 助産の範囲及び方法等

(1) 範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前、分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(2) 方法

医療班及び助産師によるほか、助産施設又は一般の医療機関で行う。

(3) 期間

災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者に対して、分べんした日から7日以内の期間とする。

2.3 医薬品等の調達

- (1) 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、関係業者から調達する。
- (2) 町内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町長に対し、調達あつせんを要請する。

2.4 県への協力要請

町の医療班だけでは対応できなくなった場合、あるいは対応できないと町長が判断した場合には、知事に協力要請を行う。

3 消防計画 (総務対策班、支所駐在班)

町内における消防力及び消防に関連した応急手続きの計画は、本計画によるものとする。

3.1 消防力

本町における消防力(水防力)は、資料10.2のとおりである。

3.2 消火活動

3.2.1 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、消防本部との連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

3.2.2 情報収集

消防本部との連絡を密にし、住家及び人的被害状況、道路状況等、災害情報収集を速やかに実施し、消火活動に必要な情報の収集・提供を行う。また、住民に対する広報活動により、パニックの防止を図る。

3.2.3 出 動

- (1) 消防団の出動は、伝達系統に基づき、団長の指示により行うものとする。
- (2) 消防本部の出動区分は、「日高広域消防事務組合消防部隊等運用規程」による。

3.2.4 消防水利

各地区に水道給水系統、水道管口径、給水能力、水圧等を考慮し、消火栓使用可能数を定め、到着順に応じて消火栓、消火貯水槽、自然水利に区別した水利統制をする。

3.3 救助活動の実施

警察署、医療機関、消防本部等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行い、住民の安全確保を図る。

3.4 応援要請等

町長は、消防本部と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定（資料1 0.1 参照）に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。

4 住居等の障害物除去計画（土木対策班）

災害により住居に運び込まれた土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去、大規模な災害発生時に、建築物の倒壊、火災等によって多量に発生する障害物の除去については、本計画によるものとする。

4.1 実施者

被災地の障害物の除去の計画樹立及び実施は、町長が行う。

4.2 救助法による障害物の除去の基準

4.2.1 対象者

- (1) 自己の資力では障害物の除去ができない者
- (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所、また、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にある者

4.2.2 除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。

4.2.3 費用の限度

資料7.1を参照のこと。

4.3 臨時集積所の確保

大規模災害により、処理能力を超えた廃棄物が発生した場合、一時的に保管するための集積用地を確保する。

4.4 病院等の優先的処理

障害物の除去処理は、医療施設、社会福祉施設、避難所等を優先的に実施する。

4.5 環境への配慮

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

5 行方不明者の捜索及び遺体処理計画

(総務対策班、救助対策班、衛生対策班、支所駐在班)

災害により現に行方不明の状態にある者の捜索並びに災害の混乱期に死亡し埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬及び災害の際に死亡した者の遺体処理については、本計画による。

5.1 行方不明者の捜索

5.1.1 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者

5.1.2 捜索の方法

災害発生に伴い、行方不明者がいると推定される時は、町は期を失せず、人員及び捜索機器を確保し、捜索にあたる。

行方不明者の捜索は、町職員及び消防団を中心とし、警察官及び地域住民の協力を得て行う。

5.1.3 捜索の期間

行方不明者の捜索を行う期間は、原則、災害発生日の日から10日以内とする。

11日目以降も行方不明者の捜索を行う必要がある場合は、期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにし、県知事へ申請する。

- (1) 延長の期間
- (2) 期間の延長を必要とする地域
- (3) 期間を延長する理由(具体的に)

- (4) その他（期間を延長することによって搜索される行方不明者の数等）

5.1.4 行方不明者を発見した場合の措置

搜索中に行方不明者を発見した場合は、直ちに御坊警察署及び本部長に連絡する。

5.1.5 費用

次の費用の当該地域における通常の実費とする。

- (1) 借上費（舟艇その他搜索のための機械器具借上費）
- (2) 購入費（同上購入費）
- (3) 修繕費（同上修繕費）
- (4) 燃料費（同上使用のための燃料費、照明の灯油代）

5.2 遺体の処理

災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く）を行うことができない場合において、町長が遺族等に代って処理を行うものである。

5.2.1 遺体処理の内容

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案

5.2.2 遺体処理の方法

現場給付で行うものとする。

5.2.3 遺体処理の費用

資料7.1を参照のこと。

5.2.4 処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

5.3 埋葬

町は、災害の際死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、実施する。また、必要に応じ、近隣地方公共団体の協力を得て、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、近隣市町の協力を得て、広域的な火葬を要請し、速やかな埋葬に努める。なお、遺体については、その衛生状態に配慮する。

5.3.1 埋葬の方法

棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務提供

5.3.2 埋葬の費用（救助法による基準）

資料7.1を参照のこと。

5.3.3 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

第3節 保健衛生計画

避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体対策を遅滞なく進める。

1 防疫計画（衛生対策班）

災害発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するものとする。

1.1 実施主体

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という）に基づき、県が実施する。町は、県の指示に従って、必要な措置をとる。

1.2 災害防疫の実施

1.2.1 防疫班の編成

町は、防疫実施のため防疫班を編成する。防疫班は、おおむね衛生技術者1名（班長）、事務吏員1名、作業員数名をもって編成する。

1.2.2 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により、地区組織を通じ、広報活動の強化に努めるとともに、地区住民の社会不安の防止に留意する。

1.2.3 消毒の実施

町は、法第27条第2項の規定による知事の指示に基づき、法施行規則第14条に定めるところによって実施する。

1.2.4 ねずみ族・昆虫等の駆除

町は、法第28条第2項の規定により知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

1.2.5 生活の用に供される水の供給

町は、法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をするものとする。実施に当たっては、本編第4章第4節「2 給水計画」に定める方法によって行う。

1.2.6 患者の入院方法

感染症等であって、入院が適当なものについては、法第19条の規定により、早急に入院の手続きをとる。

1.2.7 感染症指定医療機関が罹災した場合

感染症指定医療機関が罹災した場合、又は交通事情等の理由により入院が困難な場合は、その他の医療機関に入院の手続きをとる。

1.2.8 集団避難所

町は、感染症により避難所を開設（本編第4章第1節「避難計画」参照）したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期する。

1.2.9 報告

町は、県警察、消防等諸機関、地区の衛生組織、その他関係団体の緊密な協力のもとに、次の事項について所定の様式（災害防疫事務要領）により、御坊保健所を経由して、知事に報告（電話、書類）する。

- (1) 被害の状況
- (2) 防疫活動状況
- (3) 災害防疫所要見込額
- (4) その他

2 清掃計画（救助対策班）

災害の発生により、ごみ、汚泥、し尿等が宅地、道路、広場等に堆積し、生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し、衛生的な生活環境を確保するため、災害時における清掃作業を実施する。

2.1 清掃の方法

- (1) 可能な限り現有の人員、器材によって行うことを原則とするが、必要に応じて器材等の借上げによって迅速な処置を行う。
- (2) 特に甚大な被害を受けて、収集、運搬に支障を生じる場合は、近接市町、県及び関係団体の応援を求めて、緊急事態の収拾・処理に当たる。
- (3) 大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会、一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ両協会、同連合会に協力を要請する。
- (4) 災害時におけるし尿等の収集運搬に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ同連合会、同協会に協力を要請する。
- (5) 自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、本編第3章第3節「1 自衛隊派遣要請等の計画」に基づき要求する。

2.2 し尿処理

- (1) 災害発生後、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握し、必要に応じ早期に設置するよう努める。
- (2) 仮設トイレを設置する場合は、リース業者等の協力を得て設備を確保するとともに、立地条件を考慮し、地下に洩れないように設置する。

2.3 ごみ処理

2.3.1 仮置場の設置

- (1) 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、地域ごとにごみの仮置場を確保する。
- (2) 仮置場の管理に当たっては、衛生上の配慮をする。

2.3.2 収集・処分

- (1) 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を住民に配布する。また、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離して優先的に処理する。
- (2) 清掃車を確保して処理場に運び、処理する。交通障害等により、清掃車の昼間の通行が困難な場合には、夜間収集も検討する。
- (3) 避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み、収集・処理に当たる。避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。
- (4) 可能な限り、リサイクルに努める。

2.4 事務処理

- (1) 町は、災害により清掃対策を実施したときは、直ちに御坊保健所へ報告する。
- (2) 町は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、速やかに、その発生量、被害状況等を「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課令和3年2月改定）」において定められた「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により行うものとし、必要に応じて事前に電話等で被害の概況等を報告したのち、被災状況の写真等を添付して御坊保健所へ報告する。

3 食品衛生計画（衛生対策班）

被災地営業施設及び臨時給食施設（避難所、その他炊き出し施設）の実態を把握し、御坊保健所等の指導・協力を得て、適切な処置を講ずることにより、被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

3.1 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、次の事項について、現地指導の徹底により、事故の発生を防止する。

- (1) 手洗い消毒の励行
- (2) 食器器具の消毒
- (3) 給食従事者の健康
- (4) 原材料、食品の検査
- (5) 浸水、断水による飲料水の供給については、特に衛生的に取り扱うようにする。

3.2 営業施設

営業施設の監視を強化するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施して、不良食品の供給を排除する。

指導の徹底事項は、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。また、汚染された食品及び停電により腐敗、変敗した食品が供給されることのないようにすること。

3.3 住民の食品衛生に対する啓発指導

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

- (1) 手洗いの励行
- (2) 食器類の消毒使用
- (3) 食品の衛生保持
- (4) 台所、冷蔵庫の清潔保持

4 保健師活動計画（衛生対策班）

災害発生時における被災地の保健師活動は、本計画により迅速に実施し、被災地住民の健康保持を図るとともに、疾病予防活動及びこころのケア活動に努める。

保健活動の方策については、「保健活動チェックリスト」等を整備し確立しておく。

4.1 実施主体

保健福祉課を中心に行うものとし、被害の規模等により県に保健師の派遣等を要請し、計画方針の円滑な実施に努める。

4.2 業務内容

4.2.1 町の業務

- (1) 被災地住民の健康状況の把握を行う。
- (2) 保健師の勤務状況の把握を行う。

- (3) 必要に応じ、御坊保健所に対し、保健師の派遣依頼又は派遣要請を行う。

4.2.2 保健班の業務

- (1) 保健班の編成

被災地における保健班の活動は、保健師数名をもって編成し、実施する。

- (2) 被災地における活動内容

- ア 被災住民（地域・避難所・仮設住宅）の健康に関する実態把握
- イ 情報収集及び情報提供
- ウ 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- エ 保健衛生指導の実施
- オ 要配慮者の安否確認
- カ 関係機関との連絡調整

5 精神保健福祉対策計画（衛生対策班）

医療機関及び御坊保健所の指導・協力を得て、災害直後の精神科医療の確保と、災害が精神に与える影響に長期的に対応する体制を確立する。また、被害状況、救援の必要性や内容等の情報の速やかな収集と的確な判断を行い、精神保健福祉活動の規模と内容を状況に応じて常に適正なものに保つものとする。

5.1 精神障がい者の生活再建支援

被災精神障がい者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて、避難生活等による人間関係の変化により、過大のストレスが加わり、不安定になりやすい。これまで関わっていた精神保健福祉相談員等が早期に関わり、本人の悩みを聴き、問題処理に当たって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

- (1) デイケア、障害福祉サービス事業所等に通所していた場合は、交通事情等に配慮の上、できるだけ早期に通所者同士が災害のこと、仲間のこと等語れる場を提供する。
- (2) 医療費助成、罹災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や具体的支援を実施する。

5.2 高齢者への対応

身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来すなど、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は重要である。特に、仮設住宅や被災地外への移住等の環境の変化には注意を払い、「孤独死」等の防止にも努める。

高齢者が安心できる支援システムの整備が、こころのケアにつながる。

- (1) 高齢者に対する相談、訪問活動、安否確認等を地域ごとに実施し、精神保健面からのアプローチが必要なケースについて、継続的にフォローする。

- (2) 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して、語らいの場づくり等を行う。

5.3 アルコール関連問題への対応

- (1) 災害後には、大きなストレスのために過剰に飲酒するおそれがあるため、アルコール飲料販売の自粛指導、支援物資に含まれるアルコール飲料の適正な処理、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。
- (2) アルコール依存症の自助グループのミーティング会場が失われた場合は、早急に場所の確保を行い、ミーティングによる再飲防止への協力を行う等、自助グループの活動を積極的に支援する。
- (3) アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家の早期介入及び、アルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等と連携を図り対応するとともに、断酒会等の自助グループやボランティアを含む関係機関の連携による生活支援体制をつくる。

5.4 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく、種々の症状を引き起こし、時には長期的に問題が起こることもある。学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

5.5 家族等を亡くした人達への支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとっては、はかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

6 動物救護活動支援計画（救助対策班、産業・輸送対策班）

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難者の同伴動物等にかかる問題も予想されるため、町は、被災者支援の一環として、県獣医師会、動物愛護関係団体等の協力のもと、県の設置する「災害時動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動等を支援する。

6.1 被災地域における動物の保護

所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、町は、県、県獣医師会等関係団体及び動物愛護推進員、ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。

6.2 避難所における動物の適正な飼育

町は、県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の確保等
- (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡の調整

6.3 動物の管理

被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。

第4節 物資等の輸送供給

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、時間経過とともに変化するニーズに応じて供給・分配を行えるよう、時宜を得た物資・資機材の調達に留意し、物資・資機材の供給に関して、相互に協力するように努める。

1 食糧供給計画（救助対策班）

災害時における罹災者等に対する応急用食糧等の調達・供給は、県、農林水産省農産局（以下「農産局」という）、その他関係機関の協力のもとに本計画により実施する。

また、町及び防災関係機関は、平時における家庭及び企業の備蓄について推進するものとする。

1.1 食糧等の調達

1.1.1 自力での調達

まず、町の備蓄物資を放出するが、不足する場合は、商工会、農協及び町内関係業者の協力を得て調達する。

1.1.2 応援要請

災害により、備蓄倉庫が被災し食糧が供給できない場合及び町のみでの対応では食糧が不足する場合には、日高振興局長経由で県に対し、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。ただし、やむを得ない理由により、直接農産局長に連絡した場合は、必ず、知事に連絡する。

1.2 供給品目及び基準量等

通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人当たりの給食並びに供給基準は、1食当たり精米200gとする。ただし、消費の実情に応じては、乾パンの供給を行う（乾パンの1食分は100gとする。）。

1.3 炊き出しの実施

町長は、炊き出し等を実施する場合には、その責任者を指定するとともに、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。

1.3.1 炊き出し予定場所

- (1) 避難所に収容された者に対しては、原則として避難所とする。
- (2) その他の場合にあつては、被災者の利便及び輸送等の条件を考慮して決定する。

1.3.2 炊き出し協力団体

炊き出しの実施に当たっては、自治会、自主防災会、ボランティア団体、婦人会等の協力を得て行う。

1.4 救助法による救助基準

1.4.1 炊き出し及び食品給与対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪者等

1.4.2 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が縁故先等へ避難する場合は、この期間内に3日以内を現物により支給することができる。

1.5 食糧の保管、仕分け及び配給

- (1) 調達した食糧は、あらかじめ定められた場所（資料1 3.1 参照）に集積し、自主防災会及びボランティア団体等の協力を得て仕分けする。
- (2) 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者に配慮する。

2 給水計画（上下水道対策班）

災害のため飲料水が確保できない、又は汚染により飲用に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確保を図る。飲料水供給の実施は、主に町が行うものであり、給水計画を立て、1人1日最低必要量3ℓの水の確保に努める。実施できないときは、相互応援協定に基づき、日本水道協会和歌山県支部及び関西地方支部と連携のうえ、速やかに応援要請し、体制の確保を図る。

2.1 供給方法

飲料水等は、おおむね次の方法により供給する。また、給水の実施に当たって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるよう努める。

- (1) 給水車又は容器等による運搬供給
浄水場や被災地に近い水道から取水し、被災地域内の給水基地等へ飲料水・生活用水の輸送を行う。この場合特に病院、避難所等緊急度の高い所を優先とする。
- (2) ろ過器等による供給
飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときに、ろ過器等を通し飲料水を確保する。
- (3) 家庭用井戸水等による供給
家庭用井戸について、位置を把握しておくとともに、水質検査の結果、飲用水として適当と認めた場合には、その付近の罹災者のための飲料水として供給する。
なお、飲料に適さない場合には、消毒等により飲料水・生活用水として確保する。

2.2 事務手続

- (1) 町長は、飲料水の供給計画に基づき応急対策を実施したときは、直ちに、御坊保健所経由のうち、県（食品・生活衛生課）へ報告する。
- (2) 飲料水の供給ができないときの隣接市町等への応援要請の方法については、日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱（資料1 1.1）第5条のとおりとする。

2.3 救助法による基準

2.3.1 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内

2.3.2 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

- (1) 水の購入費
- (2) 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
- (3) 浄水用の薬品費及び資材費

2.4 水道施設の応急復旧

被災した水道施設の応急復旧については、本編第5章第4節「公共的施設災害応急対策計画」に定めるところによる。

3 物資供給計画（救助対策班）

救助法による罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画によるものとする。

3.1 生活必需品の調達

3.1.1 自力での調達

まず、町の備蓄物資を放出するが、不足する場合は、商工会及び町内関係業者の協力を得て調達する。

3.1.2 応援要請

災害により、備蓄倉庫が被災し物資が供給できない場合及び町のみでの対応では物資が不足する場合には、日高振興局長経由で県に対し、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

3.1.3 個人備蓄の推進

町及び防災関係機関は、災害直後に最低限必要となる被服等の生活必需品の各家庭における備蓄を推進する。

3.2 生活必需品の供給

3.2.1 対象者

住家が床上浸水以上の被害を受ける等、災害によって、被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

3.2.2 支給費目

被害の実情に応じ次の品目の範囲内において、現物をもって行う。なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

- (1) 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- (4) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘、軍手等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、ゴミ袋等）
- (8) 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
- (9) 衛生品（バンドエイド等簡易傷薬、消毒用石灰等）

3.2.3 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

3.3 物資の保管、仕分け及び配給

- (1) 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所（資料1 3.1 参照）に集積し、関係区及びボランティア団体等の協力を得て仕分けする。
- (2) 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者に配慮する。

第5節 公共土木施設等応急対策計画 (上下水道対策班、土木対策班)

災害の発生後、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧工事を行う前に、必要に応じ落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切など応急工事を実施する。

1 河川災害

被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は決壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

2 砂防・地すべり等土砂災害

二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。また、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、仮設防護柵等を設置する。

3 道路、橋梁災害

被災した道路、橋梁で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

4 下水道等災害

施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

5 山地災害

人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、速やかに応急復旧工事に着手する。

第6節 文教対策活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、学用品及び教科書等の確保、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学の支援の増強並びに特別支援学校在席児童等の就学奨励費の再支給等、応急教育に必要な措置を講ずる。

1 小・中学校の計画（文教対策班）

1.1 児童生徒の安全の確保

- (1) 児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通して常に緊急措置、安全措置が執れる体制を確立しておく。
- (2) 校長は、事前に災害が予知される場合や児童生徒に危険が及ぶ心配があるときなど、現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講ずるとともに、町に報告するものとする。
- (3) 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておく。

1.2 学校施設の確保

1.2.1 応急的修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急措置をして、使用する。

1.2.2 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足する場合は、二部授業等の方法による。

1.2.3 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等の公共施設又は隣接学校の校舎等を利用する。

1.2.4 特に地区が全体的被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、罹災を免れた公民館等公共施設を利用する。

1.2.5 町外施設利用の場合

町内の施設のみでは十分な施設が確保できないときは、県に対して施設利用の応援を要請する。

1.3 教職員の確保

1.3.1 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

1.3.2 町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、本部に教職員の派遣要請をする。本部は、管内の学校内において操作する。

1.3.3 町外操作

町において解決できないときは、町は、県に教職員の派遣要請をする。

1.4 応急教育と避難生活の調整

学校が避難所である場合には、応急教育と避難生活の調整を図る。

2 学校給食関係の計画（文教対策班）

2.1 実施計画

- (1) 被害状況に応じ、学校等の給食施設を利用し、応急給食を実施する。
- (2) 施設及び原材料が被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施する。
- (3) 災害時において、学校等が避難所として使用される場合、一般罹災者との調整を図るよう留意する。
- (4) 応急給食の実施及び学校給食再開時には、食中毒・感染症等発生のおそれがあるので、衛生管理等には、特に留意するものとする。

2.2 物資対策

町は、被害を受けた給食用原材料品の報告を、速やかに県に行い、被害物資の処分等について指示、指導を受ける。

3 社会教育施設関係の計画（文教対策班）

3.1 社会教育施設の対策

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策のため、特に避難所、本部等に利用される場合も少なくないので、町は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急修理等適宜の処置を速やかに実施する。

3.2 文化財対策

被災文化財については、文化財審議会等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するものとする。また、被災文化財個々についての対策を、所有者又は管理者に指示・指導する。

4 学用品支給計画 (文教対策班)

4.1 給与の種別

教科書等(教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又は承認を受けている教材)、文房具、通学用品

4.2 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は、全壊(焼)、流失、半壊(焼)及び床上浸水以上で、学用品がなく、就学に支障を生じている者

4.3 給与方法

- (1) 学用品は、原則として県において一括購入し、罹災児童生徒に対する配分は、町長が実施するが、教科書等については、地域ごと学校等によりその使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため、職権の委任により、調達から配分までの業務を町長に委任することがある。
- (2) 町長は、学用品の給与に当たっては、まず、その給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、罹災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握しなければならない。

第5章 生活再建、復旧・復興

第1節 罹災証明書の発行等

被災者に対する罹災証明書は、災害に係る住家の被害認定（以下「被害認定」という。）調査に基づき発行される。そのため、町は、迅速に被害認定調査を実施する。なお、火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法に基づき火災調査を行う。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

1 被害認定調査計画（総務対策班）

被害調査員を動員し、被害認定調査を実施し、被災した住家の被害程度を認定する。

なお、町職員だけでは人的に対応できない場合は、県、他市町および民間団体への協力を要請する。

1.1 被害調査員の任務

被害調査員は、人的被害及び住宅等一般について被害調査実施要領に基づき、被害程度の認定を行い、必要に応じて写真撮影を行う。

調査は、災害応急対策及び災害復旧対策の基礎となるものであり、正確な調査により早急に報告するよう努める。

1.2 被害調査員の身分

- (1) 被害調査員は、災害が発生し調査実施の指示があった場合は、直ちに「災害時における被害調査員編成表」に基づき、その任務を遂行する。なお、この場合、平常業務の任務は免除する。
- (2) 被害調査員は、その任務の終了後において災害応急対策が必要なときは、任務分担に基づき各課長の指揮下に入り任務につく。

2 被害認定計画（総務対策班）

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づいて、被害認定調査を実施する。

住家の被害調査は、「地震による被害」、「水害による被害」、「風害による被害」、「液化化等の地盤被害による被害」の災害ごとに定める方法で調査を行う。住家の被害区分としては、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない（一部欠損）」の6区分があり、「全壊」「半壊」の基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」、「大規模半壊」の基準は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4

月1日府政防第361号)」、「中規模半壊」の基準は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(令和2年12月4日府政防第1746号)」、「準半壊」の基準は、「災害救助事務取扱要領」において定義されている。

第2節 住宅・宅地対策計画

災害により住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることのできない者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理の実施並びに民間賃貸住宅、既存公営住宅等の活用等により、被災住民の住居の確保を図るものとする。また、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置に努めるとともに、住居の確保にあたっては二次災害に十分配慮する。

1 実施者（救助対策班）

- (1) 町は、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理の計画の樹立と実施を行うものとするが、実施が困難な場合は県が行うことができる。
- (2) 県は、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の供与を行うものとする。

2 救助法による応急仮設住宅の建設の基準（救助対策班）

建築基準法第85条の緩和を適用し、実施するものとする。

- (1) 規模並びに費用の限度は、資料7.1を参照のこと。
- (2) 応急仮設住宅の建設にあつては、段差の解消やスロープ、手すり等を設置し、高齢者や障がい者に配慮した構造の仮設住宅を一定割合建設するよう努める。

2.1 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

2.2 入居基準

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- (2) 居住する住家がない者であること。
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができない者であること。

3 救助法による住家の応急修理の基準（救助対策班）

3.1 規模並びに費用の限度

- (1) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。
- (2) 費用の限度は、資料7.1を参照のこと。

3.2 応急修理の期間

災害発生の日から3か月以内に完了すること。

3.3 対象者

居住者が自己の資力をもって応急修理ができない者

4 資材の確保（救助対策班）

資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、業者において確保できないときは町があっせん調達を行い、又は資材を支給する。

5 応急仮設住宅の管理・運営（救助対策班）

応急仮設住宅は、町長が知事から委託を受けて管理する。また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

5.1 家賃及び維持管理

- (1) 家賃は、無料とする。
- (2) 維持修理は、入居者において負担する。
- (3) 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

5.2 応急仮設住宅台帳の作成

町長は入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写を提出する。

5.3 供与期間

完成の日から2年以内とする。

6 民間賃貸住宅の活用（救助対策班）

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

7 公営住宅の活用等（救助対策班）

必要に応じ、被災者の住宅確保・住宅復興支援策として、公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設等や既設公営住宅の空き家の活用を図る。

また、災害の規模に応じて県内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受入れを要請する。

8 被災者に対する住宅建設資金等の融資（救助対策班）

災害が発生した場合、災害の被災者に対する被災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う災害復興住宅建設、補修資金の貸付等の融資制度を積極的に活用して、早急に被災地の復興を図る。

9 危険宅地、建築物の応急危険度判定の実施（土木対策班）

被災建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県へ判定士の派遣を依頼し、危険宅地応急危険度判定、建築物応急危険度判定を実施する。

10 住居に関する被災者への情報提供（救助対策班）

応急仮設住宅の入居手続き、被災住宅の応急修理に係る技術指導、提供可能な公営住宅情報等の被災者への周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、広報活動を実施する。

第3節 経済的支援

1 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画（救助対策班）

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、併せて生活の安定化を促進するものとする。

1.1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け

町は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸付けを行う。

1.2 生活福祉資金（福祉資金）の貸付け

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会は、被災した低所得世帯に対し、自主更正を目的に必要な資金を貸付けるものとする。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

2 災害義援金品配分計画（総務対策班、救助対策班）

罹災者、罹災施設、その他に対する義援金品の配分は、本計画による。

2.1 義援品の配分

引継ぎを受けた義援品は、次の方法によって配分する。

2.1.1 配分の基準

配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿い、効率的な配分を行う。

2.1.2 配分の方法

県等から配分を受け、又は町において受付けた義援品は、特別施設等に配分するものは施設別に、一般被災者に配分するものについては、民生児童委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分する。

2.1.3 配分の時期

配分は、できる限り受付け又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とし、義援品が少量時の配分は、一定量に達したときに行う等、配分時期に十分留意して行う。ただし、腐敗変質のおそれのある物質については、速やかに適宜の処置をするよう配慮する。

2.1.4 義援品の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分する。

2.2 義援金の募集・配分

義援金は、次の方法によって募集配分する。なお、寄託された義援金を速やかに被災者に配分すべきであることから、義援金の受付方法の工夫や配分基準をあらかじめ定めておく。

2.2.1 義援金の募集

義援金の募集は、町、県、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等により募集する。

募集期間は1か月で、災害の規模により延長することができる。

2.2.2 義援金の管理・配分

義援金の管理・配分は町、県、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等の募集機関、被災地関係者、学識経験者等による配分委員会を組織して、協議のうえ実施するものとする。

配分委員会事務局は県に置き、義援金の管理、配分の事務を行う。

2.2.3 金銭の管理

- (1) 各機関が受領した義援金は、配分委員会に速やかに管理換する。
- (2) 配分委員会が組織されるまで現金の領収保管は、町において適切に行う。
- (3) 現金は、銀行貯金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳を備え付け、出納の状況を記録し、経理する。
- (4) 貯金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

2.3 費用

義援品の配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担する。また、義援金の募集・配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。ただし、募集・配分の規模により、配分委員会にて協議することができるものとする。

第4節 公共的施設災害応急対策計画

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、二次災害を防止するための公共土木施設等の保全整備に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

1 上水道施設（上下水道対策班）

1.1 応急措置

町は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止、又は制限を行う。
また、被害状況について早急に調査し、県に通報するとともに、住民に周知する。

1.2 応急復旧

- (1) 応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。
- (2) 被災状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設を優先的に応急復旧を行う。
- (3) 断水をできる限り短期間で狭い範囲にとどめ、早期給水に努める。
- (4) 水道施設等に被害・損傷等が発生した場合は、必要により、「災害時における応急対策業務に関する応援協定書」（資料1 1.2 参照）に基づき、日高川町水道協会に応援を要請する。
- (5) 被災状況により、「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱」（資料1 1.1 参照）に基づき、応援を要請する。

1.3 災害時の広報

各施設の被害状況及び復旧見込み等について、住民に適切に広報し、混乱を防止する。

2 下水道施設（上下水道対策班）

2.1 応急措置

町は、下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障が生じないよう応急措置を講ずる。
また、被害状況について早急に調査し、県に通報するとともに、住民に周知する。

2.2 応急復旧

- (1) 応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。
- (2) 被災状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

- (3) 被災状況等により、県に対し、応援を要請する。

2.3 仮設トイレの設置

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間は、トイレが使用できない場合、応急措置として仮設トイレを設置する。

2.4 災害時の広報

各施設の被害状況及び復旧見込み等について、住民に適切に広報し、混乱を防止する。

3 建築物の応急対策（総務対策班、支所駐在班）

町管理の建築物等について、人命を第一にし、次のとおり応急措置を講ずる。

- (1) 地震が発生した場合、まず出火防止措置をとる。
- (2) 各施設利用者の安全を最優先とする。
- (3) 安全な避難場所へと避難誘導を行う。
- (4) 本部に対し、建築物の被害状況について報告する。
- (5) 施設の使用上の安全確認を速やかに実施し、応急復旧の措置を講ずる。
- (6) 地震被災建築物応急危険度判定の実施については、県及び関係団体の協力を得て実施する。

4 その他の施設（総務対策班）

電力、ガス、電気通信の応急措置及び復旧については、各社の応急復旧計画に基づき行うが、町では、情報の収集・広報を行うとともに、復旧作業を効率的に行えるよう協力する。

第5節 施設災害復旧事業計画

公共的施設等の災害復旧事業計画は、施設の緊急復旧とともに、再発災害の防止のための施策が考えられるが、復旧事業の実施に当たっては、原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは関連事業の採用を積極的に働きかけ、資金の性格にとらわれず、より効果的経済的な配慮を盛り込むとともに、本町を取り巻く自然的・社会的条件を十分加味した綿密な計画を組まなければならない。

特に、公共土木施設災害復旧事業の推進については、災害の程度及び緊急の度合等に応じて、調査、測量及び設計を早急に実施し、関係者と十分協議検討を加え、復旧計画に当たっては被害原因を基礎にして再度災害が発生しないよう、あらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、関連事業を十分考慮に入れて災害関連緊急事業の促進を図る。

また、大規模災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておかなければならない。

1 事業計画の種別（すべての班）

計画方針を基盤として次に掲げる事業計画について、被害の都度検討作成するものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設復旧事業計画
 - イ 砂防設備復旧事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - エ 地すべり防止施設復旧事業計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - カ 道路公共土木施設復旧事業計画
 - キ 下水道施設復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 水道施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧対策（すべての班）

災害に対する国の財政措置は、次のとおりである。

(1) 国庫補助及び国の財政措置

- ア 公共土木施設災害復旧…公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- イ 農林水産施設災害復旧…農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの
- ウ 公立学校施設災害復旧…公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- エ 公営住宅の建設…公営住宅法によるもの
- オ 都市施設災害復旧…都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの
- カ 上水道及び簡易水道施設災害復旧…「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」によるもの

(2) 地方債に基づく措置によるもの

(3) 地方交付税に基づく措置によるもの

(4) 激甚災害時の特別財政措置によるもの

激甚災害指定の手続きについては、次により行うものとする。

ア 激甚災害の調査

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

イ 特別財政援助の交付（申請）手続き

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

第6節 農林漁業者及び中小企業への融資

災害により被害を受けた農林漁業者及び中小企業に対し、町は、県と連携し、災害復旧に必要な資金の融資に関し、必要な指導及び周知を図る。

1 農林漁業関係の資金融通（産業・輸送対策班）

- (1) 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- (2) (株)日本政策金融公庫資金（(株)日本政策金融公庫法）
 - ア 農業経営基盤整備資金
 - イ 林業基盤整備資金
 - ウ 漁業基盤整備資金
 - エ 漁船資金
 - オ 農林漁業施設資金（共同利用施設）
 - カ 農林漁業セーフティネット資金
- (3) 生活営農資金
- (4) 林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法）
被害森林整備資金

2 商工業関係の資金融通（産業・輸送対策班）

- (1) 和歌山県融資制度枠の拡大、新制度創設
- (2) 災害復旧高度化融資

3 福祉関係の資金融通（救助対策班）

- (1) 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）（県社会福祉協議会運用）
 - ア 総合支援資金
 - イ 福祉資金
 - ウ 教育支援資金
 - エ 不動産担保型生活資金
- (2) 母子・父子・寡婦福祉資金
 - ア 事業継続資金
 - イ 住宅資金

4 住宅関係の資金融通（救助対策班）

- (1) 災害復旧住宅資金
- (2) 災害特別貸付

第7節 復興まちづくり (総務対策班)

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、再度災害防止とより快適な住環境をめざし、以下の事項に留意しつつ、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

- (1) 復興のため住環境の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の視点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように住環境の形成と機能の更新を図る。このため、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手順、スケジュール、被災者側での種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対して提供する。
- (2) 被災施設等の復旧事業及び災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には戦略的に行うものとする。
- (3) 災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとし、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

第6章 その他個別計画

第1節 農業関係災害応急対策計画

各種気象災害による農作物、農業施設等の被害を最小限にとどめるための諸対策について定める。

1 風水害応急対策（産業・輸送対策班）

1.1 水 稲

冠水田は、速やかに排水路を修復し、排水する。また、退水時に茎葉に付着した泥土は、洗い流す。倒伏した場合は、丁寧に引き起こし、成熟期に近いものは、早急に収穫する。（出穂後30日経過すれば、あまり減収にならない。）

なお、冠浸水田の落水後は、白葉枯病、紋枯病、トビイロウンカ、ヨコバイ、ヨトウ類の病虫害が発生しやすいので、早期防除を行う。植換えを要する場合は補種苗、仮補種苗等の確保を図り、直ちに植換えする。

1.2 果 樹

- (1) 倒伏樹は、露出した根の乾かないうちに引き起こし、土寄せ、支柱立て、敷草等を行う。
- (2) 果実発育期においては、落葉の程度に応じ手直し摘果による適正着果を維持し、成熟期には全摘果による樹勢回復を図る。
- (3) 落葉の甚しい樹は、わら等で枝幹の保護を行い、せん定は極力行わず翌春の新梢の充実後に適宜行う。
- (4) 冠水園は速やかに排水と土壌の乾燥を図る。

1.3 野 菜

- (1) 被害程度や作目、作型により異なるが、被害が著しく栽培を継続することが不可能な場合は、速やかに栽培を中止し、経営可能な範囲で次期作目、作型を検討する。
- (2) 被害が比較的軽微で、引き続き栽培を継続する場合は、次の措置を講じる。
 - ア 支柱等による倒伏の復旧や一部果実の収穫、摘果等により草勢の早期回復を図る。
 - イ 滞水している場合は、直ちに、排水溝（路）の整備等排水対策を行うとともに、園内の清掃をする。
 - ウ 泥水、はね水で汚染された茎葉は、速やかに噴霧器等で水洗する。
 - エ 幼苗時で補植可能な場合は、被害株（苗）を除去し、速やかに補植する。
 - オ 被害の程度により、葉面散布や追肥による栄養補給、土寄せ、敷わら（草）等を行い草勢の回復に努める。
 - カ 風水害の状況に応じ、病害防除の徹底を図る。

1.4 花き、花木

被害の程度により、引続き栽培可能なものは、次の応急措置を講じる。

- (1) 倒伏したものは、支柱、整枝用ネット等で起こし、土寄せ、敷わら（草）を行い、草（樹）勢の回復に努める。
- (2) 被害枝の除去及び再整枝の検討を行う。
- (3) 浸水した育苗は、切花園では、速やかに排水し泥水、はね水の汚れを水洗する。
- (4) 風ずれ、浸水に伴う病害の防除措置をとる。
- (5) 切花では被害株（苗）を除去し、補植可能なものは、予備苗を植付ける。
- (6) 草（樹）勢回復のため、追肥、葉面散布を行う。

1.5 施設栽培（野菜、花き、果樹）

- (1) ハウス、ガラス室などの施設の被害状況を速やかに調べ、破損部の早期補修に努める。
- (2) 風雨中も見廻りを徹底し、施設内への浸水防止や、換気に留意する。
- (3) 浸水、破損等の施設では、過湿状態とならないよう換気及び排水に努め、病害発生の予防措置をとる。
- (4) 施設の復旧に時間を要する場合は、その間温度管理に努め、特に低温時には、二重カーテンの設置など保温対策を講じる。

2 干害応急対策（産業・輸送対策班）

2.1 水 稲

用水の不足する水田では、水稻の生育に必要な最小の水量で最大の効果をあげるよう計画的、能率的なかん水を行う。

このため、水源を他に求められるところでは、田面が白くならないようにポンプ等による間断かん水を行う。また、適当な水源を近くで得られないところで、田面が白くなった水田では、株元へのかん水等を行い被害の軽減を図る。

干害を受けると、ウンカ類の発生が予想される。発生したら、直ちに防除を行う。

2.2 果 樹

- (1) 干ばつ時において着果量が過重にならないよう摘果し、適正着果を維持する。
- (2) かん水は、主根域土層の土壌水分含量に基づき、各生育時期別に定めた適正かん水量、間断日数により行う。用水不足の場合は局所かん水等による効率的な方法で行う。

2.3 野菜、花き等

- (1) 生育期間中の極端な土壌水分の低下は、作物の正常な生育を阻害するので、可能な限りかん

水を実施することが望ましい。

- (2) この場合、水源容量を考慮しながら、作物が干害影響を受ける直前から早目にかん水を開始する。
- (3) 特に、夏季は長期にわたって無降雨日が続くことがあるので、一度かん水を開始してから中断すると、一層被害を増すので注意する。
- (4) 定植後の乾燥は、著しく初期生育を阻害するので、夏季に限らず有効な手段でかん水する。

3 寒冷害（雪害）応急対策（産業・輸送対策班）

3.1 水 稲（山間部）

田植えは、遅れても温暖な日を待って行う。

生育時に低温が予想されれば、深水管理する。また早期落水は、登熟を妨げ、収穫量及び品質の低下を来すので、生育に見合った適切な水管理及び施肥等栽培管理に万全を期す。

また低温、日照不足等により、稲体が軟弱化し、抵抗性が弱まるので、いもち病を中心に病虫害の発生動向を的確に把握し、適時適切な防除に努める。

適期収穫を励行するとともに、乾燥能力に合わせた施設で計画的な乾燥及び水分別仕分けを徹底する。

3.2 果 樹

3.2.1 寒冷害対策

- (1) 落葉や枝幹の枯込みの甚しい場合は、わらや石灰乳等の塗布で枝幹の日焼けを防止する。
- (2) 枝の枯込みは、夏季や翌春まで続くことがあるので、せん定は枯込み部にとどめ、進行の停止後とする。
- (3) 冬季結実の晩柑類やびわは、気象情報に注意し、袋掛け、樹幹被覆等の保温管理のほか、異常低温が予想される場合は速やかに収穫する。
- (4) 収穫後の果実についても、凍害を受けることがあるので十分な貯蔵管理を行う。
- (5) 晩柑類の凍害果は、被害の程度及び苦味成分をもとに仕分け出荷する。

3.2.2 霜害対策

局地気象観測並びに霜注意報をもとに、燃焼資材等により気流の循環と気温低下の軽減を図る。

3.3 野菜、花き

- (1) 被害の程度に応じて、収穫中のものは、商品性を損なわない範囲で収穫し、被害部位を除去

して草勢の回復を促す。特に、えんどう、切花等で生長点が被害を受けた場合、側枝が密生するので、整枝に留意する。

- (2) 栽培を継続することが不可能な場合は、早く見切りをつけ、次期作目（型）に着手する。
- (3) 軽度の被害で草勢が弱っている場合は、気温の上昇を待って中耕及びチッ素主体の追肥を施す。

3.4 施設栽培（野菜、花き、果樹）

- (1) 野菜、花きは前項に同じ。
- (2) 積雪に伴い施設破損を防止するため、降雪初期から施設内温度を 12～13℃に調節するとともに、二重カーテンを開放して融雪を促す。

第2節 林業関係災害応急対策計画

災害時における林地あるいは林物産、林産施設等の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 林地の対策（産業・輸送対策班）

風水害等により林地に溪流荒廃及び山腹崩壊が発生し、緊急な災害復旧工事の遂行に特に先行して施工する必要のあるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものについては、県にその緊急復旧を要請する。

2 造林木の対策（産業・輸送対策班）

風水害等により造林木が被害を受けたときの対策は、次によるものとする。

(1) 倒木対策

災害により倒木したもののうち、倒木起しにより成立可能なものについては、県、森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起こしを実施するよう指導する。

(2) 資材等の調達

災害発生時に倒木復旧に必要な木起し機、縄等の資機材が不足するときは、県に確保斡旋を要請する。

(3) 病虫害の駆除

災害により病虫害が発生した場合、県、森林組合等と協力して防除についての情報発信をする。

3 苗木等の対策（産業・輸送対策班）

風水害等により苗木が不足する場合は県にその確保斡旋を要請する。

4 一般林産物及び施設の対策（産業・輸送対策班）

災害時における薪炭及び木材並びにその施設の対策は、次によるものとする。

(1) 被害木の処理

県、森林組合等と協力して被害木の早期伐出について督励指導するとともに、被害木搬出等のための労務、輸送の確保に努める。

(2) 流木の防止

木材取扱業者は、木材の流失による損害と流木の被害の防止のため、流失のおそれのある場所への貯木を避け、あるいは出水により流失のおそれがあるときは、木材を緊結する等、貯木には十分に配慮する。

(3) 浸水製材施設の処置

浸水等により製材施設が被害を受けたときは、県、森林組合、木材共同組合等関係機関と協力して速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るようその指導徹底にあたる。

5 特殊林産物及び施設の対策 (産業・輸送対策班)

災害時におけるしいたけ等の特殊林産物及びその施設の対策は、次によるものとする。

(1) 復旧用原木ほだきの確保

災害のため特殊林産物及び施設が被災し、その復旧に必要な原木、苗あるいは種菌等が不足し確保出来ないときは、県及び農業協同組合にその確保について要請する。

(2) しいたけ等への雑菌対策

県、農業協同組合等と協力して災害時における「あなたけ」「しわたけ」等の雑菌防止について、その指導徹底にあたる。

6 林道、治山施設等の対策 (産業・輸送対策班)

早期に巡視を行い、その被害状況を把握するとともに危険箇所への標示や住民の避難等を促すものとする。その後、緊急復旧を必要とする施設については、林野関係災害復旧事業の各要領により復旧を図る。

第3節 林野火災応急対策計画

町は、林野火災から自然環境と住民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、森林所有者・管理者・森林組合（以下森林所有者等という）、地域住民、消防機関、県その他関係機関と連携して消火・救助活動に当たるものとする。

1 出火の発見・通報（総務対策班、支所駐在班）

1.1 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防本部に通報しなければならない。また、発生した火災が微少な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。

1.2 消防本部の対応

通報を受けた消防本部は直ちに火災位置を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

- (1) 消防団 消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
- (2) 森林所有者等 森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
- (3) 県災害対策課 県防災ヘリコプターの緊急運航（町又は消防本部による運航要請）
- (4) 御坊警察署 消防車両の通行確保のための交通規制
- (5) 町 地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

2 消火・救出活動（総務対策班、支所駐在班）

2.1 火災防御活動の実施

現場に出動した消防隊は、地元消防団・森林所有者等・県防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

2.1.1 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

2.1.2 消火活動の実施

消防隊は、消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、県防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と調整のうえ、林業関係者等と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2.2 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防本部の消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長が協議して現地指揮本部長を定める。

3 避難・誘導（総務対策班、支所駐在班）

3.1 森林内の滞在者の退去

町・警察・消防団等は、林野火災発生のお知らせを受けたときは、直ちに防災行政無線、広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

3.2 住民の避難

町長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難情報の発令を行い、御坊警察署等と協力して住民を安全に避難させる。

4 広域応援等の要請（総務対策班、支所駐在班）

4.1 消防の広域応援

消火に当たる消防本部の消防長は、消防本部単独での対処が難しいと判断される場合は、県内の消防広域相互応援協定に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

4.2 自衛隊の派遣要請

町長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を本編第3章第3節「1 自衛隊派遣要請等の計画」に基づき要求する。

4.3 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えて、なおしばらく警戒に当たる。

第4節 危険物等災害応急対策計画

1 危険物施設災害応急対策計画（総務対策班、支所駐在班）

危険物施設等は、災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規程、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、災害による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

1.1 事業所

危険物施設の管理者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、県、町、消防本部等と連携して、災害時における応急措置を次により実施するものとする。

1.1.1 災害が発生するおそれのある場合の措置

- (1) 情報及び警報等を確実に把握する。
- (2) 施設内の警戒を厳重にするとともに、保安要員を各部署に配備する。
- (3) 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講ずる。
- (4) 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講ずる。

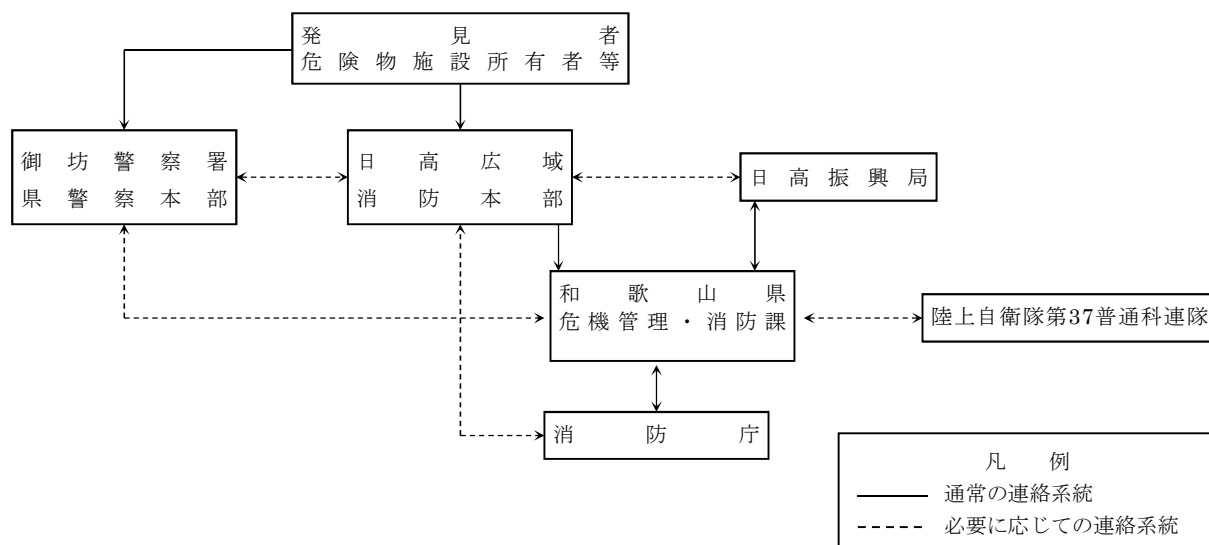
1.1.2 災害が発生した場合の措置

- (1) 消防機関及びその他の関係機関へ通報する。
- (2) 消防設備を使用し、災害の防除に努める。
- (3) 危険物施設等における詰め替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講ずる。
- (4) 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により、避難等の措置を講ずる。

1.2 町・消防本部

危険物施設の管理者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

1.3 通報連絡体制



2 火薬類災害応急対策 (総務対策班、支所駐在班)

火薬類による災害の発生するおそれがある場合、または災害が発生したときは、災害の発生または拡大を防止するため、速やかに次の応急処置を講じるものとする。

- (1) 火薬類貯蔵設備等の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、施設等の管理者は、関係機関との連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者を近づけないようにする。
- (2) 火薬類の搬出に余裕がない場合は、災害のおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内にいる住民を避難させるための措置をする。
- (3) 災害が発生した場合、次の措置を講じる。
 - ア 立入禁止区域の設定及び交通規制
 - イ 被災者の救出、救護
 - ウ 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動

3 高圧ガス災害応急対策計画 (総務対策班、支所駐在班)

高圧ガスによる災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講ずる。

- (1) 高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講ずる。
- (2) 前記の措置がとれない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置を講ずる。
- (3) 高圧ガスによる災害が発生した場合、下図により、消防本部、御坊警察署のいずれかに通

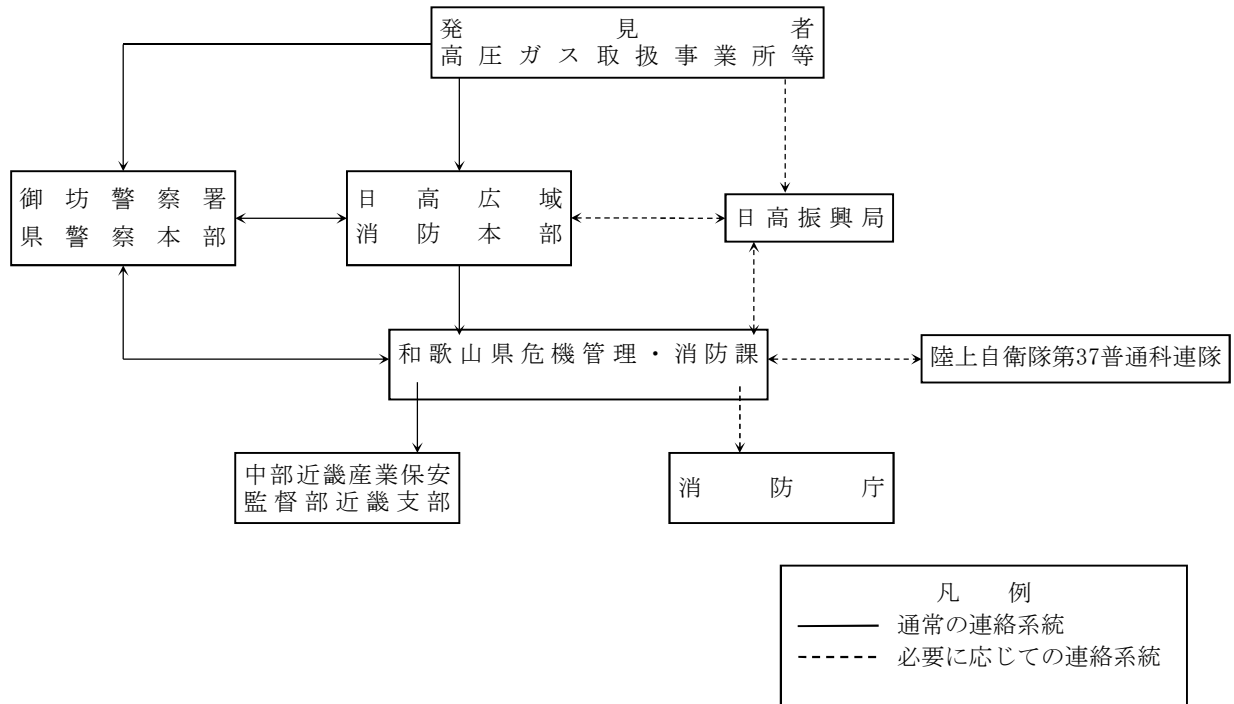
報するとともに、次の措置を講ずる。

ア 立入禁止区域の設定及び交通規制

イ 被災者の救出、救護

ウ 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動

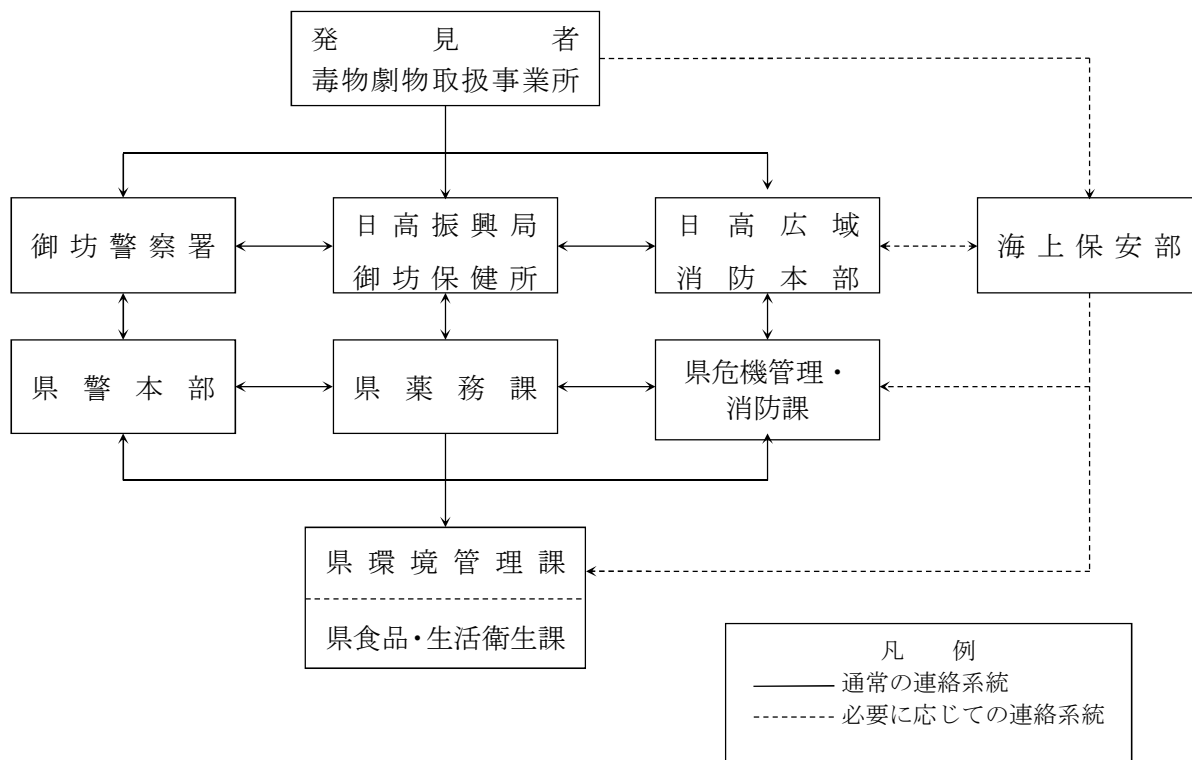
(4) 必要に応じて、県内高压ガス団体又は関係事業所の応援を求める。



4 毒物劇物災害応急対策計画（総務対策班、支所駐在班）

災害により毒物又は劇物保管施設が被害を受け、住民が保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合、県、消防機関、その他関係機関の協力のもとに、応急対策を行う。

- (1) 災害発生時における毒物・劇物の流出・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域の防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、御坊保健所・消防本部又は御坊警察署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第16条の2）。
- (2) 御坊保健所（又は御坊警察署）は、毒物・劇物の流出散逸等の状況について、速やかに広報活動し、関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。
- (3) 事故、災害が発生した場合の毒物・劇物の応急処理については、物質名及び物質質量、現場の状況等を十分把握し行動するものとする。



5 危険物等輸送車両災害応急対策計画（総務対策班、支所駐在班）

5.1 輸送従事者

輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講ずるものとする。

- (1) 消防本部及び御坊警察署に通報する。
- (2) 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。
- (3) エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講ずる。
- (4) 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講ずる。
- (5) 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め、適切な措置を講ずる。

5.2 町、消防本部

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

6 有害物質漏洩等応急対策計画（総務対策班、支所駐在班）

災害による有害物質の漏洩等により住民の健康被害が生じ又はその恐れがあるときは、速やかに次の応急措置を講ずる。

- (1) 町は、県及び防災関係機関と連携し、有害物質の漏洩等の有無、汚染状況、原因等必要な情報を迅速かつ的確に収集する。
- (2) 町は、県と連携し、被災事業所について、有害物質の漏洩状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。
- (3) 町は、県と連携し、被災により損壊した建物等の撤去工事において発生する粉じんや石綿の飛散を防止するため、建物等の損壊状況の調査を行うとともに、県が作成した「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル」等を参考に当該建築物等の所有者等に対し、その飛散防止対策を実施するように指導する。

また、被災建築物の解体工事についても、平時と同じく解体等事業者に対し、労働基準監督署及び御坊保健所と連携し、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則で規定される飛散防止措置を求める。

第4編

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本計画第1編第3節「防災関係機関の実施責任と業務大綱」に定めるところによる。

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

1.1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保については、第3編第4章第4節「3 物資供給計画」に定めるところによる。
- (2) 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

1.2 人員の配備

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

1.3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

町は、地震が発生した場合において、日高川町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

2 他の市町村への応援要請

- (1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第2編第3章第1節「2 相互応援体制整備計画」に示す。
- (2) 町は、必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

3 帰宅困難者への対応

- (1) 町は、民間事業者等に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 町は、町内において、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波に関する情報伝達等

津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編第3章第1節「情報の収集・伝達」に示す。

2 津波避難の呼びかけ及び避難指示の発令基準

気象庁から和歌山県に津波注意報・津波警報の発表がなされた場合は、町全域に海岸部に近づかないよう呼びかける。また、気象庁から大津波警報の発表がなされた場合は、津波浸水想定地域に対して、避難指示を発令する。

気象庁の発表に応じた対応

警報等	対応※	対象地域
大津波警報	避難指示の発令	津波浸水想定地域
津波警報・津波注意報 その他（津波予報等）	津波の注意喚起	町全域

※その後の地震・津波情報の更新により、警報、注意報等の発表が変更された場合は、速やかに新たな地震・津波情報に基づいた対応を実施する。

2.1 避難指示の発令

町長は、和歌山県に大津波警報が発表された場合は、津波浸水想定地域に対して、避難指示を発令する。

2.2 避難指示の解除

町長は、和歌山県に対する大津波警報の解除が発表され、津波による被害発生のおそれがないと判断できた場合、避難指示を解除する。

3 避難対策等

3.1 対象地域

地震発生時において、津波による避難指示の対象となる地域は、以下のとおり。

津波による避難指示の対象となる地域

区分	津波
対象地区	小熊区
避難指示	大津波警報を覚知したとき

なお、町は、南海トラフ巨大地震の津波にも対応できる避難場所を適切に指定するほか、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について適切な対応を行う。

3.2 町民への周知

町は、対象地域ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。

- (1) 地域の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難指示の伝達方法
- (6) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

3.3 避難所の応急危険度判定

町は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先定期に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する。

3.4 避難所への物資の供給

町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画しておく。

3.5 避難誘導

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画および本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

3.6 要配慮者への支援

要配慮者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- (1) 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
- (2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示が行われたときは、(1)に掲げるものの避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定する。
- (3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

3.7 外国人、出張者等の避難誘導

外国人、出張者等に対する避難誘導等を実施する。

3.8 避難所における救護上の留意事項

- (1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおり。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
- (2) 町は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
 - ア 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ 県に対し、県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置

3.9 津波に関する啓発

町は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

3.10 津波避難計画の策定

町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

4 消防機関等の活動

4.1 消防機関の活動

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

4.2 活動計画

消防機関の活動に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、日高川町消防計画に定めるところによる。

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

5.1 水道

水道施設管理者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害の軽減を図る。

5.2 電気

- (1) 電気事業者は、地域住民等の津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に必要な電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施する。
- (2) 指定公共機関 関西電力送配電株式会社和歌山本部が行う措置は、別に定めるところによる。

5.3 ガス

ガス事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

5.4 通信

通信事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため必要な措置を行う。

5.5 放送

放送事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため必要な措置を行う。

6 交通

6.1 道路

町、県警察及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

6.2 鉄道

鉄道事業者は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を定める。または、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

7 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

7.1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

7.1.1 各施設に共通する事項

- (1) 津波警報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

7.1.2 個別事項

- (1) 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (2) 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - ア 当該学校等が、町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置
- (3) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

7.2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、前項の7.1.1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

〈南海トラフ〉第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、前項の7.1.1又は7.1.2に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

7.3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

8 迅速な救助

8.1 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

8.2 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編第3章第1節「情報の収集・伝達」に示す。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編第3章第1節「情報の収集・伝達」に示す。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第3編第2章第1節「防災組織計画」に示す。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制を構築する。

4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するために各種情報の収集体制を整備する。

町は、災害対策本部等からの指示事項等の情報伝達を行い、県へ避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等を行う。

5 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、

後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

6 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

7.1 水道

水道施設管理者は、必要な飲料水を供給する体制を確保する。

7.2 電気

- (1) 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保する。
- (2) 指定公共機関 関西電力送配電株式会社和歌山本部がとる体制は、別に定めるところによる。

7.3 ガス

- (1) ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保する。
- (2) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定める。

7.4 通信

通信事業者は、必要な通信を提供するための体制を確保する。

7.5 放送

放送事業者は、必要な放送を提供するための体制を確保する。

8 交通

8.1 道路

- (1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知する。
- (2) 町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。
- (3) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにする。

8.2 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施する。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

9 町自らが管理等を行う道路、その他の施設に関する対策

9.1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

9.1.1 各施設に共通する事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (8) 各施設における緊急点検、巡視

9.1.2 個別事項

- (1) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- (2) 河川施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認
- (3) 保育所、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法

- (4) 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
なお、施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。
- (5) 病院においては、患者等の保護等の方法

9.2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、前項の9.1.1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

9.3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を実施する。

10 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1.1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、町の防災体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は第3編第3章第1節「情報の収集・伝達」に示す。

災害に関する会議の設置運営方法その他の事項については、第3編第2章第1節「防災組織計画」に示す。

1.2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

13 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

14 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、以下の事業について、具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を作成する。

なお、事業については、政令・告示に留意する。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化の実施
- (2) 防災拠点施設の整備
- (3) 備蓄倉庫の整備
- (4) 避難場所の整備
- (5) 避難路の整備
- (6) 土砂災害防止施設の整備
- (7) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設、消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設の整備
- (8) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (9) 通信施設の整備
 - ア 防災行政無線
 - イ その他の防災機関等の無線

第6節 防災訓練計画

1 防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

また、防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

2 県の助言と指導

町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合は、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

3 訓練内容

町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難情報、自主避難等による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。防災教育の内容は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき執られる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難活動、初期消火及び自動車運行の自

等防災上とるべき行動に関する知識

- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所・避難所及び避難路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

県及び町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

日高川町地域防災計画

令和6年2月 編集

編集発行 日高川町防災会議

日高川町総務課

〒649-1324

日高川町大字土生 160 番地

電話 0738-22-1700
